

玉野市 環境基本計画 (第3次)

(令和8年2月 (案))



令和8年3月

岡山県 玉野市

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的.....	1
2. 計画策定に関わる社会情勢の変化.....	2
3. 計画の位置付け.....	9
4. 計画の対象範囲.....	10
5. 計画の対象地域.....	10
6. 計画の期間.....	10

第2章 目指す環境像

1. 目指す環境像.....	11
2. 基本目標.....	12

第3章 施策の展開

1. 各主体の基本的な役割.....	14
2. 施策の体系.....	16
3. 施策内容.....	17
【基本目標①】 安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出	
基本施策（1） 大気環境の保全.....	17
基本施策（2） 水環境の保全.....	19
基本施策（3） 快適な生活環境の確保.....	22
基本施策（4） 自然と共生する環境の創出.....	24
【基本目標②】 気候変動対策（緩和・適応）	
基本施策（1） 緩和策の推進.....	28
基本施策（2） 適応策の推進.....	32
【基本目標③】 資源循環型社会の構築	
基本施策（1） ごみの4Rの推進.....	34
基本施策（2） ごみの適正処理の推進.....	37
【基本目標④】 持続可能な社会の担い手づくり	
基本施策（1） 環境教育・学習・保全活動の推進.....	39
4. 重点施策.....	43
重点施策 1 脱炭素設備の積極的な導入推進.....	43
重点施策 2 持続可能なごみ処理体制の強化.....	45

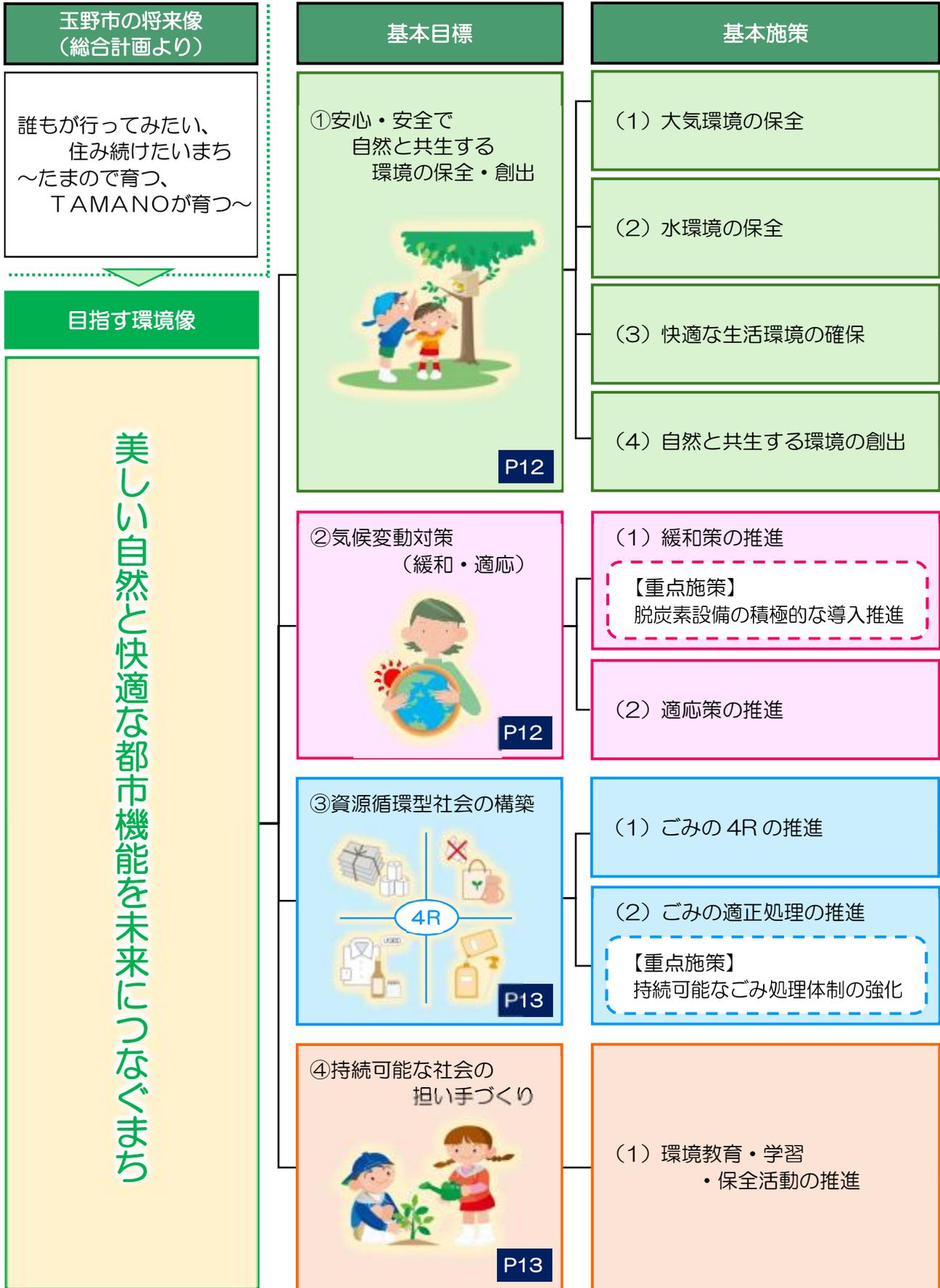
第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制 46
2. 目標の進捗管理 46

資料編

1. 玉野市環境基本条例..... 資料編-1
2. 玉野市の地域概況 資料編-5
3. 計画の策定経過 資料編-53
4. 諮問・答申..... 資料編-53
5. パブリックコメント..... 資料編-55
6. 用語集 資料編-56

◆環境基本計画の全体像



取組内容

- 大気汚染防止対策の推進
- 公害防止対策の推進
- 悪臭防止対策の推進



P17

- 公共用水域の常時監視・浄化対策の推進
- 排水対策の推進
- 汚水の適正処理の推進



P19

- 道路交通騒音・振動対策の推進
- 工場・事業場の騒音・振動対策の推進
- 環境美化の推進
- 空き家対策の推進
- ごみステーションの適切な維持管理の促進



P22

- 生物多様性の保全促進
- 外来生物対策の推進
- 自然をいかした観光振興
- 自然とふれあえる場の提供
- 森林の適切な整備の推進
- 自然景観の保全



P24

- 省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの普及促進
- 化石燃料の代替エネルギーの利活用
- 環境に優しいライフスタイルや事業活動の促進
- 脱炭素型まちづくりの推進



P28

- 持続可能な農林水産業の推進
- 自然災害対策の推進
- 熱中症や感染症といった健康被害への対策の推進



P32

- 発生抑制・排出削減の推進
- 資源化の推進
- 食品ロス削減の推進



P34

- 適正処理の推進
- 不法投棄の防止
- 海ごみ対策への協力



P37

- 地域と一体となった環境教育の推進
- 市民への環境学習の推進
- 環境に関する情報周知
- 市民の環境に配慮した行動の支援
- 事業者が自発的に行う環境保全活動の支援
- 市民団体の活動支援
- 施設見学の推進



P39

【計画の目標指標】

環境指標	基準年度	基準値	目標値
基本目標① 安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出 			
大気における環境基準達成項目割合	令和6年度	86.4% (19/22項目)	100% (22/22項目)
児島湖の水質 (COD)	令和6年度	8.2mg/L	県の目標に準拠
生活雑排水処理率	令和6年度	94.7%	97.6%以上
自動車騒音・道路交通振動の要請限度以下達成率	令和6年度	100% (4/4地点)	100% (4/4地点)
地区によるイノシシ侵入防止柵設置延長	令和6年度	167.6km	174.5km以上
公園緑地が整っていると感じている市民の割合	令和6年度	44.7%	55.0%以上
基本目標② 気候変動対策 (緩和・適応) 			
市域から排出される温室効果ガス量 (平成25年度: 1,117千t-CO ₂)	令和3年度	800千t-CO ₂ 28.4%削減 (平成25年度比)	651千t-CO ₂ 41.8%削減 (平成25年度比)
市の事務事業から排出される温室効果ガス量 (平成25年度: 20,397t-CO ₂)	令和6年度	13,333 t-CO ₂ 34.6%削減 (平成25年度比)	8,159 t-CO ₂ 60.0%削減 (平成25年度比)
再生可能エネルギーの導入目標	令和5年度	70.2MWの太陽光発電設備	127.3MWの太陽光発電設備
基本目標③ 資源循環型社会の構築 			
1人1日当たりごみ総排出量	令和6年度	958.5g/人・日	850.0g/人・日以下
資源化率	令和6年度	12.1%	17.2%以上
最終処分量	令和6年度	3,570t/年	2,530t/年以下
基本目標④ 持続可能な社会の担い手づくり 			
ごみ処理施設の見学教育件数	令和6年度	10件	15件以上
その他の環境教育件数	令和6年度	9件	10件以上

※目標年度は2033(令和15)年度としていますが、基本目標②については、2030(令和12)年度を目標年度として設定しています。

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

玉野市（以下、「本市」という。）では、「玉野市環境基本条例」に基づき、2012（平成24）年3月に「新玉野市環境基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「安全・循環・共生～みんなで築く持続可能な環境都市 たまの」を目指す環境像とした、環境保全及び創造に関する施策の推進を図ってきました。

しかし、前回計画策定以降、社会情勢は大きく変化し、近年では、地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、これまで以上に環境問題への迅速な対応が求められており、国の環境の保全に関する基本的な計画である「第六次環境基本計画（2024（令和6）年5月、閣議決定）」では、人類の活動は「地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつある」と問題提起しています。

一方、環境分野以外に目を向けると、人口減少や少子高齢化の進行、それに伴う地域経済への影響など、社会・経済面での課題も深刻化しています。これらの課題は環境問題と密接に関連しており、総合的な対応が求められています。

「第六次環境基本計画」では、健全で恵み豊かな環境を基盤として、その上で経済社会活動が存在していることを前提に、「環境保全」を通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を重視しており、環境の保全が持続可能な社会を形成する重要な要素であることを示しています。

前回計画の計画期間経過に伴い、近年の社会情勢を踏まえ、環境問題の多様化・深刻化に対応し、良好な環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政が一体となって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「玉野市環境基本計画（第3次）」（以下、「本計画」という。）を策定します。



【だいだらポジー】

国民一人ひとりが「ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、反転させること）」に資する消費・選択をできる経済社会づくりを推進するためのイメージキャラクターであり、地球のポジティブな未来を抱きしめて見守り続けています。

2. 計画策定に関わる社会情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

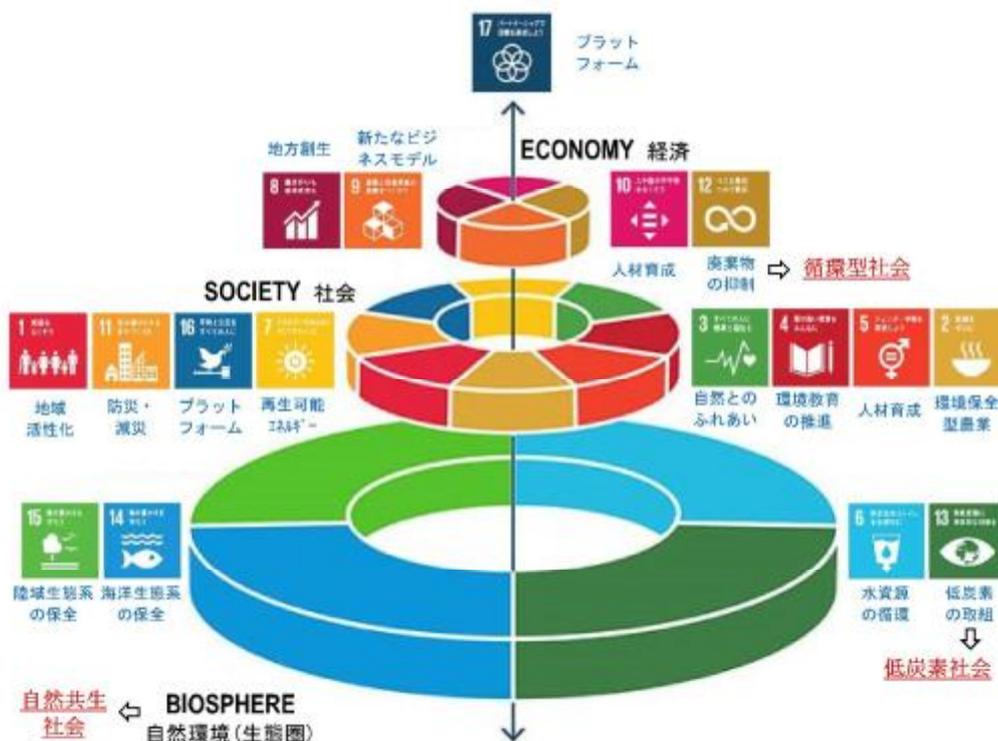
持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された 2030（令和 12）年までに達成すべき国際目標です。

地球上の全ての人々が平和と豊かさを享受できる社会の実現を目指す人類共通の目標であり、「誰一人取り残さない（Leave No One Behind）」という理念のもと、貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育、ジェンダー平等、気候変動対策といった持続可能でより良い世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

国の「第六次環境基本計画（2024（令和6）年5月、閣議決定）」（詳細は4ページ参照）では、持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴールを構造的に表現した概念図である「SDGs ウェディングケーキモデル」が示されています。

このモデルは、SDGs の目標を「生物圏」「社会圏」「経済圏」という3つの階層に分類し、それぞれの目標が相互に関連しあっていることを示しており、全ての目標達成のための協力関係の重要性を象徴しています。

【SDGs のウェディングケーキモデル】



出典：「第六次環境基本計画の概要（環境省）」（Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記）

●持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールについて

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとは、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために、国連が2030（令和12）年までの世界共通のゴールとして定めた目標のことです。貧困、飢餓、教育、環境問題、格差、平和といった人類共通の課題を、地球規模で解決していくための指針になっています。

【持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール】

17のゴール	
	目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
	目標 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	目標 6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標 7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：「国際連合広報センターウェブサイト（国際連合広報センター）」

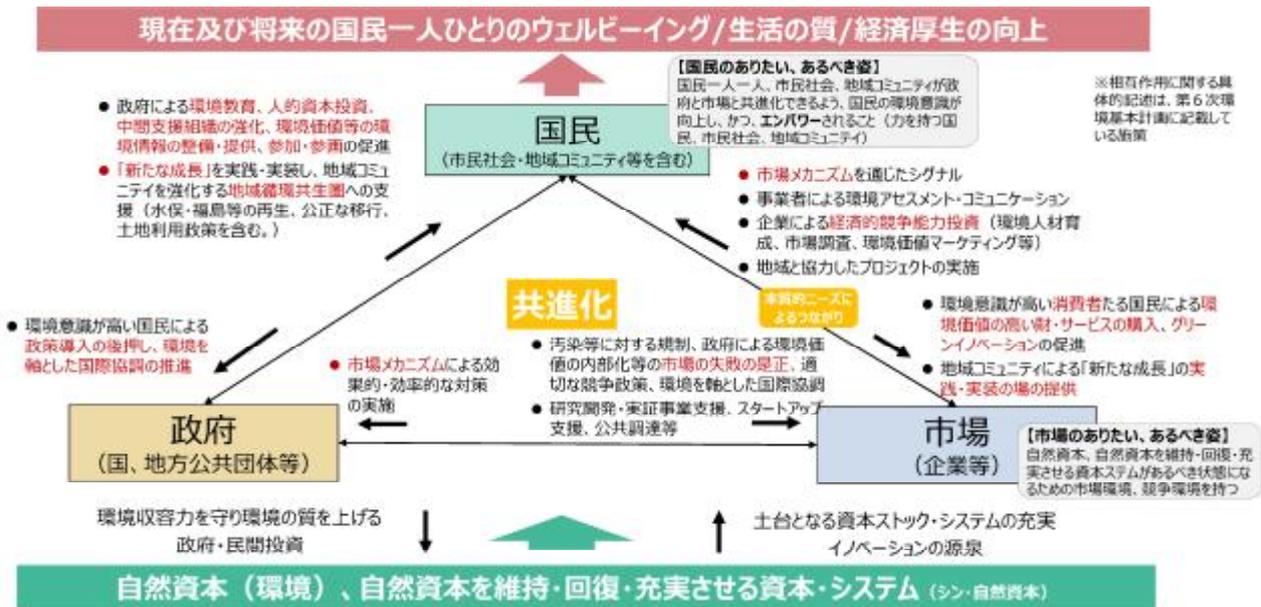
(2) 第六次環境基本計画

国は、1993（平成5）年に環境基本法を制定し、この法律に基づき、環境の保全に関する基本的な計画として1994（平成6）年に「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、社会情勢の変化や環境問題の変容に対応するため、おおむね5年ごとに見直されてきました。

2024（令和6）年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、「第五次環境基本計画」の地域循環共生圏の理念を継承しつつ、「環境・経済・社会の統合的向上」を通じた人々の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を重視しています。

この計画では、環境保全が単に自然を守るだけでなく、人々の健康や生活の質の向上にも直結するという視点が強化されており、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生への向上」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図るとしています。

【「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現のイメージ】



出典：「第六次環境基本計画の概要（2024（令和6）年5月、環境省）」

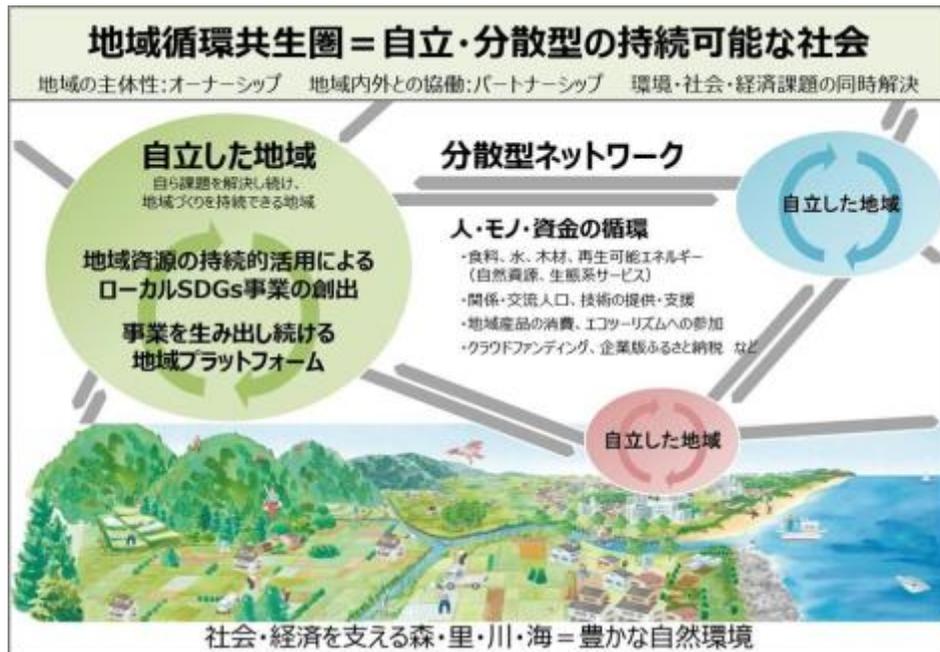
●地域循環共生圏とは

地域循環共生圏は、高齢化や人口減少といった社会課題を解決し続けられる「自立した地域」を各地で創出するとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

この概念は地域のSDGsとして、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指すものであり、「ローカルSDGs」とも呼ばれています。

地域循環共生圏の大きな特徴は、足元の資源に価値を見出し、採算性を伴った事業を展開することで、環境・経済・社会の課題を同時に解決することにあります。

【地域循環共生圏のイメージ】

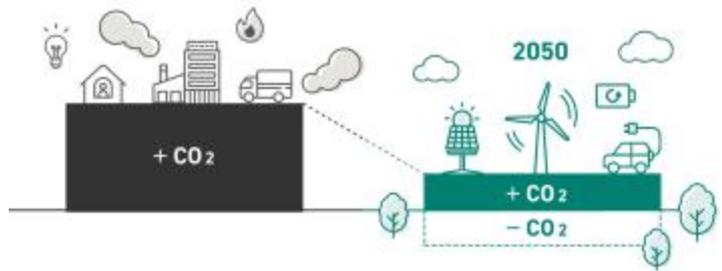


出典：「環境省ローカルSDGs 地域循環共生圏（環境省）」

(3) 脱炭素社会の実現

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」では、パリ協定が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比較して 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に抑える努力を継続する」ことを国際的な目標として掲げています。

【ネット・ゼロの概念】



出典：「脱炭素ポータル（環境省）」

この目標を達成するため、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「ネット・ゼロ」の目標を表明する国・地域が増加し、世界的に脱炭素の機運が高まっている状況となっています。

我が国では、2020（令和 2）年 10 月に、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行い、以下に示す温室効果ガス排出量の削減目標を掲げています。

【国の温室効果ガス排出量の削減目標】

2013（平成 25）年度時点の温室効果ガス排出量と比較して、

2030（令和 12）年度に **46%**削減

2035（令和 17）年度に **60%**削減

2040（令和 22）年度に **73%**削減

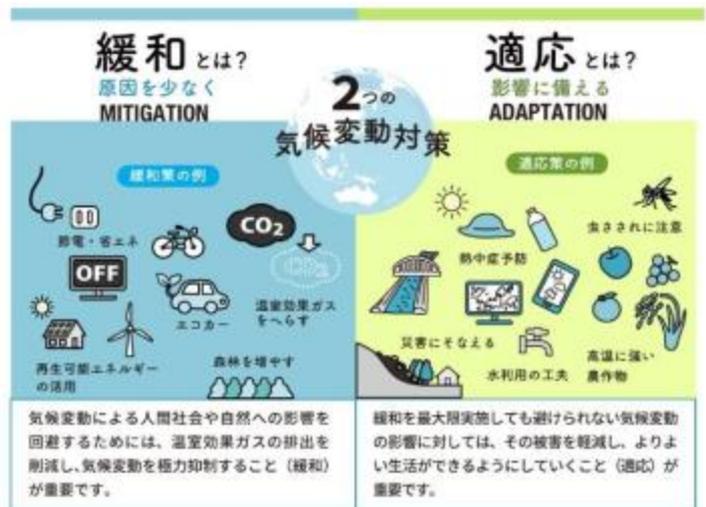
2050（令和 32）年度に **ネット・ゼロ**達成

2018（平成 30）年に制定された気候変動適応法では、緩和策だけでは避けられない気候変動の影響に対する「適応策」を法的に位置づけています。

具体的な「適応策」として、以下に示す 7 分野が規定されています。

- ① 農業・林業・水産業
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害・沿岸域
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 国民生活・都市生活

【緩和策と適応策】



出典：「気候変動適応情報プラットフォーム

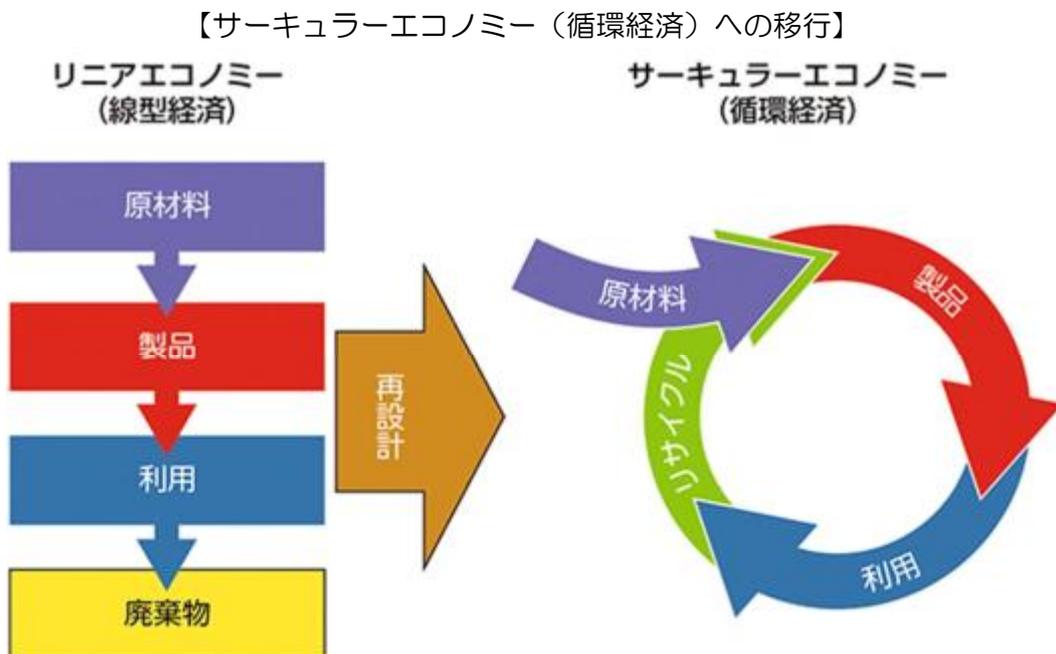
（国立研究開発法人国立環境研究所）」

(4) 循環型社会の形成

循環型社会の形成とは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済システムから脱却し、資源を可能な限り循環・有効活用することで、環境負荷の最小化を図る社会経済モデルを構築することを指します。その中核となるのがサーキュラーエコノミー（循環経済）であり、従来の3R（Reduce（リデュース）：発生抑制、Reuse（リユース）：再使用、Recycle（リサイクル）：再生利用）に加え、日常生活においてごみそのものを発生させない「Refuse（リフューズ）：発生回避）」を加えた4Rを推進することで、資源投入量を削減し、製品・部材・素材をできるだけ長く循環させることを目指す経済の考え方です。

国では、2024（令和6）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な形で資源を効率的かつ循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進することが明記されました。あわせて、資源の有効活用や環境負荷への配慮から、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組を促進するための法制度が整備されています。

サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行は、気候変動対策や生物多様性の保全、環境汚染といった社会課題の解決に資するのみならず、産業競争力の強化、経済安全保障の確保、地方創生、さらには質の高い暮らしの実現にも貢献するものとして位置づけられています。



出典：「令和7年版 環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書（環境省）」

(5) ネイチャーポジティブ（自然再興）

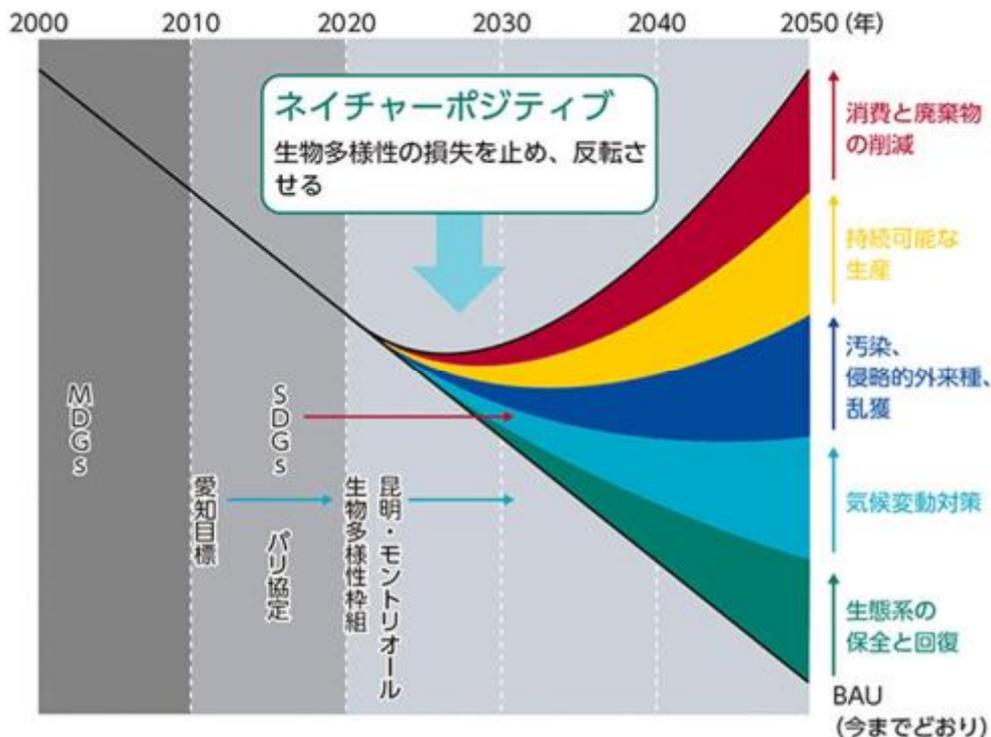
現在、生物多様性と生態系サービスの状況は世界的に悪化しており、その回復が喫緊の課題となっています。このため、生物多様性の損失を食い止め、回復へと転じさせる考え方である「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が求められています。

2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブを実現する国際目標が掲げられ、国際社会における認知度も高まっています。

国では、2023（令和5）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブを達成することを目標として掲げています。また、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、2030（令和12）年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」を含む、5つの基本戦略を示しています。

ネイチャーポジティブは、単なる自然保護にとどまらず、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献する方向へ転換していくことを目指す考え方であり、経済界からも注目されています。健全な自然と生物多様性は人類存続の基盤であるとともに、社会経済活動を継続するための前提条件であり、その基盤となる自然資本の維持は不可欠となっています。

【ネイチャーポジティブの概念】



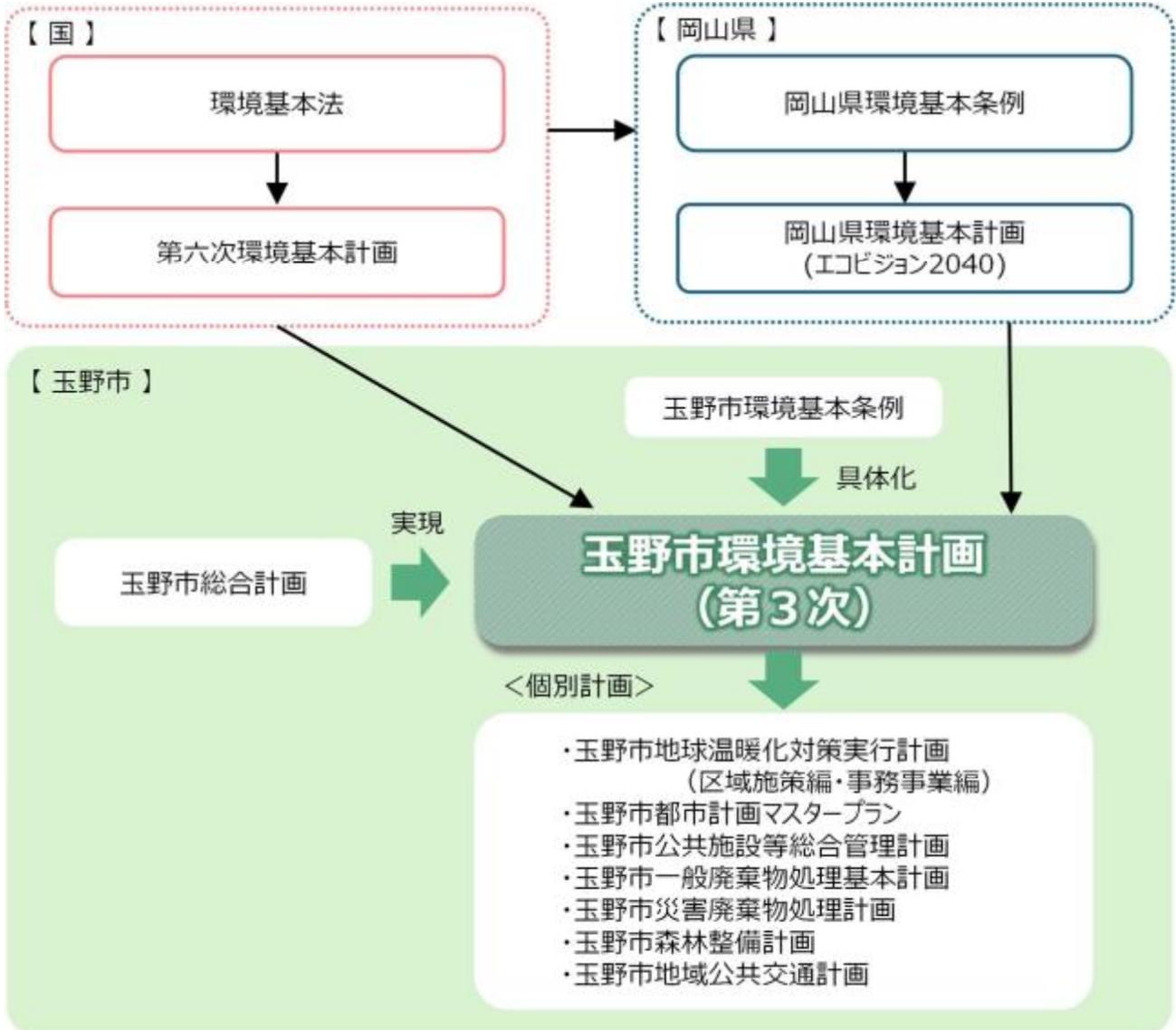
出典：「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」より環境省作成

3. 計画の位置付け

本計画は、玉野市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念のもとに策定するものです。

「玉野市総合計画（2023（令和5）年4月）」（以下、「総合計画」という。）に定められた本市の将来像を環境面から総合的に実現していくための計画としても位置付けられ、本市が策定する全ての個別計画や施策・事業は、環境の保全などの観点から本計画との整合を図って実施していくこととします。

【計画の位置付け】



4. 計画の対象範囲

本計画において対象とする環境は、「玉野市環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する基本方針を踏まえ、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」、「資源循環」、「環境教育」としています。

【計画の対象範囲】

環境分野	主な環境要素
生活環境	大気、水質、悪臭、騒音、土壌、有害化学物質 など
自然環境	森林、農地、生物多様性、自然景観、歴史・文化 など
地球環境	地球温暖化、気候変動 など
資源循環	廃棄物、リサイクル、食品ロス など
環境教育	環境学習、環境活動、人材育成、情報発信 など

5. 計画の対象地域

本計画は、市内全域を対象とします。ただし、環境問題の多くが行政の境界を越え、広域的に関わることから、国や岡山県、他自治体との広域的な連携を図ります。

6. 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度を初年度として、「玉野市一般廃棄物処理基本計画」や「玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」といった個別計画と整合を図るため、2033（令和15）年度を目途とした計画期間とします。

ただし、本市の環境や社会情勢の変化、科学的知見の向上などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】



※本市から排出される温室効果ガス量の算定は、統計データの公表時期の都合上、3年前のデータが最新値となります。このため、2033（令和15）年度に2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の算定が可能となります。

第2章 目指す環境像

1. 目指す環境像

「目指す環境像」とは、市民・事業者・行政に共通する長期的な目標として、本市のあるべき姿を示すものです。

玉野市の最上位計画である総合計画では、市の将来像として「誰もが行ってみたい、住み続けたいまち～たまので育つ、TAMANOが育つ～」を掲げています。この将来像を達成するために8つの基本方針を掲げており、そのうち、生活環境・都市基盤の分野においては「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」を掲げています。

本計画は、総合計画に定められた本市の将来像を環境面から総合的に実現していくための計画として位置付けられています。そこで、本計画においては、総合計画に掲げる生活環境・都市基盤の基本方針「美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち」を、目指す環境像として各種環境施策を推進します。

本計画における目指す環境像

美しい自然と快適な都市機能を未来につなぐまち

【総合計画で掲げられた市の将来像と8つの基本方針】



出典：「玉野市総合計画 概要版（令和5年4月）」

2. 基本目標

本市の目指す環境像を達成するために、次の4つの基本目標を掲げ、総合的かつ体系的に各種施策・取組を推進していきます。

(1) 安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出

大気・水・音などの生活環境は、健康かつ快適に生活するために欠かせない要素となるため、今後も適切に状況を把握・監視することが重要です。また、本市には瀬戸内海国立公園など、貴重な自然が豊かに広がっており、この自然を次の世代に受け継ぐことが大切です。

国・県・周辺市町と協働しながら、安心・安全で快適に過ごすことができ、自然と人が共生することのできる環境の保全・創出を目指します。



(2) 気候変動対策（緩和・適応）

気候変動は国際的な環境問題として挙げられており、局地的な豪雨や夏の暑さといった気候変動の影響は、私たちの暮らしにますます身近に迫っています。このため、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出抑制（「緩和」）を進めるとともに、気候変動による悪影響に備える「適応」を進めていくことが求められています。

市民・事業者・行政が協働しながら、気候変動対策（緩和・適応）を推進します。



(3) 資源循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする社会経済システムから、資源を可能な限り循環させて使い続けることで環境負荷を最小限に抑える社会経済モデルへの転換が求められています。

市民・事業者・行政が協働しながら、廃棄物の発生回避（リフューズ）・発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の4Rを推進し、資源が循環する循環型社会の構築を目指します。



(4) 持続可能な社会の担い手づくり

気候変動・資源循環・自然共生などの環境保全が単に自然を守るだけでなく、わたしたちの健康や生活の質の向上にも直結するという意識を育むことが重要であり、市民一人ひとりの環境意識の醸成並びに行動変容を促していくことが求められています。

市民・事業者・行政の多様な取組をつなげ、大きな輪にしていきます。また、環境教育をはじめとする普及・啓発などを通し、持続可能な社会の担い手づくりを目指します。



第3章 施策の展開

1. 各主体の基本的な役割

本市の目指す環境像を達成する上で、各主体がそれぞれの役割を積極的に果たし、互いに連携して成果を積み上げていく必要があります。各主体の主な役割は以下に示すとおりです。



行政の役割

■ 環境行動の率先的実行

計画推進を先導するために、率先して環境行動を実践します。

■ 市民・事業者・行政のパートナーシップ形成

市民・事業者との協働を深め、実践するための仕組みづくりを行います。

■ 他機関との連携

国や県、近隣の自治体など関係機関と相互に共同歩調をとりながら、環境施策を広域的に推進します。

■ 情報の発信

地域の環境情報を公開するとともに、市民や事業者が環境行動を実践していくうえで必要となる情報などを積極的に提供していきます。

市民の役割

■主体的な取組の推進

環境対策を行政だけの取組にとどめることなく、地域や市民団体などと協働しながら主体的な活動を進めていきます。また、積極的に環境に関するイベントなどに参加し、環境に関する理解を深めていきます。

■ライフスタイルの見直し

毎日の暮らしの中で、省エネ行動や4Rを実践し、環境負荷の少ないライフスタイルに転換していきます。

■身近な環境の保全

海辺、湖沼、ため池、河川、公園など、身近な地域の環境を守り育てていきます。

■未来への投資

省エネ家電・断熱改修・再エネ発電設備の導入検討など、環境に配慮した製品を積極的に選択し、暮らしと環境の質を同時に高めていきます。

事業者の役割

■環境保全の推進

環境関連法令に基づく基準などを遵守し、省エネや再エネの推進をはじめ、環境に配慮した事業活動に日々改善を図ります。

■関係機関（地域・消費者・他企業など）との連携

環境保全に関する取組を消費者や他企業と連携して広げるとともに、事業活動の内容などについて積極的な情報公開を実践します。

■環境改善を切り口とした事業展開

環境保全技術の開発や環境に配慮した製品の開発・導入・販売促進など、環境改善を切り口とした事業展開を積極的に進めます。

■身近な環境の保全

海辺、湖沼、ため池、河川、公園などの清掃・美化活動といった身近な地域の環境保全活動を積極的に行います。

2. 施策の体系

本計画で掲げる基本目標を達成するための基本施策を以下に示すよう体系づけ、市民・事業者・行政が協働して施策を展開します。

【施策体系】



3. 施策内容

基本目標① 安心・安全で自然と共生する環境の保全・創出

(1) 大気環境の保全



●現状と課題

- 本市では、昭和40年代に深刻な大気汚染が生じましたが、その後、本市及び県、主要企業が協力して対策を進め、現在は年間を通じておおむね環境基準を達成しています。一方で、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を達成しておらず、有害大気汚染物質（ヒ素及びその化合物）は指針値に適合していません。今後も、県と連携して常時監視と発生源対策を着実に進めるとともに、野焼きなどの未然防止・指導にも引き続き取り組みます。

●目標指標

- 良好な大気環境を確保するために、大気汚染に関する環境基準を達成します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値 (令和15年度)
大気における環境基準達成項目割合※	令和6年度	86.4% (19/22項目)	100% (22/22項目)

※大気汚染に関する環境基準を達成している項目数／大気汚染に関する環境基準全ての項目数×100

【大気環境基準達成状況（令和6年度）】

測定局名称	測定項目						計
	SO ₂	SPM	NO _x	CO	O _x	PM2.5	
日比	○	○	○		×		
向日比1丁目	○		○				
日比2丁目	○	○					
後閑	○	○					
向日比2丁目	○	○					
用吉				○	×		
宇野	○	○	○		×	○	
渋川	○	○	○				
測定項目計	7	6	4	1	3	1	22
達成項目計	7	6	4	1	0	1	19
達成割合	100%	100%	100%	100%	0%	100%	86.4%

○：達成 ×：未達成

※測定局・測定項目の詳細は「資料編-17」以降に記載しています。

●取組内容

◆市の施策◆

■大気汚染防止対策の推進

本市の大気汚染の状況や自動車からの排出物質を引き続き監視・公表し、大気汚染防止に努めます。また、県が公表している有害大気汚染物質測定結果を踏まえ、県と協力しながら発生源対策を進めていきます。これらに加え、本市の大気に影響を及ぼすおそれのある大規模開発などについては、関係機関との連携を図り、適切な対策を求めていきます。

■公害防止対策の推進

市内主要企業との環境保全協定の締結や運用を進めるとともに、快適な大気環境の確保のため、事業者による自主的な公害防止対策を推進します。

■悪臭防止対策の推進

悪臭発生源に対する指導・監視を行い、悪臭防止対策を推進します。

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 自転車や公共交通機関の利用、徒歩に努め、できる限り自動車の利用を減らしましょう。
- 自動車を運転する際は、ふんわりアクセルや減速時は早めにアクセルを離すなどのエコドライブに努めましょう。
- 自動車を購入する際は、車両のダウンサイジングや次世代自動車への転換に努めましょう。
- ごみの野焼きは行わないようにしましょう。(原則禁止)

〈事業者〉

- ばい煙発生施設の適切な維持管理を徹底しましょう。
- 自動車を運転する際は、ふんわりアクセルや減速時は早めにアクセルを離すなどのエコドライブに努めましょう。
- 自動車などを購入する際は、ダウンサイジングや次世代自動車への転換に努めましょう。
- 環境保全協定を締結するなど、自主的な公害防止対策に努めましょう。
- 臭気対策施設を設置するとともに、適切に維持管理し、悪臭対策に努めましょう。

●光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、工場や車から出る窒素酸化物や炭化水素が、太陽の光などの紫外線により光化学反応して生成される汚染物質です。濃度が高くなると、目や喉に刺激を与え、目がチカチカする、喉が痛いなど、人の健康に影響するほか、農作物などの植物に対しても悪影響を与えます。

光化学オキシダントについて、環境基準の設定以降、環境基準の達成率は全国的にほぼ0%ですが、これまでに多くの科学的知見が蓄積されてきています。また、光化学オキシダントは、植物の二酸化炭素吸収を阻害することから、気候変動の観点からも影響が懸念されています。このような状況を踏まえ、環境省は、健康影響に係る環境基準の再評価と植物影響を勘案し、光化学オキシダントの新たな環境基準案を示しています。

(2) 水環境の保全



● 現状と課題

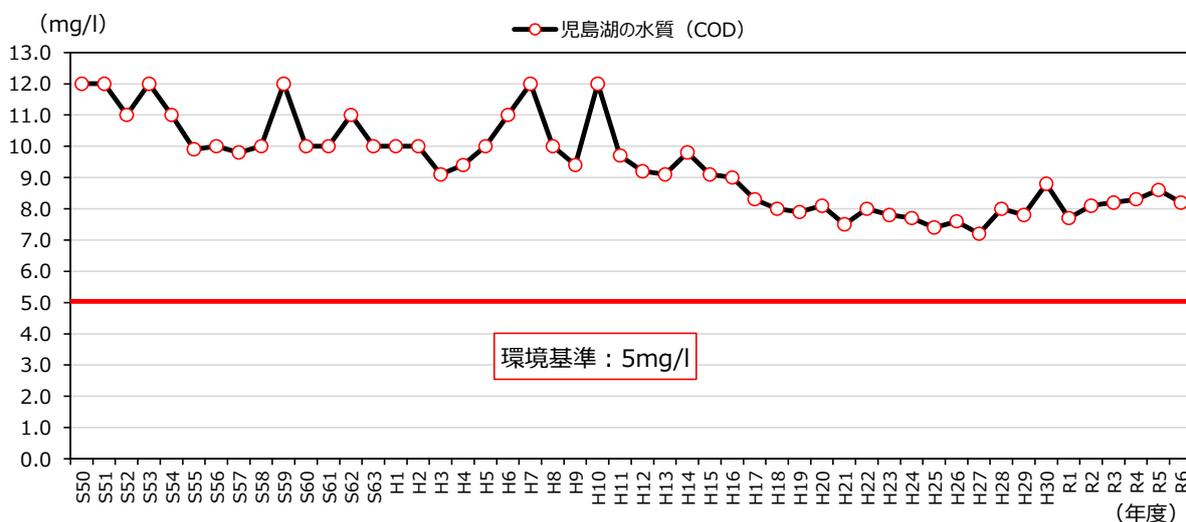
- 水環境について、下水道の普及率が高いことに加え、生活雑排水処理率も高い水準で推移しており、主要工場などの公害対策も進んでいるため、市内河川などの水質は改善されています。一方で、閉鎖性水域である児島湖では、COD・全窒素・全リンが依然として環境基準を上回っており、児島湾及び備讃瀬戸においてもCODに関する課題が残っています。このため、今後も、国・県・流域市町と連携して定期測定・公開を行い、水質のさらなる改善に努めます。

● 目標指標

- 児島湖の水質改善を目指すために、県の目標に準拠した指標を設定します。また、本市の公共用水域の水質改善を目指すために、玉野市一般廃棄物処理基本計画に準拠した指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値 (令和15年度)
児島湖の水質 (COD)	令和6年度	8.2mg/L	▶ 県の目標に準拠
生活雑排水処理率	令和6年度	94.7%	▶ 97.6%以上

【児島湖の水質 (COD) の推移】



※児島湖での水質測定は「児島湖湖心」及び「児島湖樋門」の2か所を実施しており、COD濃度が高い値を採用しています。

※詳細は「資料編-26」に記載しています。

● 取組内容

◆ 市の施策 ◆

■ 公共用水域の常時監視・浄化対策の推進

本市が実施している河川や池などの水質測定・公表を継続し、水質汚染の状況把握や水質保全の啓発に努めます。また、市内の河川のしゅんせつやため池の維持管理など、水環境の保全を図っていきます。県が水質測定などを実施している児島湖や児島湾・備讃瀬戸については、環境基準を超過している地点もあるため、県や関係市町と連携して、水環境の保全に努めます。

■ 排水対策の推進

下水道水洗化の促進（早期接続の働きかけや普及啓発）を図るとともに、下水道未整備地区に対しては、合併処理浄化槽の設置補助を行います。また、家庭・事業所へ情報提供を行い、生活排水対策を推進します。

■ 汚水の適正処理の推進

汚水を適正に処理するために、下水道管渠やポンプ場、終末処理場、し尿処理施設の適切な維持管理を徹底します。

◆ 市民・事業者の取組 ◆

〈市民〉

- 公共下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。
- 公共下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽を設置し、定期的に水質検査を行うとともに、適正な維持管理をしましょう。
- 家庭でできる生活排水対策や廃食用油の分別回収を実践しましょう。

〈事業者〉

- 公共下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。
- 公共下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽を設置し、定期的に水質検査を行うとともに、適正な維持管理をしましょう。
- 有害物質を含む排水は、排水処理施設を適切に管理し、確実に処理しましょう。

【本市が実施している水質調査の状況】



●児島湖について

児島湖は、岡山平野南部に広がる淡水湖であり、1959年に児島湾の湾奥を締切堤防により締め切って造られた人工湖として誕生しました。用水確保や塩害の一掃に寄与した一方、人口の増加や産業活動の活発化に伴い、生活排水や産業排水の流入量が増大し、水質汚濁の問題が顕在化しました。生活排水対策が進むにつれ、長期的にみて水質は緩やかに改善されていますが、近年は横ばい傾向となっています。

玉野市は流域の一部を占めており、本市においても、下水道や合併処理浄化槽の整備、ヨシ原の適正管理、道路清掃や流域清掃大作戦などを実施し、県や他市町と連携して、水質改善と生態系の保全に取り組んでいます。

【児島湖の流域図】



出典：「児島湖ハンドブック（2025（令和7）年3月、岡山県）」

●PFOS・PFOAについて

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、PFASの一種です。

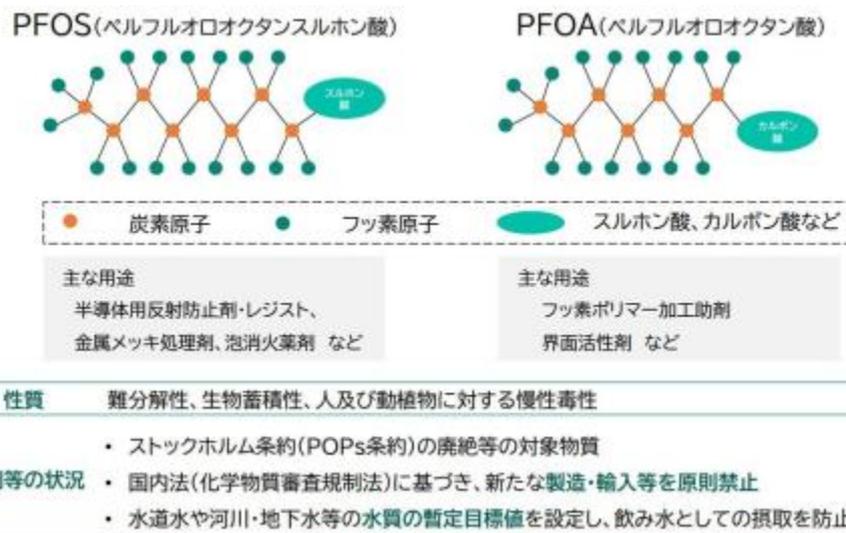
PFASとは、主に炭素とフッ素からなる化学物質の総称であり、1万種以上の物質があるとされています。PFASの中には独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い等）を持つものがあり、幅広い用途で使用されています。

その中で、PFOS及びPFOAは、環境中で分解されにくく、環境中での残留性や健康影響の懸念から、2009年以降、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。

環境省では、2020（令和2）年に水道水や環境中の水の目標値を定め、飲み水からの摂取を防ぐ取組を進めています。

本市水道事業では、継続的にPFOS及びPFOAの検査をしていますが、これまでに、全て基準値（PFOSとPFOAの合計で0.00005mg/L）未満の結果となっています。

【PFOS・PFOAの概要】



出典：「環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>）」

(3) 快適な生活環境の確保



●現状と課題

- 騒音・振動について、本市では騒音規制地域及び振動規制地域を指定しています。また、本市内の主要道路4か所において自動車騒音・道路交通振動の調査を2011（平成23）年度から行っており、全て要請限度以下となっています。今後も、工場・事業所、建設作業及び自動車から発生する騒音・振動の監視を行い、快適な生活環境の維持に努めます。
- 環境美化活動について、本市ではクリーン作戦や市内各地のパトロールを行うとともに、「ポイ捨て防止に関する条例」に基づく市民への環境美化の意識啓発を続けていますが、ごみのポイ捨てや不法投棄は依然として課題となっています。このため、市民一人ひとりの環境美化意識の醸成を図るため、啓発・指導活動を継続して努めます。
- 市民から寄せられる相談について、公害に関する相談はその多くが大気汚染と騒音に関する内容となっています。また、生活環境に関する相談は、ごみの捨て方に関するものを除くと、大部分が動物（犬・猫）と不法投棄に関する内容となっています。これら市民の身近な困りごとに対して、丁寧な対応を行うとともに、快適な生活環境の確保に努めます。

●目標指標

- 今後も快適な生活環境を確保するために、以下の指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値 (令和15年度)
自動車騒音・道路交通振動の要請限度以下達成率	令和6年度	100% (4/4地点)	100% (4/4地点)

※詳細は「資料編-32」に記載しています。

【本市が実施している自動車騒音・振動調査の状況】



● 取組内容

◆ 市の施策 ◆

■ 道路交通騒音・振動対策の推進

自動車交通騒音・振動の測定を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して、騒音・振動の防止に努めます。

■ 工場・事業場の騒音・振動対策の推進

工場や建設工事から発生する騒音・振動について、住民の生活環境を保全するため、届出の審査や必要に応じて指導を行います。

■ 環境美化の推進

「ポイ捨て防止に関する条例」に基づく啓発やクリーン作戦などの取組を通じて、市民一人ひとりの美化意識の向上を図ります。また、広報誌・ホームページ・SNSにおける発信を工夫し、継続的な情報提供と環境美化活動の参加を促進します。これらに加え、ポイ捨て・不法投棄防止パトロールなど、市民などが実施する地域の清掃活動について広く周知するなど、その活動を支援します。

■ ごみステーションの適切な維持管理の促進

市内には、約 1,000 か所のごみステーションがあり、市民による適切な維持管理（清掃・点検・修繕など）を促進するため、補助制度や情報提供を継続します。

■ 空き家対策の推進

所有者などに対して空き家の適正管理を働きかけるとともに、流通・利活用の促進、除却に対する支援などを行い、空き家による景観悪化などの防止に努めます。

◆ 市民・事業者の取組 ◆

〈市民〉

- 自動車を運転する際は、不要なクラクションや急発進・空ぶかしをしないようにしましょう。
- 音響機器の音で近隣に迷惑をかけないように、使用時間帯や音量に気をつけましょう。
- ペットを飼うときは、隣人や地域に迷惑をかけないようにしましょう。
- エアコンの室外機などは、隣家に配慮した位置に設置しましょう。
- 自宅やその周辺の清掃に努めましょう。
- 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- 円滑な分別収集のため、ごみステーション利用のルールを守りましょう。

〈事業者〉

- 事業活動による騒音・振動などの発生には十分注意しましょう。
- 商業宣伝などで拡声器を使用する場合は、使用時間帯や音量に配慮しましょう。
- 建設工事の際は、低騒音型・低振動型機械の使用や防音壁の設置など、騒音・振動の防止に努めるとともに、近隣へ工事内容を説明しましょう。
- 事業場やその周辺の清掃に努めましょう。
- 地域の環境美化活動への参加や協力に努めましょう。

(4) 自然と共生する環境の創出



● 現状と課題

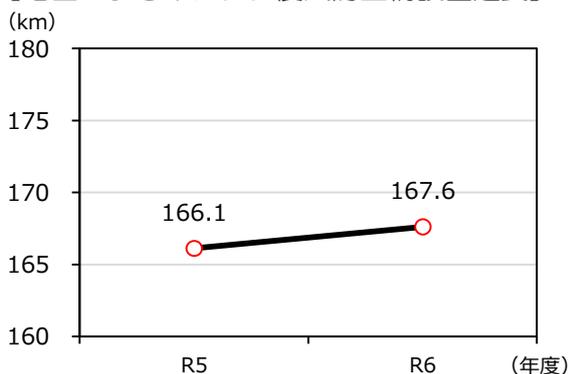
- 近年、生物多様性と生態系サービスの状況は世界的に悪化しているため、自然の損失を止め、プラスに反転させていく「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という考え方が求められています。県では、希少野生動植物の保護や生物多様性の保全に向けた取組を進めており、本市においても自然共生型社会の構築に向けた意識啓発や機運醸成を図っていく必要があります。
- 本市では、外来生物（セアカゴケグモなど）の定着や野生鳥獣（イノシシなど）による鳥獣被害が確認されているため、関係機関と協力しながら対策を進めていく必要があります。
- 本市は、東西44kmに及び海岸線と多島美に恵まれた自然環境や自然林と池沼が連なる深山公園などの豊富な観光資源に恵まれています。これらを地域資源と捉え、今後もより多くの市民が自然とふれあうことのできる場や機会を充実していくことが必要です。
- 王子が岳を中心とする山並みの眺望と県下最大の美しい砂浜が続く渋川海岸は、県内でも特に優れた景観を誇っているため、「岡山県景観計画（2008（平成20）年4月、岡山県）」において、「渋川・王子が岳」が景観モデル地区に指定されています。このため、県と協働しながら景観形成を図っていく必要があります。

● 目標指標

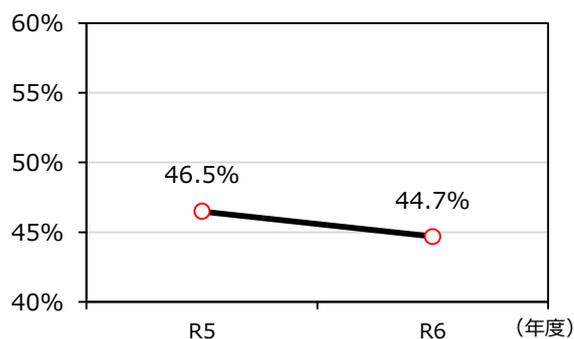
- 野生鳥獣による鳥獣被害の防止を図り、自然と共生する環境の創出を目指すために、総合計画に準拠した指標を設定します。
- 快適で質の高い自然とふれあえる憩いの場の提供を目指すために、総合計画に準拠した指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	目標値 (令和15年度)
地区による イノシシ侵入防止柵設置延長	令和6年度	167.6km	▶ 174.5km以上
公園緑地が整っていると 感じている市民の割合	令和6年度	44.7%	▶ 55.0%以上

【地区によるイノシシ侵入防止柵設置延長】



【公園緑地が整っていると感じている市民の割合】



● 取組内容

◆ 市の施策 ◆

■ 生物多様性の保全促進

県が実施している希少野生動植物の保護やレッドデータブックの作成状況などに関する普及啓発を行い、市民の生物多様性の保全に係る理解を深めるよう努めます。開発行為が行われる場合は、自然保護に配慮するよう対応します。

■ 外来生物対策の推進

外来生物の生息実態を把握するとともに、外来生物の移植・移入の防止及び防除に関する普及啓発を行います。外来生物による生態系への影響や農林水産業などへの被害に関しても、関係部署と連携し、対応を検討します。

■ 鳥獣被害対策の推進

イノシシなどによる農業被害や市街地への出没を減少させるため、関係機関と連携しながら、防護柵の設置やイノシシの捕獲数の調整を図るなど、鳥獣被害対策を推進します。

■ 自然をいかした観光振興

本市の恵まれた自然環境や豊富な観光資源を活用した持続可能な観光振興を推進します。

■ 自然とふれあえる場の提供

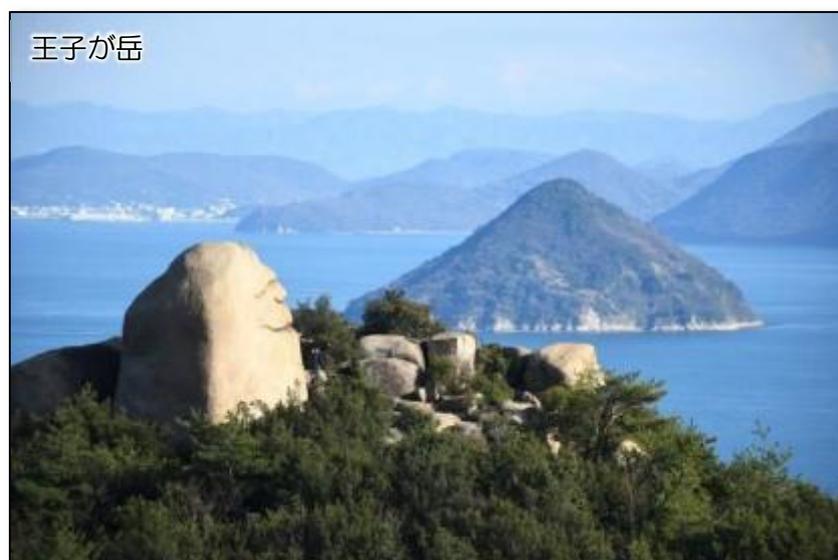
自然林と池沼が連なる深山公園など、自然とふれあうことのできる公園について、魅力向上を図り、より快適で質の高い憩いの場となるよう推進します。

■ 森林の適切な整備の推進

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「玉野市森林整備計画」に基づいた森林整備を推進します。

■ 自然景観の保全

景観モデル地区である「渋川・王子が岳」をはじめとする本市の風光明媚な自然景観の保全を推進します。



◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 農耕地や草地、山林など、様々な環境を有する里山の適切な管理を行い、生態系や種の多様性を維持することに努めましょう。
- 希少な動植物を採取しないようにしましょう。
- 生物多様性の保全についての認識を深め、自然環境の保護に努めましょう。
- 外来生物問題についての認識を深め、外来生物の遺棄、放逐、植栽を行わないようにしましょう。
- 積極的に自然とふれあう機会をつくりましょう。
- 森林の有する機能についての認識を深め、森林保全につながるような行動に努めましょう。

〈事業者〉

- 各種開発を行う際は、地域住民の意見を聴く機会を設け、野生生物の生息・生育環境の保全に配慮しましょう。
- 生物多様性の保全活動への参加や支援に努めましょう。
- 外来生物の販売業者は、適切な飼育や栽培方法についての啓発に努めましょう。
- 農業事業者は、イノシシなどの有害鳥獣についての認識を深め、鳥獣被害対策に努めましょう。
- 市民が参加できる自然体験活動などの場の提供に努めましょう。
- 各種事業の実施に際しては、森林・緑地をできるだけ保全するなど、市民が自然とふれあう場の確保に努めましょう。
- 各種事業の実施に際しては、自然景観との調和に配慮しましょう。

●生物多様性と生態系サービスについて

地球環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中で、つくられたかけがえのないものです。そうした生物多様性はそれ自体に大きな価値があり、保全すべきものです。そして、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。

生態系サービスを経済的に評価し、「自然」の重要性の認識に役立てようとする「生態系と生物多様性の経済学（The Economics of Ecosystem and Biodiversity）」の英語の頭文字をとった「TEEB」では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「生息・生育地サービス」の4つに分類しています。

【生態系サービスの4つの分類】

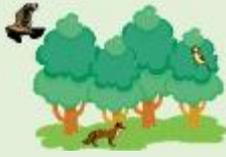
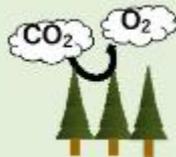


出典：「自然の恵みの価値を知る-生物多様性と生態系サービスの経済的価値の評価-（環境省）」

●森林の有する多面的機能について

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深く関わっています。これらの機能を発揮することで、国民生活に様々な恩恵をもたらします。

【森林の有する多面的機能】

生物多様性保全	地球環境保全	土砂災害防止・ 土壌保全	水源涵養
<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子保全 ・生物種保全 ・生態系保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素吸収 ・化石燃料代替エネルギー 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面侵食防止 ・表層崩壊防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水緩和 ・水資源貯留 ・水質浄化 
快適環境形成	保健・ レクリエーション	文化	物質生産
<ul style="list-style-type: none"> ・気候緩和 ・大気浄化 ・快適生活環境形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保養 ・行楽、スポーツ、つり 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、風致・教育 ・宗教、祭礼・芸術 ・伝統文化 ・地域の多様性 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材 (建築材、燃料材等) ・食料 (きのこ、山菜等) 

出典：「森林の有する多面的機能について（林野庁）」を参考に作成



基本目標②

気候変動対策(緩和・適応)

(1) 緩和策の推進



●現状と課題

- このまま地球温暖化が進行すると、氷河の融解や海面水位の上昇、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康などの影響といった、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を及ぼすことが予測されています。市民・事業者・行政が協働しながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制（「緩和」）を進めることが求められています。
- 県では、2020（令和2）年7月に「2050年カーボンニュートラル」を表明しています。また、温室効果ガス排出量を、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で39.3%削減することを目標としており、2021（令和3）年度時点で24.6%削減しています。
- 2021（令和3）年2月に本市を含めた県内の13市町で構成される岡山連携中枢都市圏により「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」が表明されており、脱炭素に係る啓発事業や好取組事例の共有などの取組を進めています。今後も各市町で連携を図りながら脱炭素化を進めていく必要があります。
- 本市では、2024（令和6）年3月に「玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しており、温室効果ガス排出量を、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で41.8%削減することを目標としています。本市の温室効果ガス排出量は、省エネ化の推進や再生可能エネルギー設備の普及拡大により、減少傾向で推移し、2021（令和3）年度時点で28.4%削減（2013（平成25）年度比）しています。

●目標指標

- 温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の構築を目指すために、玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に準拠した指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	計画目標 (令和12年度)
市域から排出される 温室効果ガス量 (平成25年度：1,117千t-CO ₂)	令和3年度	800千t-CO ₂ 28.4%削減 (平成25年度比)	651千t-CO ₂ 41.8%削減 (平成25年度比)
市の事務事業から排出される 温室効果ガス量 (平成25年度：20,397t-CO ₂)	令和6年度	13,333 t-CO ₂ 34.6%削減 (平成25年度比)	8,159 t-CO ₂ 60.0%削減 (平成25年度比)
再生可能エネルギー設備の導入	令和5年度	70.2MWの 太陽光発電設備	127.3MWの 太陽光発電設備

※詳細は「資料編-34～36」に記載しています。

● 取組内容

◆ 市の施策 ◆

■ 省エネルギーの推進

日常生活において、節電や可能な限り自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなどの省エネ行動を推進します。また、省エネ機器の導入や建築物の省エネ化、電気自動車など環境負荷の少ない次世代自動車への転換を推進します。

■ 再生可能エネルギーの普及促進

日照時間が豊富である地域特性を踏まえ、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの普及を促進します。また、再生可能エネルギーを最大限活用することや非常用電源を確保するために、蓄電システムの普及もあわせて促進します。

■ 化石燃料の代替エネルギーの利活用

現在、本市が実施している廃食用油の回収及びバイオディーゼル燃料（BDF）化を継続して実施できるよう努めるとともに、その他の化石燃料の代替エネルギーの利活用を検討します。

■ 環境に優しいライフスタイルや事業活動の促進

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の実践を促進し、脱炭素型のライフスタイルや事業活動への転換を推進します。

■ 脱炭素型まちづくりの推進

公共交通を軸に複数の拠点が連携するコンパクトでネットワーク化された都市づくりを推進し、公共交通機関の利用を促進します。

● 超急速 EV 充電システムの導入

市内事業者の協力により、2025（令和7）年11月10日に、超急速EV充電システムである「EVチャージステーション」が道の駅みやま公園内に開設されました。

地域住民や観光などで遠方から訪れるEV利用者の利便性向上を図り、電気自動車への転換促進が期待されます。

【道の駅みやま公園内のEVチャージステーション】



◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 日常生活での省エネルギーやエコドライブの実践など、省エネ行動を実践しましょう。
- 自動車から自転車、公共交通機関など環境にやさしい乗り物へ転換しましょう。
- 古布や廃食用油の収集に協力しましょう。
- 住宅の断熱化や省エネ性能の高い家電・次世代自動車の選択など、省エネ機器への転換に努めましょう。
- 地元でとれた農林水産物を積極的に購入するよう努めましょう。
- 環境家計簿などを活用し、二酸化炭素排出量の把握や削減に努めましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを、廃棄・更新時の回収や再資源化まで考慮して導入しましょう。
- 地球温暖化防止の意義や目的についての理解を深めましょう。

〈事業者〉

- 省エネ診断を受けるなど、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握や削減に努めましょう。
- 建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、省エネルギー設備の導入に努めましょう。
- 自動車から自転車、公共交通機関など環境にやさしい乗り物へ転換しましょう。
- 次世代自動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践に努めましょう。
- 地産地消の推進に協力しましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを、廃棄・更新時の回収や再資源化まで考慮して導入しましょう。
- 地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの利活用に協力しましょう。
- 事業活動と関連のある地球温暖化防止に関する情報提供や普及啓発に協力しましょう。



●デコ活とは

デコ活とは、二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた「デコな活動、生活」を意味する言葉です。2050年カーボンニュートラルと2030（令和12）年度の国の削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイルの転換を強力に後押しすることを目的とした国民運動のことをいいます。

衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像である「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を明らかにし、具体的なアクションを提案しています。また、自治体・企業・団体などの参加の下、脱炭素化による豊かな暮らし創りに向けた取り組みを展開し、新たな消費・行動を喚起するとともに、国内外における脱炭素型製品・サービスの需要創出にもつなげていくことを狙いとしています。

【脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後】



【デコ活アクション一覧】

分類		アクション	
まずはここから	住	電	電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住	コ	こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食	カ	感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職	ツ	つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでのCO ₂ が下がる	住		高効率の給湯器、節水のできる機器を選ぶ
	移		環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住		太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣		クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住		ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食		地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移		できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買		はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住		宅配便は一度で受け取る

出典：『『デコ活』～くらしの中のエコろがけ～

(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) ウェブサイト (環境省)

(2) 適応策の推進



●現状と課題

- 現在、猛暑や局地的な豪雨の発生頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が生じています。このため、市民・事業者・行政が協働しながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制（「緩和」）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」にも同時に取り組んでいくことが求められています。
- 本市では、2024（令和6）年3月に「玉野市気候変動適応計画」を含めた「玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しており、農林水産業や自然災害、健康などに関する適応策を推進しています。

●気候変動における「適応策」とは

地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの削減や吸収対策を最大限進め、気候変動の「緩和」が進んだとしても、効果が現れるには長い時間がかかります。

豪雨や台風などの突発的事象だけでなく、平均気温上昇に伴う熱中症リスクの増加といった気候変動の影響は完全には避けられません。このため、暑熱対策や防災・早期警報の充実、農業の品種・作付けの見直し、インフラの耐災害性の向上、都市の緑化・水資源管理といった「適応策」を実施し、気候変動に「適応」することが必要不可欠となっています。

【個人でできる適応策（一例：健康分野の影響と適応策）】



【事業者としての適応策（一例：農林水産業の影響と適応策）】



出典：「気候変動適応情報プラットフォーム（国立研究開発法人国立環境研究所）」

●目標

- 気候変動の影響による被害の回避や軽減を目指します。

● 取組内容

◆ 市の施策 ◆

■ 持続可能な農林水産業の推進

国・県などが実施する支援施策を活用し、就農者の確保・育成を図るとともに、県や漁協と連携し、藻場の再生・造成に取り組むことで、水産資源の安定的な確保を図るなど、持続可能な農林水産業の実現を目指します。

■ 自然災害対策の推進

風水害や地震・津波などによる被害の未然防止のため、公共施設や住宅・建築物などの耐震化・長寿命化、防災施設やライフラインの整備・機能強化、治山・流域治水対策を進めます。また、防災出前講座や防災教育・防災訓練を実施し、市民の防災意識の醸成を図り、地域防災力の向上を目指します。

■ 熱中症や感染症といった健康被害への対策の推進

熱中症警戒アラートを活用した注意喚起やエアコンの適正利用など、熱中症予防行動の普及啓発に取り組みます。また、熱中症による健康被害を防止するため、「熱中症特別警戒アラート」発表時に誰でも気軽に暑さをしのぎ、休憩できる場所である「クーリングシェルター」の設置・公表を進めます。これらに加えて、感染症に関する正しい情報を発信・周知し、感染症発生の予防とまん延の防止に努めます。

◆ 市民・事業者の取組 ◆

〈市民〉

- 地元でとれた農林水産物を積極的に購入するよう努めましょう。
- 防災出前講座や防災教育・防災訓練に積極的に参加するなど、自然災害に備えた備蓄をはじめとする事前対策に取り組みましょう。
- 熱中症対策のために水分、塩分をこまめにとりましょう。また、熱中症特別警戒アラートが発表されている間は不要不急の外出をしないようにするなど、熱中症予防行動に努めましょう。
- 「デコ活」を積極的に実践しましょう。
- 気候変動による影響について理解を深めましょう。

〈事業者〉

- 地元でとれた農林水産物を積極的に購入するよう努めましょう。
- 防災出前講座や防災教育・防災訓練に積極的に参加するなど、自然災害に関する理解を深めましょう。
- 事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく BCP（事業継続計画）を策定・運用しましょう。
- 熱中症のおそれのある者に対する処置の手順や関係者への周知方法を定めるなど、熱中症対策の体制を整備した上で事業活動を行いましょう。また、休憩場所の整備や水分・塩分の摂取、従業員の健康状態の確認、熱中症に対する教育など、熱中症予防対策を図りましょう。
- 「デコ活」を積極的に実践しましょう。
- 気候変動による影響について理解を深めましょう。

基本目標③ 資源循環型社会の構築

(1) ごみの4Rの推進



●現状と課題

- 2024（令和6）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする一方通行型の線形経済から、資源を可能な限り循環させて使い続けることで環境負荷を最小限に抑える循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが明記されました。
- 本市では、2024（令和6）年3月に「玉野市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、1人1日当たりごみ総排出量・資源化率・最終処分量の目標値を定めています。2024（令和6）年度時点で、1人1日当たりごみ総排出量は958.5 g/人・日、資源化率が12.1%、最終処分量が3,570 t/年となっています。
- 2022（令和4）年度からは家庭系ごみの有料化を開始し、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は有料指定袋に入れて排出することとしています。また、家庭から処理施設へのごみの持ち込みや事業活動により生じたごみについても有料としています。これにより、前年度までの1人1日当たりごみ総排出量と比較して、約100 g/人・日削減されたものの、さらなるごみ減量化・資源化が必要となっています。

●目標指標

- ごみの4Rを推進し、ごみの減量化・資源化を目指すために、玉野市一般廃棄物処理基本計画に準拠した指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	計画目標 (令和15年度)
1人1日当たりごみ総排出量	令和6年度	958.5 g/人・日	▶ 850.0 g/人・日以下
資源化率	令和6年度	12.1%	▶ 17.2%以上
最終処分量	令和6年度	3,570 t/年	▶ 2,530 t/年以下

※詳細は「資料編-37～38」に記載しています。

●取組内容

◆市の施策◆

■発生抑制・排出削減の推進

マイバッグの持参や生ごみの水切り、詰め替え商品や再使用可能な商品を優先的に使用・購入するなど、環境を意識したライフスタイルへの転換を促進するとともに、過剰包装の抑制や使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換、再使用・再生利用できる素材や形状への転換など、環境に配慮した事業活動を促進することで、市民・事業者のごみの発生抑制・排出削減を推進します。

■資源化の推進

廃食用油・使用済小型家電のリサイクル促進や生ごみ処理容器の普及啓発、リサイクルプラザの有効活用、店頭回収の促進といった事業者との協力など、ごみの資源化を推進します。また、資源物の効率的かつ効果的な収集・回収方法について検討し、市民のリサイクル機会の増大を目指します。

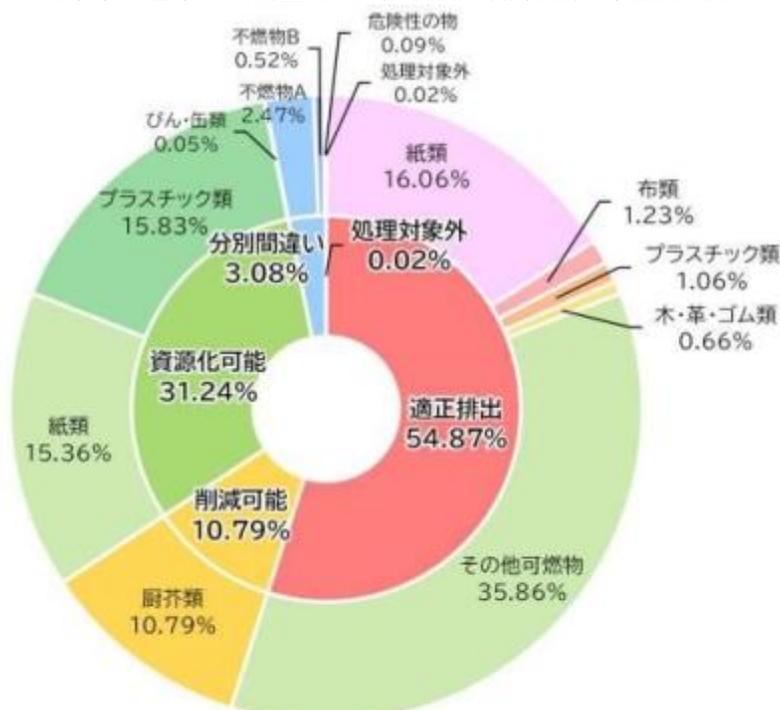
■食品ロス削減の推進

食品・食材はきちんと消費し、食べられるものは捨てずに食べることや買い物時における「てまえどり」、会食時における3010運動（乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動）の推進など、食品ロス削減を推進します。

●燃やせるごみの内訳について

本市内の一般家庭から排出されているごみについて、排出状況を把握するために組成調査を実施したところ、適正に排出されたごみが54.87%、食品ロスが10.79%、資源化可能なごみが31.24%、分別間違いや処理対象外が3.10%の結果となっており、さらなる分別徹底の対策が必要となっています。

【本市のごみ組成調査結果（2023（令和5）年度実施）】



出典：「玉野市一般廃棄物処理基本計画（2024（令和6）年3月）」

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- ごみの排出削減と分別の徹底に努めましょう。
- マイバッグの持参や詰め替え商品の購入、過剰包装を断るなど、ごみの発生抑制に努めましょう。
- 水切りの実施や生ごみ処理機の活用など、暮らしの中でごみの減量化に取り組みましょう。
- 修理できるものは、修理して長く使用しましょう。
- 3010 運動の実践など、食品ロスの削減に努めましょう。
- フリーマーケットの活用など、物品の再使用に努めましょう。
- 資源回収活動への協力や店頭回収などを利用するなど、資源のリサイクルに努めましょう。
- リサイクル商品の購入に努めましょう。

〈事業者〉

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を遵守するとともに、廃棄物の減量や資源化に努めましょう。
- レジ袋の削減や詰め替え商品の販売、商品の包装を可能な限り簡素化するなど、ごみの発生抑制に協力しましょう。
- 事務用品などの再使用に努めましょう。
- 製品の長寿命化や修理しやすい構造とするなど、物品の長期使用に配慮しましょう。
- 使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器（リターナブル容器）への転換に努めましょう。
- リサイクル商品の製造や販売など、資源のリサイクルに努めましょう。
- 店頭回収や資源回収の実施など、ごみの資源化に協力しましょう。

【玉野市ごみ分別辞典】



【本市に設置している
使用済小型家電回収ボックス】



(2) ごみの適正処理の推進



●現状と課題

- 「新岡山県ごみ処理広域化計画（2007（平成19）年3月、岡山県）」において岡山ブロックに位置付けられる2市1町（岡山市、久米南町、本市）では、ごみ処理の広域化について、検討を進めており、2027（令和9）年度から岡山市の現岡南環境センターに建設される広域処理施設で、可燃ごみの処理を行う予定としています。
- 現在、本市の燃やせるごみなどの可燃ごみは、東清掃センターで処理をしていますが、供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、広域処理を行うことで効率的・効果的な処理が可能となります。また、本市内で発生したごみを広域処理施設へ運搬するため、東清掃センター敷地内に中継施設を整備し、運用することとしています。



広域処理施設（イメージ図）

出典：「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業 新施設の概要説明（岡山市）」

●目標

- ごみの正しい分別・排出ができているまちを目指します。

●取組内容

◆市の施策◆

■適正処理の推進

ごみの適正な排出・分別収集・運搬・処理・資源化ができるよう、市民や事業者へごみの正しい分別・排出方法などの周知を図ります。また、下水道の普及を促進するとともに、し尿・浄化槽汚泥の適切な処理に努めます。

■不法投棄の防止

関係機関と連携して、監視カメラの設置や不法投棄防止パトロール、不法投棄防止看板の貸し出しなどを実施し、不法投棄の防止を図ります。

■海ごみ対策への協力

瀬戸内海の家ごみ（漂着ごみ・漂流ごみ・海底ごみ）を削減するために、海岸や河川の管理者・国・県などが実施する海ごみ対策に協力します。

●海洋プラスチックについて

世界の海に存在しているプラスチックごみは、1億3,900万トンと推定され、今後さらに増加する見込みです。2050（令和32）年には海洋プラスチックごみの量が魚の総重量を上回ると言われています。また、プラスチックは、紫外線の影響を受けるなどして、小さなプラスチックの粒子となり、5mm以下になったプラスチック（マイクロプラスチック）は自然分解することなく、数百年以上もの間、自然界に残り続けると考えられています。

こうした大量の海洋プラスチックごみは、既に海の生態系に甚大な影響を与えており、このままでは問題がさらに深刻化していくことになります。

2019（令和元）年に開催されたG20大阪サミットでは、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が各国間で共有され、2021（令和3）年5月現在、87の国と地域が共有しています。

【海洋プラスチックごみが絡まっているウミガメ】



出典：「令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）」

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 「ごみ分別辞典」などを活用し、正しいごみの分別に努めましょう。
- 円滑な分別収集のため、ごみステーション利用のルールを守りましょう。
- ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- 不法投棄の現場を発見した場合は、関係機関に連絡・相談しましょう。
- 野焼きなどによる焼却処分を行わないようにしましょう。
- 地域の環境美化活動に取り組みましょう。

〈事業者〉

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」といった関係法令に関する理解を深めましょう。
- 市が作成した「事業系一般廃棄物ガイドブック」を活用し、事業系一般廃棄物を適正に処理しましょう。
- 市が実施する事業系一般廃棄物の搬入状況調査に積極的に協力しましょう。
- 排出者責任や拡大生産者責任があることを理解し、廃棄物を適正に処理しましょう。
- 「おかやま廃棄物ナビ」を活用し、産業廃棄物収集運搬業や産業廃棄物処理業の許可を受けている事業者と契約しましょう。
- 産業廃棄物の排出事業者は、「排出事業者処理責任の原則」に基づき、産業廃棄物の適正処理を遵守しましょう。
- 空き地などの土地管理者は、廃棄物を不法投棄されないよう、管理している土地を適正に管理しましょう。
- 地域の環境美化活動への参加や協力に努めましょう。

基本目標④ 持続可能な社会の担い手づくり

(1) 環境教育・学習・保全活動の推進



●現状と課題

- 気候変動対策や資源循環経済システムへの移行、自然再興など、様々な環境課題に直面しており、これらを解決していくためには、市民一人ひとりが気づきや学びを重ねながら、日常の暮らし・働き方・地域活動を、できるところから見直していくことが大切です。本市ではこれまで出前講座の実施や小中学校における環境教育、地域の環境学習活動の支援などを実施してきました。今後も市民一人ひとりが、日常的に環境について気づき、知り、行動に移す機会を可能な限り多く創出することが、持続可能な社会の構築につながります。
- 本市では、ホームページ、広報誌などを通じて、本市だけでなく県の取組など、様々な情報を提供しています。市民一人ひとりが環境について知る・学ぶことやパートナーシップの形成を促進するためには、適切な情報を容易に入手できる仕組みづくりが不可欠となります。持続可能な社会の担い手を育成するため、今後も継続して、環境の状況や地球環境問題の動向などの情報を広く提供します。
- 本市では、これまで児島湖や渋川海岸のクリーン作戦など、環境を守るための市民活動の蓄積があり、これは地域資源として捉えることができます。これらの活動に対し、引き続き支援を行い、環境について知る・学ぶ・守ることができる機会の創出を図っていきます。また、それぞれの企業の生産活動に加えて、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、その達成に向けて自主的に環境保全に取り組むことも、環境問題を解決していく上で重要です。

●目標指標

- 環境教育・学習・保全活動を通じて、持続可能な社会の担い手を育成するために、現状の環境教育の実施件数から増加することを目指した以下の指標を設定します。

環境指標	基準年度	基準値	計画目標 (令和15年度)
ごみ処理施設の見学教育件数	令和6年度	10件	▶ 15件以上
その他の環境教育件数	令和6年度	9件	▶ 10件以上

【リフレッシュ瀬戸内（2025年7月6日、渋川海岸にて実施）】



● 取組内容

◆ 市の施策 ◆

■ 地域と一体となった環境教育の推進

環境問題に関する意識を育成するために、本市の特性を活かした環境教育を推進します。また、省資源・省エネルギー・リサイクルといった具体的な環境行動について学ぶ機会を充実します。

■ 市民への環境学習の推進

市民一人ひとりの環境問題への認識を深め、環境に配慮したライフスタイルの実践を促すために、環境に関する講演会や啓発のためのイベントへの参加を促進します。

■ 環境に関する情報周知

市民一人ひとりの環境に対する理解の促進や自主的な環境学習活動への積極的な支援を行うために、大気汚染などの環境調査結果や温室効果ガス排出状況などの環境情報及び本市・県などが取り組んでいる補助事業などの情報をホームページなどで公表します。また、市民一人ひとりにわかりやすく情報を届ける必要があるため、文字のサイズやレイアウトに工夫を凝らします。

■ 市民の環境に配慮した行動の支援

市民の環境に配慮したライフスタイルの確立を支援するため、情報の提供や啓発に努めるとともに、環境に配慮した設備の補助事業を検討・導入します。

■ 事業者が自発的に行う環境保全活動の支援

省資源・省エネルギー・リサイクルなどに関する情報提供や普及啓発などを行い、事業者が自発的に行う環境保全活動を支援します。

■ 市民団体の活動支援

地域団体による美化活動、PTA・子ども会などによる資源回収活動など、ボランティア団体や地域コミュニティによる環境保全活動を促進するために、これらの活動に対する助成、顕彰などの支援を行います。市域にまたがる児島湖については、県や流域市町と連携し、環境美化に取り組む地域団体などへの支援を行います。

■ 施設見学の推進

本市が所有するごみ処理施設をはじめとするインフラ施設について、児童や市民が見学できる機会を広く設け、環境学習の中心とします。



まちづくり出前講座の様子



児島湖流域下水道浄化センターにおける施設見学の様子

◆市民・事業者の取組◆

〈市民〉

- 学校や地域における環境教育・学習に協力・参加し、生活環境や自然環境、気候変動、循環型社会など、環境に関する知識を深めるとともに、環境保全活動の輪を広げましょう。
- 家庭で環境について話し合う機会を持ち、日常的に省資源（物を買うときは、その必要性や廃棄する手間や費用をよく考えるなど）・省エネルギー（外出時には家の照明を消灯するなど）・リサイクル（資源回収活動や店頭回収の活用など）などの具体的な取組の実践につなげましょう。
- 積極的に環境情報の収集・活用に努め、環境面への効果だけでなく、経済的効果や社会的効果についても把握するように努めましょう。
- 家庭や職場、学校など、あらゆる場を通じて環境情報の交換に努め、環境に関する知識をみんなで深めましょう。
- 環境保全に関する情報を把握するとともに、市などが実施する補助事業の積極的な活用を検討しましょう。
- 日常生活の中で省資源・省エネルギー・リサイクルといった環境配慮行動を実践しましょう。
- 地域や市民団体が実施する地域美化活動や資源回収など、環境保全活動に積極的に参加しましょう。

〈事業者〉

- 環境対策部門を設置し、組織全体で公害防止対策及び環境保全対策を推進しましょう。
- 従業員の研修制度の中で定期的に環境問題を取り上げ、職場全体で環境教育・学習を推進し、省資源（リユース品・リサイクル品の購入やペーパーレス化など）・省エネルギー（休憩時におけるPCの電源オフや使用していない部屋の照明の消灯など）・リサイクル（製造・販売した製品・容器などの自主回収や店頭回収の協力など）などの具体的な取組の実践につなげましょう。
- 自社から発生する温室効果ガスや大気汚染物質などを定期的に把握し、情報を広く共有しましょう。
- 地域住民などの意見を聴く窓口を設け、寄せられた意見について、真摯に対応しましょう。
- 環境保全に関する情報を把握するとともに、国などが実施する補助事業の積極的な活用を検討しましょう。
- 事業活動の中で省資源・省エネルギー・リサイクルといった環境配慮行動を実践しましょう。
- 学校や地域における環境教育・学習に協力し、生活環境や自然環境、気候変動、循環型社会など、環境に関する知識を深めるとともに、環境保全活動の輪を広げましょう。
- 工場をはじめとする施設見学の受け入れや農林水産業体験など、体験型の環境教育・学習に協力しましょう。
- 各主体が協働して行う環境保全活動に積極的に関わりましょう。

●玉野市脱炭素推進補助金制度

本市では、脱炭素社会の実現及び地球温暖化の防止を図ることを目的として、再生可能エネルギーや省エネ設備などの導入を支援する玉野市脱炭素推進補助金の交付を2024（令和6）年から開始しています。

本補助金により、市民の経済的負担の軽減を図り、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進しています。

【補助対象設備（令和7年度玉野市脱炭素推進補助金）】

太陽光発電設備、電気自動車、プラグインハイブリッド車、蓄電池、ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、燃料電池システム（エネファーム）、太陽熱利用システム、HEMS、V2H充電設備

●コンポスト容器設置補助金交付制度

本市では、1993（平成5）年から、一般家庭から排出される生ごみを資源化・減量化することを目的に、コンポスト容器設置補助金を交付しています。さらに、2001（平成13）年度からは電気式生ごみ処理機についても、補助金の対象としています。

引き続き、市のごみ減量対策事業の一環として、また、環境に配慮したライフスタイルへの転換を目的として、制度の活用を促進します。

【年度別コンポスト容器設置補助金交付実績】

年度	項目	コンポスト容器		電気式生ごみ処理機	
		件数	基数	件数	基数
2014 (H26)		10	13	4	4
2015 (H27)		5	5	3	3
2016 (H28)		12	13	0	0
2017 (H29)		11	17	4	4
2018 (H30)		3	6	8	8
2019 (R1)		5	7	8	8
2020 (R2)		7	7	8	8
2021 (R3)		33	40	20	20
2022 (R4)		48	60	34	34
2023 (R5)		12	16	23	23
2024 (R6)		4	4	40	40
	合計※	1,607	2,169	318	318

※合計は、1993（平成5）年からの累計値を示しています。

出典：「2025年度玉野市環境保全事業概要（2025（令和7）年10月）」

4. 重点施策

本市が目指す環境像を達成する上で、以下の2点が目下の課題として掲げられます。

- ①本市が宣言した「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を達成するためには、温室効果ガスの排出量を加速度的に削減しなければならないこと。
- ②本市のごみ処理施設の老朽化対策に加えて、環境面への影響を可能な限り低減した、持続可能なごみ処理体制を整備しなければならないこと。

そこで、各基本施策に加え、「脱炭素設備の積極的な導入推進」及び「持続可能なごみ処理体制の強化」を重点施策と位置づけます。

1

脱炭素設備の積極的な導入推進

本市では2021（令和3）年2月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を表明しており、積極的な脱炭素化を推進していくことが求められています。

脱炭素化を進める上で、省エネ行動といったソフト的な取組に加えて、LED照明や省エネ性能の高い家電製品といった省エネ設備の導入並びに太陽光発電設備などの再エネ設備の導入といったハード面の整備もあわせて行います。

本市では、市民・事業者が積極的に脱炭素設備の導入ができるよう、脱炭素設備に係る周知・啓発を図るとともに、必要に応じて補助事業などの支援を行います。加えて、本市自身が積極的に脱炭素設備の導入を行い、リーダーシップを図ります。

【「ZEB Ready」の認証を取得した本市の公共施設】

玉野市新庁舎（イメージ図）



玉野市消防庁舎・防災センター



玉野市消防署東分署



玉野市消防署西分署

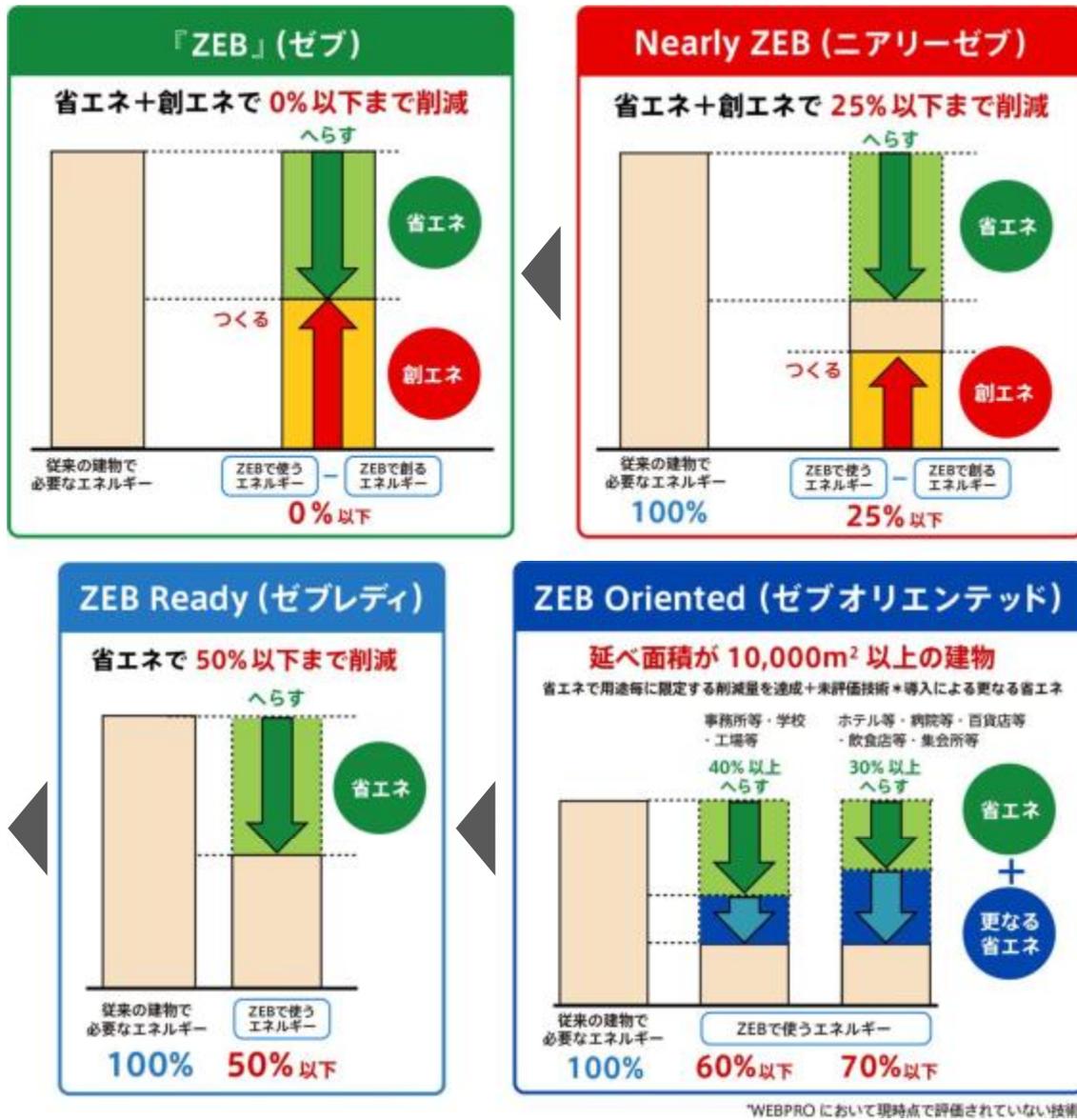


●ZEBとは

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。省エネによって使うエネルギーを減らし、再生可能エネルギーを活用した創エネによって使う分のエネルギーを創ることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階のZEBを定性的及び定量的に定義しています。

【ZEBの定義】



出典：「ZEB PORAL [ゼブ・ポータル]（環境省）」

2

持続可能なごみ処理体制の強化

「新岡山県ごみ処理広域化計画（2007（平成19）年3月、岡山県）」において岡山ブロックに位置付けられる2市1町（岡山市、久米南町、本市）は、2015（平成27）年3月に「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画（ごみ処理広域化対策岡山ブロック協議会）」を策定し、ごみ処理の広域化について協議を重ねてきました。現在、岡山市の現岡山南環境センターに広域処理施設（焼却施設）の建設が進められており、2027（令和9）年度から可燃ごみの広域処理を行う予定としています。

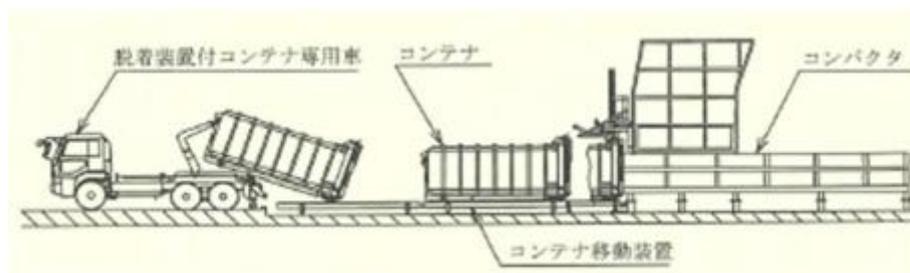
本市の可燃ごみ処理施設（東清掃センター）は、供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、広域処理を行うことにより、施設の安定的な運転やコスト面での効率化を図ることが可能となります。

また、本市内で発生した可燃ごみを広域処理施設へ運搬するため、東清掃センター敷地内に中継施設を整備し、運用することとしています。

この中継施設の整備は、2024（令和6）～2026（令和8）年度内の3か年で実施する予定としています。

【中継施設の種類の種類】

ごみ収集車から受入ホッパに投入されたごみは、コンパクト（ごみを圧縮して減容化する装置）により密閉型の大型コンテナに圧縮投入し、脱着装置付車両に積載したうえで運搬する『コンパクト・コンテナ方式』の中継施設を新設します。

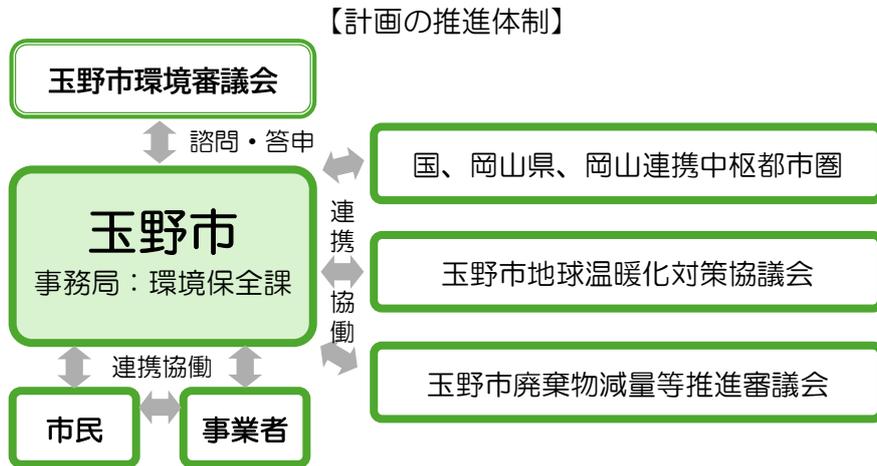


出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）（公益社団法人全国都市清掃会議）」

第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画で掲げる「目指す環境像」を実現するためには、市民・事業者・行政が一丸となって推進していくことが重要です。また、各主体から構成される「玉野市環境審議会」と連携を図りながら本計画の推進を図ります。



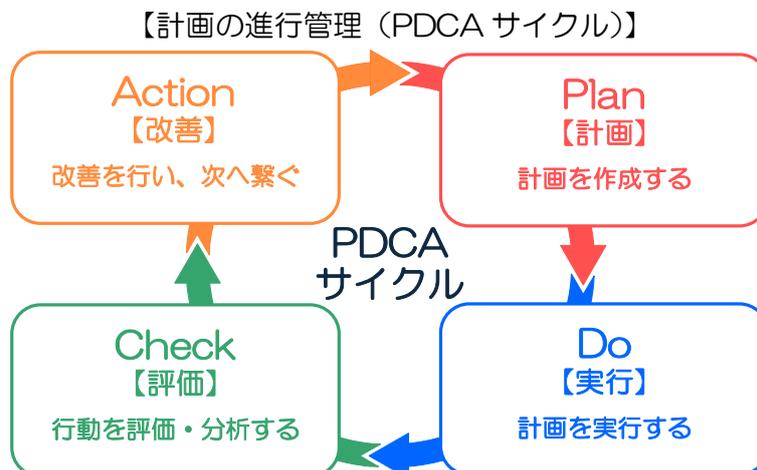
【各主体の役割】

主体	役割
市民・事業者	計画の実施主体として、それぞれの立場に応じた取組を推進します。
玉野市環境審議会	玉野市環境基本条例に基づき設置され、環境基本計画の策定や見直しなど、本市の環境行政上重要な事項について、市長の諮問に基づき審議します。
各部局	玉野市の各部局では、本計画に基づく施策を実施し、進捗状況を把握・整理します。
事務局（環境保全課）	事務局は、市内の環境に関する情報を把握・整理するとともに、環境基本計画の毎年度の進捗状況を公表、点検及び評価します。

2. 目標の進捗管理

本市内の環境に関する情報は、毎年度、年次報告書などにより公表し、各方面からの意見を踏まえながら、本市事業の運営手法などに反映します。

なお、本計画はPDCAサイクルに基づき、継続的な推進と改善を図ります。



【資料編】

1. 玉野市環境基本条例.....	資料編-1
2. 玉野市の地域概況.....	資料編-5
3. 計画の策定経過.....	資料編-53
4. 諮問・答申.....	資料編-53
5. パブリックコメント.....	資料編-55
6. 用語集.....	資料編-56

1.玉野市環境基本条例

前文

私たちのまち玉野市は、瀬戸内海に面し、少雨・温暖な気候に加えて、背後には瀬戸内海国立公園区域を有する山林と自然林に囲まれた深山公園や美しい海岸線を有する宍川海岸など山海の豊富な資源・自然に恵まれている。私たちは、このかけがえのない豊かな環境を後世に残すため、これまで「環境都市宣言」や「玉野市ポイ捨て防止に関する条例」を制定するなど、積極的に環境を守る努力を続けてきた。

しかしながら、今日的大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型及び生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきておりさらに、個々人の活動及び都市の活動そのものが直接又は間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

そうした中で、玉野市は平成12年12月に県下の自治体としては初となる、環境に関する国際規格「ISO14001」の認証を取得した。

いうまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有している。

特に私たちは、日々のくらしが先人のたゆまぬ努力によって守られ、かつ、築き上げられてきた瀬戸内の自然環境及び歴史的、文化的な所産の恵沢によって支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、より快適な環境を創造し、将来の世代に引き継いでいかなければならないという重要な使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この玉野市が人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市となることを目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)地球環境保全 人の活動による地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

(3)公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)等によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、自ら環境の保全及び創造に資するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(3) 廃棄物の発生の抑制並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を構築すること。

(4) 森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に管理及び保全すること。

(5) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び良好な景観の保全を図りながら、地域の特性に応じた快適な生活環境の創造を推進すること。

(6) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、玉野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、玉野市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(総合的調整)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行わなければならない。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に関すること

(3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること

(玉野市環境保全推進委員会)

第11条 市は、前条に規定する総合的調整を行うため、玉野市環境保全推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市の関係部局の長をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(環境保全に関する協定の締結)

第12条 市は、環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者等と環境保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(環境保全に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設

の整備を推進するとともに、事業者及び民間団体によるこれらに準じる施設の整備が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他これらの施設に係る環境保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の推進)

第 14 条 市は、地域の良好な環境を保全するため、ごみの投棄、散乱の防止等に努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第 15 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視等の体制を整備するよう努めるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解の増進並びにこれらの者による環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第 17 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体(以下「市民等」という。)が、自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(広域的連携)

第 18 条 市は、地球環境保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施については、国際機関、国、県、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を随時収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第 20 条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に適正に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、玉野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)環境基本計画に関する事項

(2)その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)公募に応じた者

(3)その他市長が認める者

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

10 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

11 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

12 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

14 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

15 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。(一部改正〔平成 23 年条例 2 号・28 年 1 号〕)

(年次報告書)

第 22 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、市の環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 玉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例(昭和 44 年玉野市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成 23 年 3 月 22 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2.玉野市の地域概況

(1) 位置・地勢

本市の位置図は図 1-1 に示すとおりです。

本市は、岡山県の南端、児島半島の基部に位置し、北は岡山市、西は倉敷市に接しています。市の面積は 103.58 km²（2023（令和5）年1月1日現在）、東西 16.2 km、南北 14.3 km、海岸線延長約 44 kmで、瀬戸内海の美しい自然に恵まれた、風光明媚で温暖な気候の地域です。

市内の主要な山岳としては金甲山、常山などがあります。また、市西部を南から北へ流れて児島湾に注いでいる鴨川は流路延長が最も長く、上流部には市内最大の天王池があります。（表 1-1～表 1-3 参照）

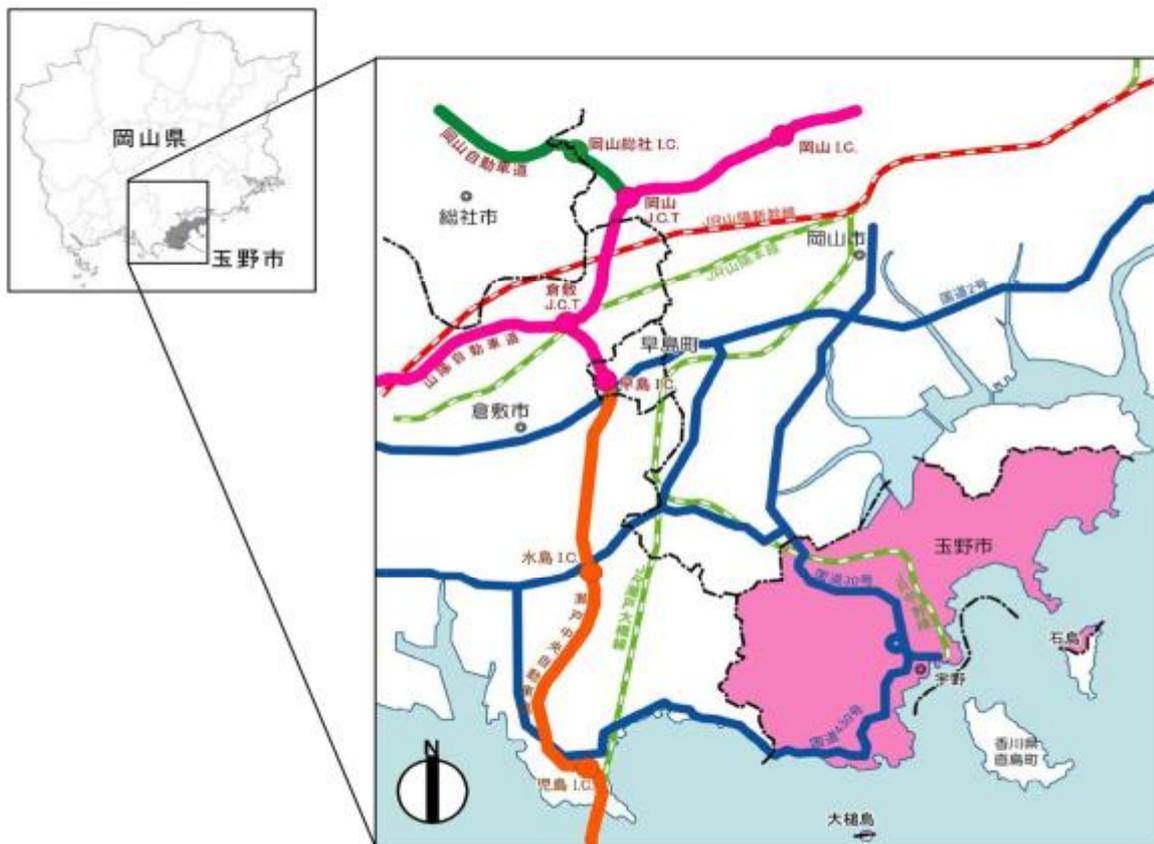


図 1-1 本市の位置図

表 1-1 本市内の主要山岳（2024（令和6）年3月31日現在）

名 称	位 置	標 高
金甲山	見石	403.1m
常山	用吉・宇藤木・木目	306.8m
東光寺山	西田井地・東田井地	283.1m
十禅寺山	田井・八浜	236.0m
新割山	渋川	233.9m
麦飯山	槌ヶ原	232.3m
大乘権山	八浜	217.0m
高旗山	大崎・田井	214.0m
日向山	大崎・八浜	201.0m

出典：「地形図（国土地理院）」

表 1-2 本市内の主要河川（2024（令和6）年10月1日現在）

河 川 名	流路延長 (m)	利用状況	川 幅 (m)		
			上流	中流	下流
鴨 川	6,641	用排水	5.0	25.0	100.0
長谷川	3,000	用排水	7.0	10.0	25.0
白砂川	2,546	排水	2.0	5.0	10.0
新 川	1,920	排水	5.0	5.0	8.0
瓶割川	1,730	工業排水	2.0	4.0	6.0
丹後川	1,484	用排水	3.0	4.0	6.0
北原川	1,474	排水	2.0	4.0	15.0
神谷川	1,460	用排水	2.0	4.0	5.0
汐入川	1,450	排水	5.0	10.0	25.0
笠掛川	1,420	用排水	3.0	5.0	10.0
宮 川	4,850	用排水	5.0	15.0	25.0
庄田川	2,050	用排水	3.0	5.0	9.0
宇藤木川	3,750	用排水	5.0	11.0	30.0
宗津川	880	用排水	4.0	5.0	5.0

出典：「玉野市土木課」

表 1-3 本市内の主要池沼（2024（令和6）年4月1日現在）

名 称	所在地	満水面積 (m ²)	貯水量 (m ³)
天王池	長尾	100,000	526,600
中 池	田井・深山	36,000	110,000
伊達池	〃	41,000	82,000
長谷上池	上山坂	35,000	201,000
大 池	宇野	33,000	45,400
三掘池	滝	31,000	62,000
長谷下池	上山坂	27,000	90,800
赤松池	田井・深山	26,000	53,400
中ノ谷池	槌ヶ原	24,000	76,000
芋尺池	長尾	21,000	84,200
坂川下池	滝	21,000	32,000
山田大池	山田	19,000	62,200
中 池	槌ヶ原	16,000	89,000
角作池	〃	15,000	64,000
馬ノ子池	滝	13,000	97,400

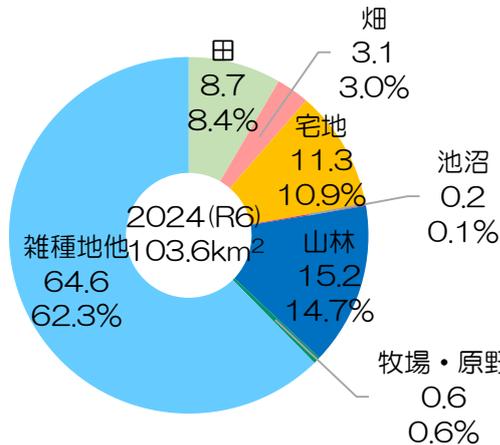
出典：「玉野市農林水産課」

(2) 土地利用

本市の土地利用状況は※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 2-1 に示すとおりです。

本市の地目別面積の割合は、雑種地他が 62.3%と最も多く、次いで山林が 15.2%、農用地（田・畑）が 11.4%、宅地（住宅・商業・工業用地）が 11.3%となっています。なお、宅地のうち、工業用地や住宅用地の一部は、臨海地域の埋立によって造成されたものです。



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 2-1 本市の土地利用の状況

出典：「2025 年度玉野市環境保全事業概要（税務課 固定資産概要調書等報告書 2024.1.1 現在）」

(3) 人口及び世帯数

本市の人口は図 3-1、世帯数は図 3-2 に示すとおりです。

2024（令和 6）年度の本市の人口は 54,130 人、世帯数は 26,981 世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。人口・世帯数は、ともに県全体の約 3%を占めています。

また、本市の高齢化率は図 3-3 に示すとおり、増加傾向で推移しており、2024（令和 6）年度には 39.3%まで増加し、県全体の高齢化率（図 3-4 参照）を大幅に超えている状況となっています。



図 3-1 人口

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」



図 3-2 世帯数

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」



図 3-3 本市の年齢3区分別人口及び高齢化率

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」



図 3-4 県の年齢3区分別人口及び高齢化率

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」

(4) 気象

① 気温・降水量

本市の平均気温（平年値）は 16.1℃と温暖な気候で、降水量（平年値）は 1,039 mmと雨が少ない典型的な瀬戸内式気候を示し、四季を通じ激しい気候の変化がない地域です。

県内の気象観測所（表 4-1 及び図 4-3 参照）における平均気温及び降水量は、図 4-1 及び図 4-2 に示すとおりであり、本市は気温が最も高く、降水量が最も少なくなっています。

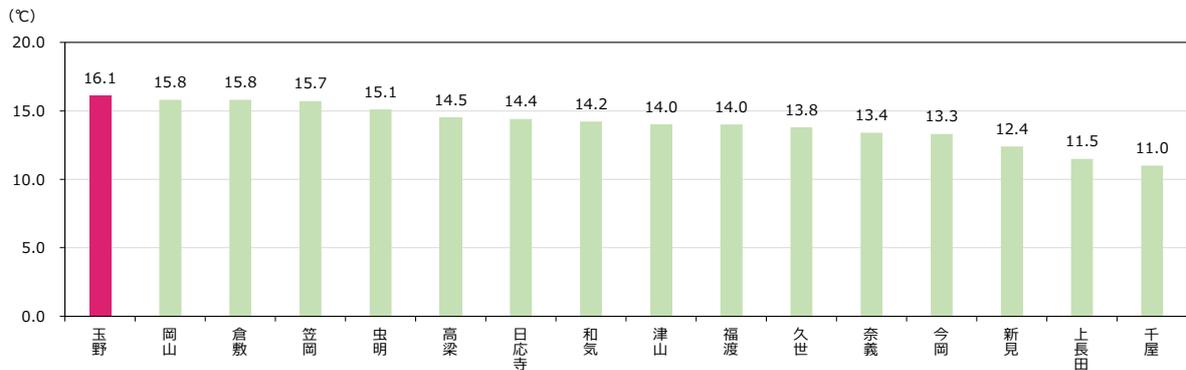


図 4-1 県内観測所の平均気温（平年値※）

※1991（平成3）年-2020（令和2）年の30年間の観測値の平均をもとに算出しています。
資料：「気象観測データ（気象庁）」を参考に作成

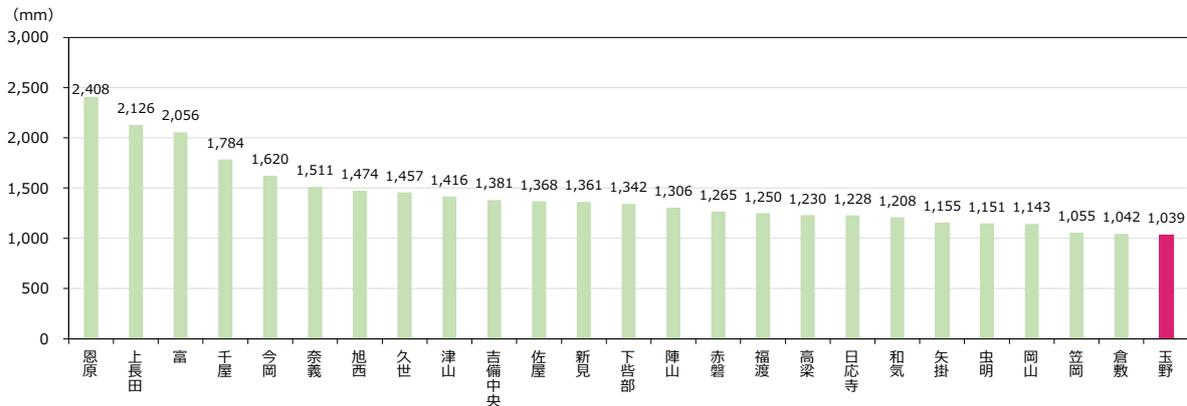


図 4-2 県内観測所の降水量（平年値※）

※1991（平成3）年-2020（令和2）年の30年間の観測値の平均をもとに算出しています。
資料：「気象観測データ（気象庁）」を参考に作成

表 4-1 県内の気象観測所（2025（令和7）年7月7日現在）

観測所名	かたかな	所在地	海面上の高さ(m)	観測所名	かたかな	所在地	海面上の高さ(m)
上長田	カガタ	真庭市赫山上長田	430	吉備中央	キチュウカ	加賀郡吉備中央町北	340
恩原	オハラ	苫田郡鏡野町上斎原	734	福渡	フワタ	岡山市北区建部町福渡	63
千屋	チヤ	新見市千屋	525	和気	ワキ	和気郡和気町吉田	35
富	トミ	苫田郡鏡野町富西谷	480	高梁	タカハシ	高梁市落合町近似	60
奈義	ナギ	勝田郡奈義町荒内西字大池	212	日応寺	ヒオウジ	岡山市北区日応寺 岡山航空気象観測所	239
今岡	イマカ	美作市今岡	207	佐屋	サヤ	井原市芳井町佐屋	390
久世	クセ	真庭市中島	144	矢掛	ヤカケ	小田郡矢掛町東三成	18
津山	ツヤマ	津山市林田 津山特別地域気象観測所	146	岡山	オカヤマ	岡山市北区津島中 岡山地方気象台	5
新見	ニミ	新見市足見堂の下	393	岡山	オカヤマ	岡山市北区下石井	3
下皆部	シモガエ	真庭市下皆部	180	虫明	ムシアカ	瀬戸内市邑久町虫明	10
旭西	アサニシ	久米郡美咲町西	230	倉敷	クラシ	倉敷市中央	3
赤磐	アカイ	赤磐市黒本	56	笠岡	カサガキ	笠岡市カブト東町	0
陣山	ジンヤマ	高梁市松原町字松岡陣山	529	玉野	タノ	玉野市宇野	2

出典：「地域気象観測所一覧（気象庁）」

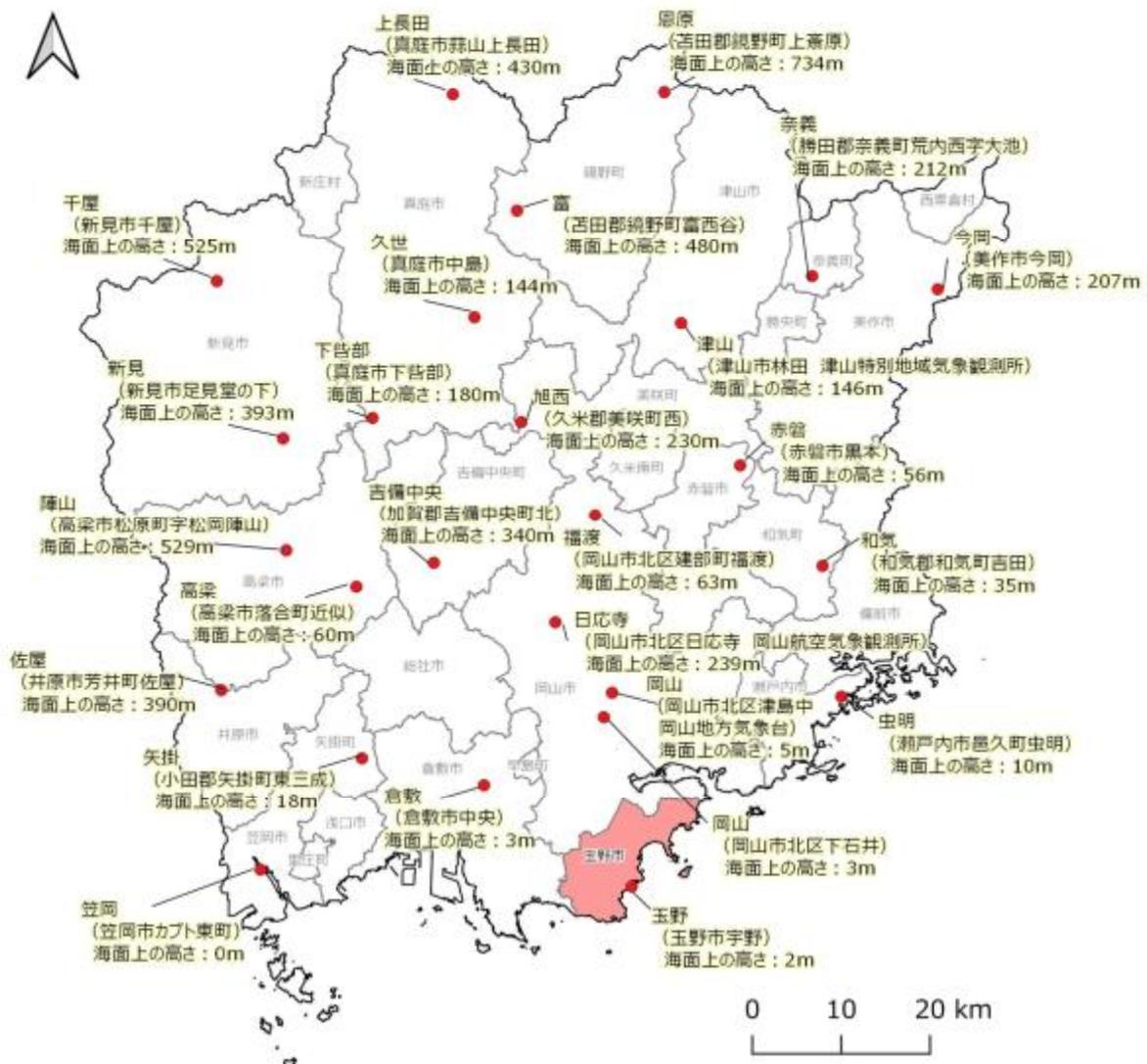


図 4-3 県内の気象観測所（2025（令和7）年7月7日現在）

資料：「地域気象観測所一覧（気象庁）」を参考に作成

② 真夏日・猛暑日

本市の真夏日（最高気温が30℃以上の日）の日数は図4-4、猛暑日（最高気温が35℃以上の日）の日数は図4-5に示すとおりであり、増加傾向で推移しています。

(日)

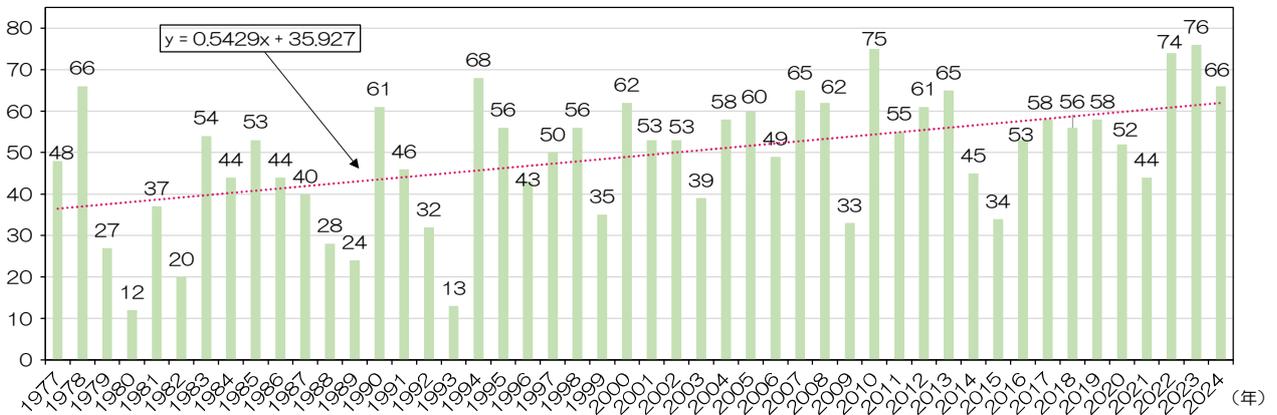


図4-4 真夏日（最高気温が30℃以上の日）の推移（玉野観測所）

資料：「気象観測データ（気象庁）」を参考に作成

(日)

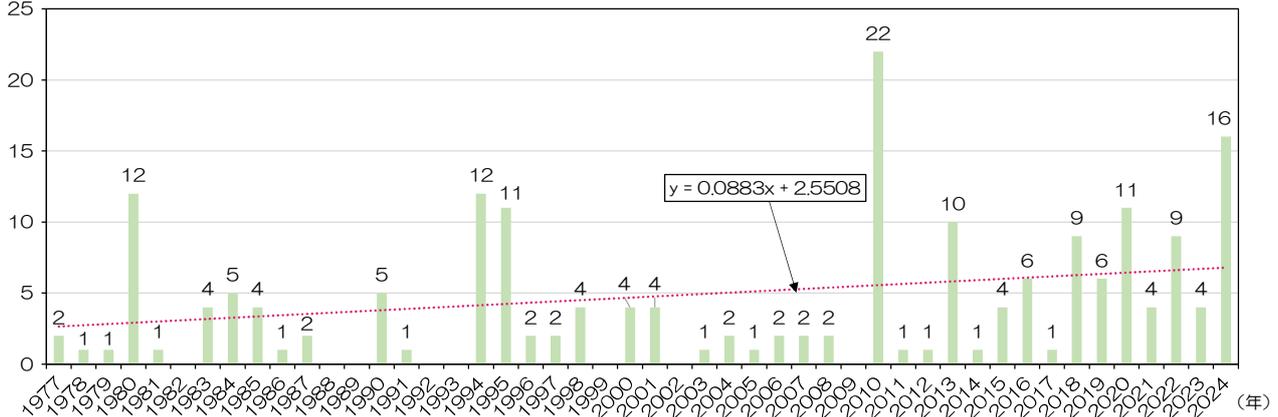


図4-5 猛暑日（最高気温が35℃以上の日）の推移（玉野観測所）

資料：「気象観測データ（気象庁）」を参考に作成

③ 日照時間

本市の年間日照時間（1991（平成3）年-2020（令和2）年の30年間の観測値の平均）は表 4-2 に示すとおりであり、2,187 時間（全国平均 1,916 時間）と全国平均や他都道府県と比較して日照時間が豊富となっています。このため、太陽エネルギーを利用するうえで恵まれた地域であるといえます。

表 4-2 日照時間（平年値※）

順位	都道府県	年間日照時間
1	甲府市（山梨県）	2,226
—	玉野市（岡山県）	2,187
2	高知市（高知県）	2,160
3	前橋市（群馬県）	2,154
4	静岡市（静岡県）	2,152
5	名古屋市（愛知県）	2,141
～	～	～
15	岡山市（岡山県）	2,034
～	～	～
47	秋田市（秋田県）	1,527
全国平均		1,916

※1991（平成3）年-2020（令和2）年の30年間の観測値の平均を基に算出しています。

※日照時間は他都道府県庁所在地との比較を行っているが、埼玉県（熊谷市）、滋賀県（彦根市）のみ、都道府県庁所在地以外となっています。

出典：「気象庁ホームページ（https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/nml_amd_ym.php?prec_no=66&block_no=0670&year=&month=&day=&view=）」
「第七十四回日本統計年鑑 令和7年（総務省統計局）」

(5) 産業

① 産業別就業者数

本市の産業別就業者数の構成比は図 5-1、産業大分類別就業者数は図 5-2 に示すとおりです。

本市の2020（令和2）年の就業者数（15歳以上の就業者）は27,171人で、産業別の構成比では、第三次産業が65.1%を占め最も多く、次いで第二次産業が32.2%、第一次産業が2.7%となっています。また、第一次産業、第二次産業の就業者が減り、第三次産業の就業者が増加しています。

県全体と比較すると、本市は第二次産業の占める割合が高くなっています。

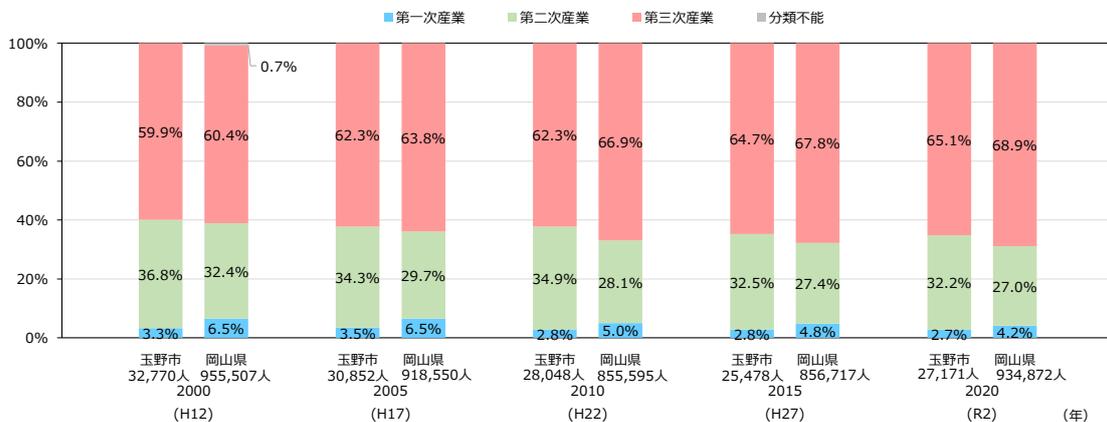
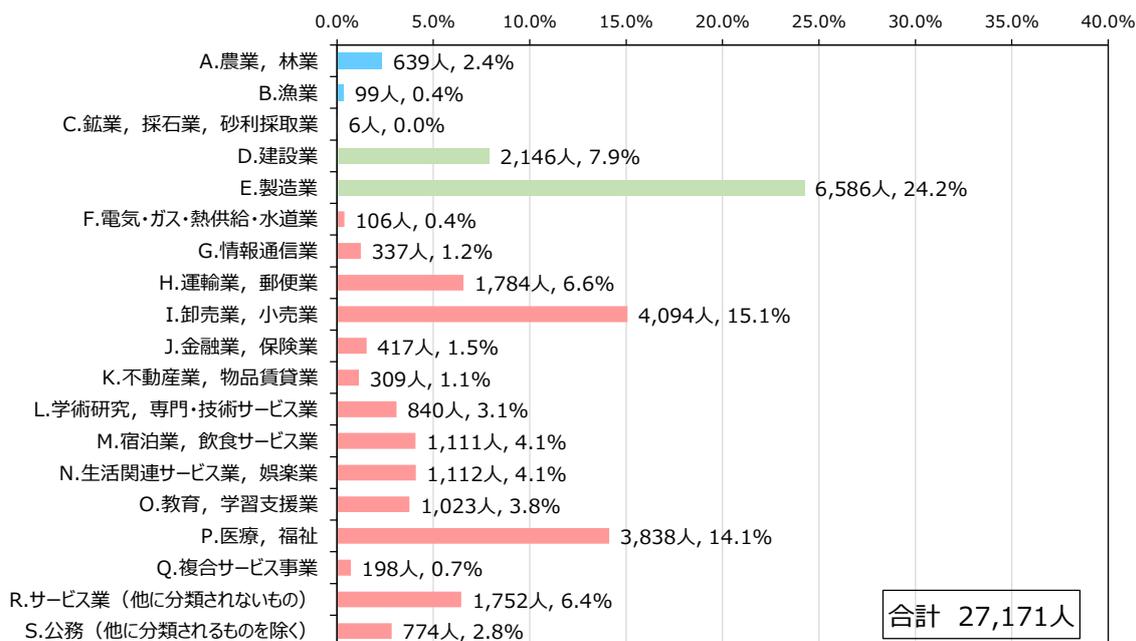


図 5-1 産業別就業者数の構成比（15歳以上の就業者）

出典：「国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果（総務省統計局）」



※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 5-2 産業大分類別就業者数（15歳以上の就業者）（2020（令和2）年）

出典：「国勢調査 都道府県・市区町村別の主な結果（総務省統計局）」

② 製造業

本市の製造業の製造品出荷額等は図 5-3 に示すとおりです。

2022（令和4）年における本市の製造品出荷額等は 3,333.3 億円となっており、県全体の 3.44%を占めています。



図 5-3 製造業の製造品出荷額等

出典：「平成 25 年、平成 26 年 工業統計表 [市区町村編]（経済産業省大臣官房調査統計グループ）」

「平成 28 年、令和 3 年 経済センサス - 活動調査 製造業（市区町村編）（総務省・経済産業省）」

「平成 29 年、平成 30 年、2019 年、2020 年 工業統計表「地域別統計表」（経済産業省大臣官房調査統計グループ）」

「2022 年、2023 年経済構造実態調査 製造業事業所調査結果（総務省・経済産業省）」

③ 農林業

本市の農林業経営体数は図 5-4、農業産出額は図 5-5 に示すとおりです。

本市の農林業経営体数は減少傾向にあり、2020（令和2）年には 343 経営体となっており、10 年間で 142 経営体（29.3%）が減少しています。

2023（令和5）年の農業産出額は 15.7 億円であり、その全てを耕種農業が占めています。農林業経営体数、農業産出額ともに県全体の約 1% を占めています。



図 5-4 農林業経営体数

出典：「農林業センサス（農林水産省）」



図 5-5 農業産出額

出典：「市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）」

④ 漁業

本市の漁業経営体数は図 5-6 に示すとおり、減少傾向で推移しており、2023（令和5）年には80経営体となっています。



図 5-6 漁業経営体数

出典：「漁業センサス（農林水産省）」

⑤ 産業別純移輸出額

本市が域外から所得を獲得している産業は図 5-7 に示すとおり、輸送用機械、非鉄金属、その他のサービス等であり、域外から約 2,264 億円の所得を獲得している状況となっています。

本市が域外に所得を流出している産業は図 5-8 に示すとおり、鉄鋼、卸売業、専門・科学技術、業務支援サービス等であり、域外に約 2,159 億円の所得が流出している状況となっています。

なお、本市の産業別純移輸出額は約 106 億円となっており、域外から所得を確保している状況であるといえます。

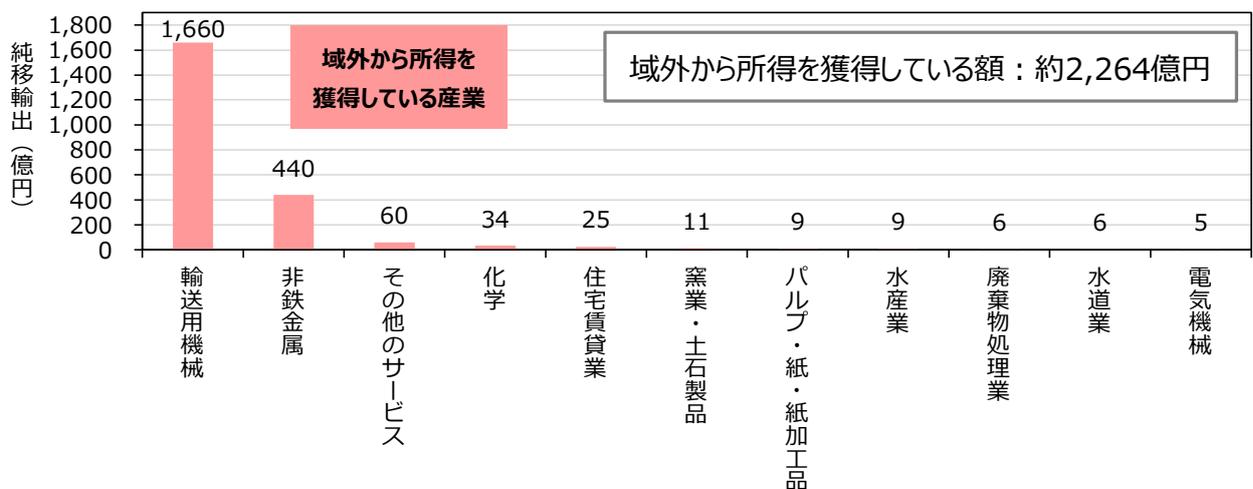


図 5-7 域外から所得を獲得している産業

資料：「地域経済循環分析（環境省、株式会社価値総合研究所）」を参考に作成

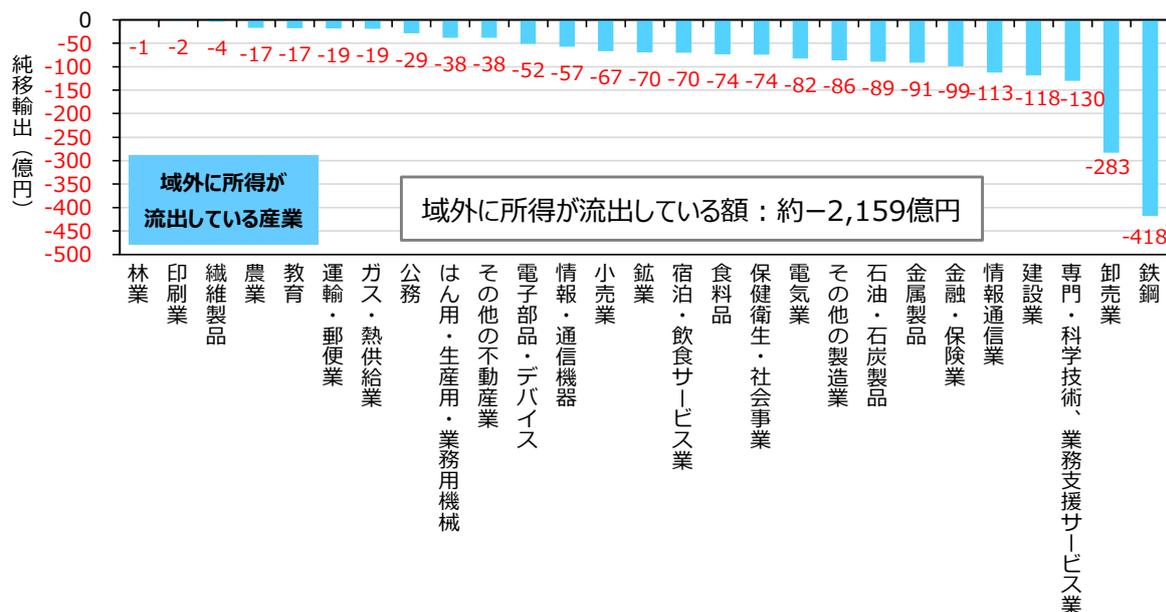


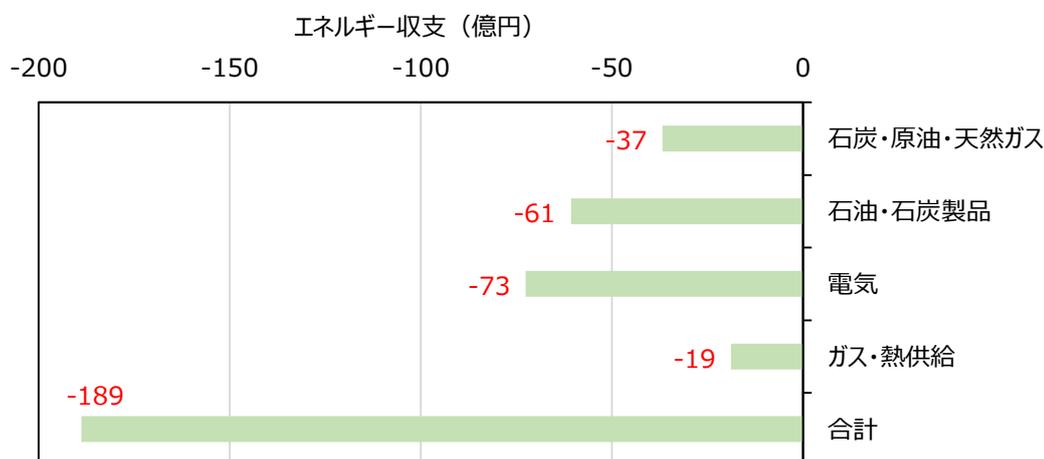
図 5-8 域外に所得が流出している産業

資料：「地域経済循環分析（環境省、株式会社価値総合研究所）」を参考に作成

純移輸出額は、域外からお金を稼いでいるかどうかを示す指標となっており、地域外への販売額（移出）から地域外からの購入額（移入）を差し引いた値となっています。

⑥ エネルギー収支

本市の2020（令和2）年におけるエネルギー収支は図 5-9 に示すとおりです。本市ではエネルギー調達を域外に依存しており、189 億円の域外流出が発生しています。



※エネルギー収支には原材料利用や本社・営業所等の活動（＝非エネルギー）は含まれていません。

※端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

図 5-9 エネルギー収支【2020（令和2）年】

資料：「地域経済循環分析（環境省、株式会社価値総合研究所）」を参考に作成

エネルギー収支は、エネルギーの地域外への販売額（移輸出）から地域外からの購入額（移輸入）を差し引いたエネルギーの取引に関する収支であり、エネルギー収支の赤字が大きい地域は、エネルギーの調達を域外に依存している地域となっています。

(6) 公害関係

本市・県では大気・水・音・振動などの生活環境の状況を継続的に測定し、環境基準の達成状況などを把握しています。

●環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められる行政上の政策目標のことを意味します。

① 大気環境

本市では、一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するため、市内7か所に一般環境大気測定局（県設置3局・市設置4局）を設置し、自動車走行による排出物質を監視するため、自動車排出ガス測定局（県設置1局）を設置しています。（表 6-1 参照）

表 6-1 大気測定局一覧

所管	局種別	測定局名称	所在地	測定項目							開設年月
				SO ₂	SPM	NO _x	CO	O _x	PM2.5	WDS	
市	一般局	日比	明神町 1-1	○	○	○		○		○	1972.6
県	一般局	向日比1丁目	向日比 1-4-25	○		○				○	1973.5
市	一般局	日比2丁目	日比 2-6-5	○	○					○	1973.5
市	一般局	後閑	後閑 1492-3	○	○					○	1973.5
市	一般局	向日比2丁目	向日比 2-2823-5	○	○					○	1973.9
県	自排局	用吉	用吉 1655-6				○	○		○	1973.9
県	一般局	宇野	宇野 1-3055-6	○	○	○		○	○	○	1974.5
県	一般局	渋川	渋川 1-410-1	○	○	○				○	1974.5

※宇野測定局における「PM2.5」は2016（平成28）年11月から測定を開始しています。

※用吉局は2022（令和4）年4月から県へ移管し、測定項目が変更されています。

ア. 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、現在市内7局で測定しています。

2006（平成18）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図 6-1 参照）

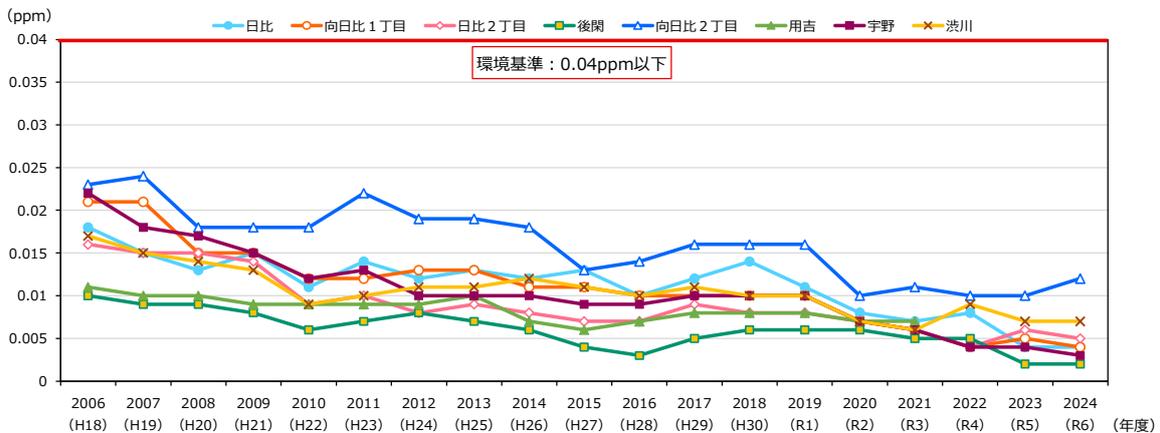


図 6-1 二酸化硫黄濃度の測定結果（SO₂濃度の日平均値の2%除外値）

●二酸化硫黄とは

二酸化硫黄は、工場や火力発電所などで、石炭、石油や重油などを燃焼する際、その原料中に存在する硫黄分が燃えて発生する物質であり、酸性雨の原因物質の一つです。汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こすといわれています。

また、浮遊粒子状物質と共存することで、人体への影響を強め、咳、喘息、気管支炎などの原因となります。

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、現在市内6局で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図 6-2 参照）

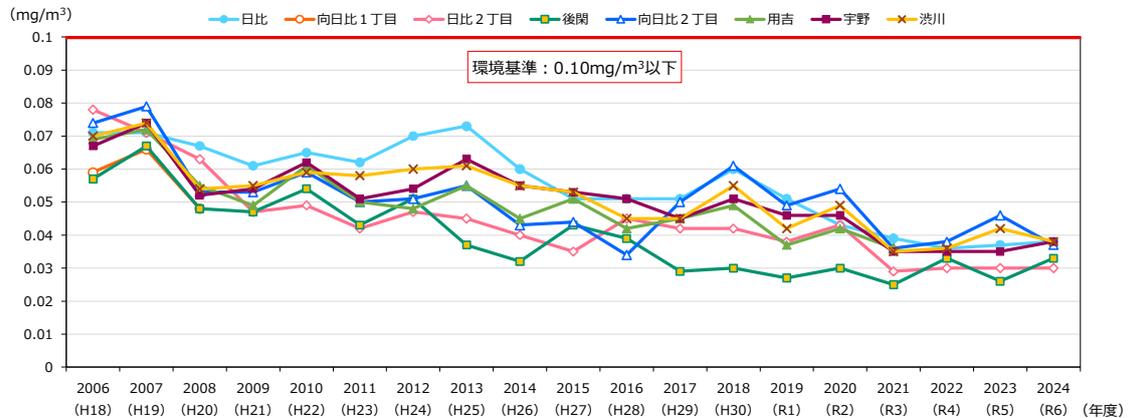


図 6-2 SPM濃度の測定結果 (SPM濃度の日平均値の2%除外値)

●浮遊粒子状物質とは

浮遊粒子状物質とは、大気中の粒子状物質のうち、粒径が 10 マイクロメートル (=0.01mm) 以下のものをいいます。工場などの事業活動や自動車の走行に伴う人為的な発生のほか、風による砂や埃の巻き上げなど、自然現象によっても発生します。

人体への一般的な影響としては、吸い込むと、気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがあります。

ウ. 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、現在市内4局で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定局において環境基準を達成しています。（図 6-3 参照）

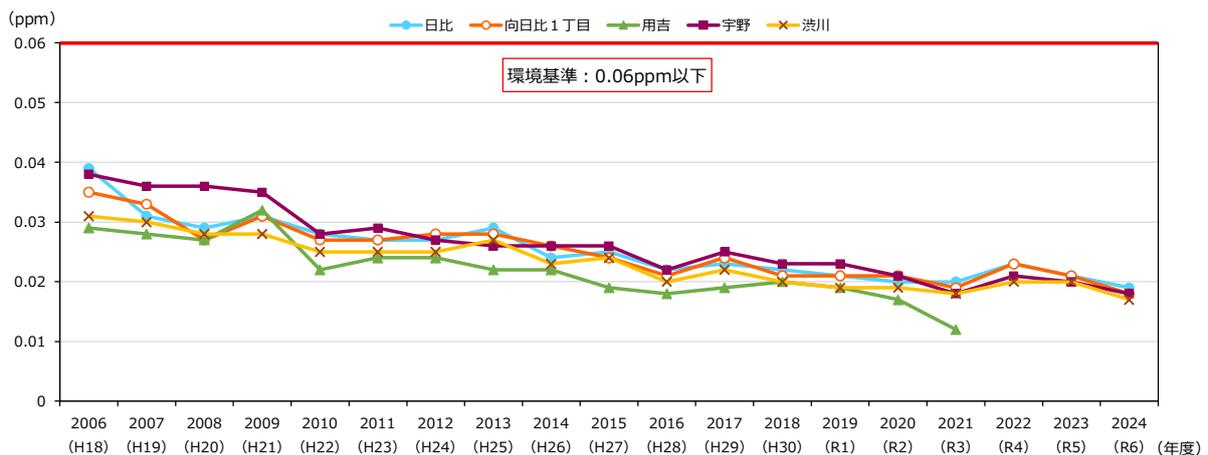


図 6-3 二酸化窒素濃度の測定結果 (NO₂濃度の日平均値の年間98%値)

●二酸化窒素とは

二酸化窒素とは、物が燃えると必ず発生する物質であり、酸性雨の原因物質の一つであるとともに、炭化水素の存在のもと、強い紫外線により化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。

人体による一般的な影響としては、低濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、咳やたんが出やすくなり、高濃度になると数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。

エ. 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、用吉測定局（自動車排出ガス測定局）で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあります。なお、全ての測定結果において、環境基準を達成しています。（図 6-4 参照）

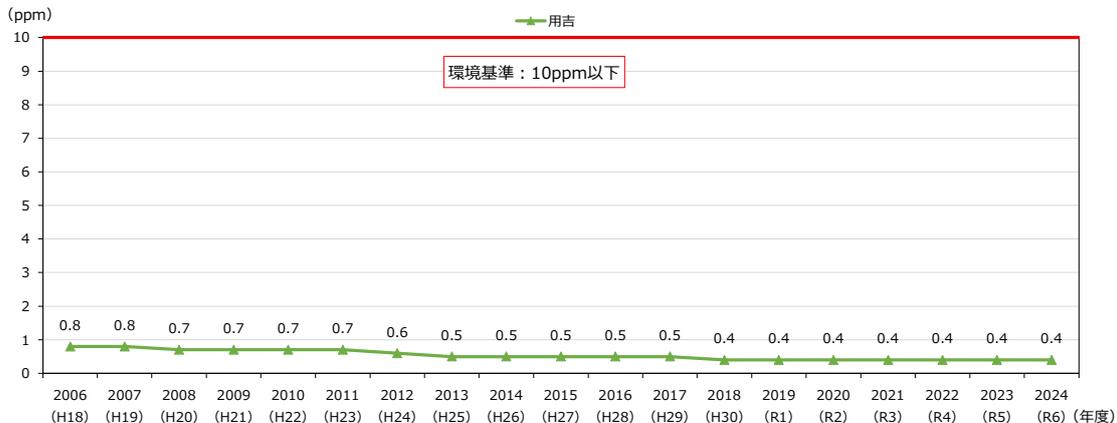


図 6-4 一酸化炭素濃度の測定結果（CO 濃度の日平均値の2%除外値）

●一酸化炭素とは

一酸化炭素とは、燃料の不完全燃焼により生成する物質で、燃焼状態の変動が大きい自動車が主な発生源となっていますが、排出ガス規制の強化や電気自動車の普及などに伴い、環境中の濃度は年々改善されています。

一酸化炭素は無色・無臭でその存在を感知しにくく、強い毒性を有する気体のため、気づかないうちに頭痛・吐き気・耳鳴りなどの中毒症状を起こし、重症になると死に至る場合もあります。

オ. 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、現在市内3局で測定しています。

2006（平成 18）年度からの推移をみると、増減を繰り返しており、全ての測定局において環境基準を超過している状況となっています。（図 6-5 参照）

なお、光化学オキシダントは、全国的に環境基準の未達成が続いており、県の全測定局において環境基準を超過している状況となっています。

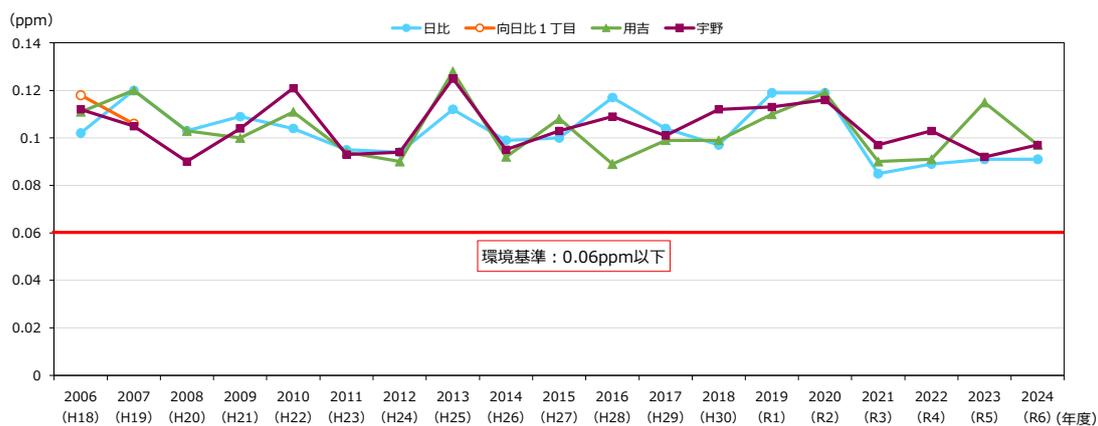


図 6-5 光化学オキシダント濃度の測定結果（光化学オキシダント濃度の昼間1時間値の最高値）

●光化学オキシダントとは

光化学オキシダントとは、大気中の炭化水素や窒素酸化物が、太陽などの紫外線により光化学反応して生成された酸化性物質の総称です。大部分がオゾンであり、光化学スモッグの原因となります。

濃度が高くなると、粘膜への刺激、呼吸への悪影響など、人の健康に影響する他、農作物など植物に対しても悪影響を与えます。

カ. 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、2016（平成 28）年度から宇野測定局で測定しています。

2016（平成 28）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定結果において環境基準を達成しています。（図 6-6 参照）

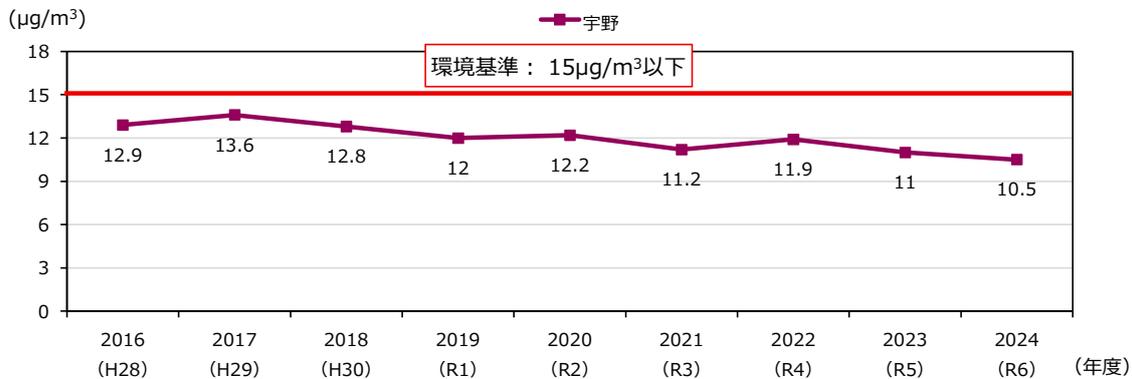


図 6-6 微小粒子状物質の測定結果（年平均値）

●微小粒子状物質 (PM2.5) とは

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル、 $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1）以下の粒子のことです。

PM2.5 は、非常に小さいために呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

キ. ダイオキシン類測定

大気監視の充実に向け、宇野港管理事務所でダイオキシン類を測定しています。

2011（平成 23）年度からの推移をみると、おおむね減少傾向にあり、全ての測定結果において環境基準を達成しています。（図 6-7 参照）

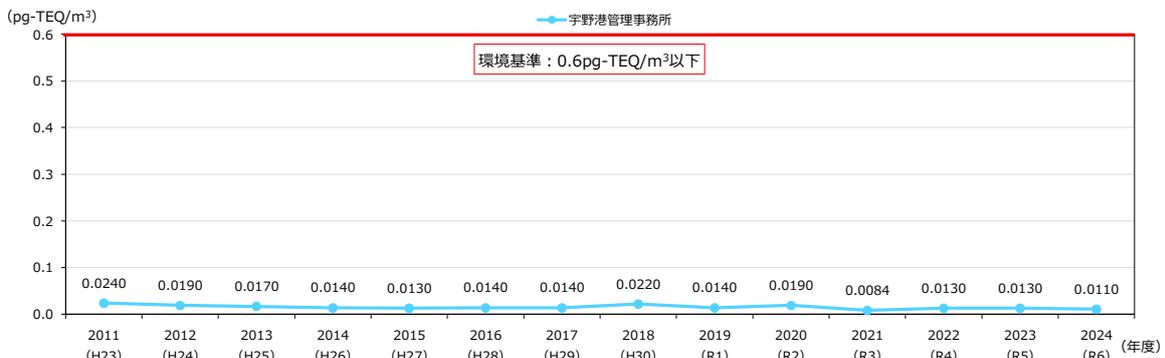


図 6-7 ダイオキシン類濃度の測定結果（ダイオキシン類濃度の年間平均値）

●ダイオキシン類とは

ダイオキシン類とは、ものが燃える過程で非意図的に生じる物質で、自動車の排出ガス、たばこの煙などにも含まれるほか、森林火災や火山活動など自然界でも生成されるため、環境中に広く存在しています。

ダイオキシン類の毒性については、動物実験によって発がん性や催奇形性、さらには環境ホルモンとしての作用である生殖毒性や免疫毒性など、様々な毒性があるといわれています。

ク. 有害大気汚染物質測定

日比大気測定局においては、有害大気汚染物質として環境省が定める 22 物質を測定しています。

環境基準が定められている 4 物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）は環境基準を達成しており、指針値が定められている 11 物質のうち 10 物質は指針値に適合していますが、1 物質（ヒ素及びその化合物）については、指針値を超過している状況となっています。（表 6-2 参照）

表 6-2 有害大気汚染物質測定結果

物質名	単位	2020	2021	2022	2023	2024	環境基準 (指針値)
アクリロニトリル	μg/m ³	0.021	0.018	0.02	0.021	0.02	(2 以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.041	0.046	0.049	0.068	0.064	(10 以下)
クロロホルム	μg/m ³	0.17	0.2	0.19	0.2	0.16	(18 以下)
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.15	0.14	0.19	0.24	0.21	(1.6 以下)
ジクロロメタン	μg/m ³	0.67	0.73	0.83	1.1	0.88	150 以下
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.051	0.063	0.058	0.069	0.054	200 以下
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.037	0.057	0.066	0.065	0.049	130 以下
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.024	0.051	0.048	0.055	0.039	(2.5 以下)
ベンゼン	μg/m ³	0.82	0.93	0.78	0.79	0.87	3 以下
塩化メチル	μg/m ³	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3	(94 以下)
トルエン	μg/m ³	2.7	3	5	3.6	2.3	—
酸化エチレン	μg/m ³	0.044	0.042	0.051	0.041	0.06	—
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.1	1.1	1.4	1.3	1.2	(120 以下)
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2	1.9	1.9	1.7	1.9	—
ニッケル化合物	ng/m ³	4.4	5.7	5.8	5.3	4.1	(25 以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	10	8.6	7.6	8.3	8.4	(6 以下)
バリウム及びその化合物	ng/m ³	0.032	0.038	0.03	0.026	0.025	—
マンガン及びその化合物	ng/m ³	31	42	31	35	42	(140 以下)
クロム及び三価クロム化合物※	ng/m ³	5.2	5.5	5.3	7.9	5.8	—
六価クロム化合物※	ng/m ³						
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	(40 以下)
ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	0.41	0.71	0.53	0.5	0.62	—

※個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物（全クロム）として分析しています。

出典：「令和 6 年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）」

●指針値とは

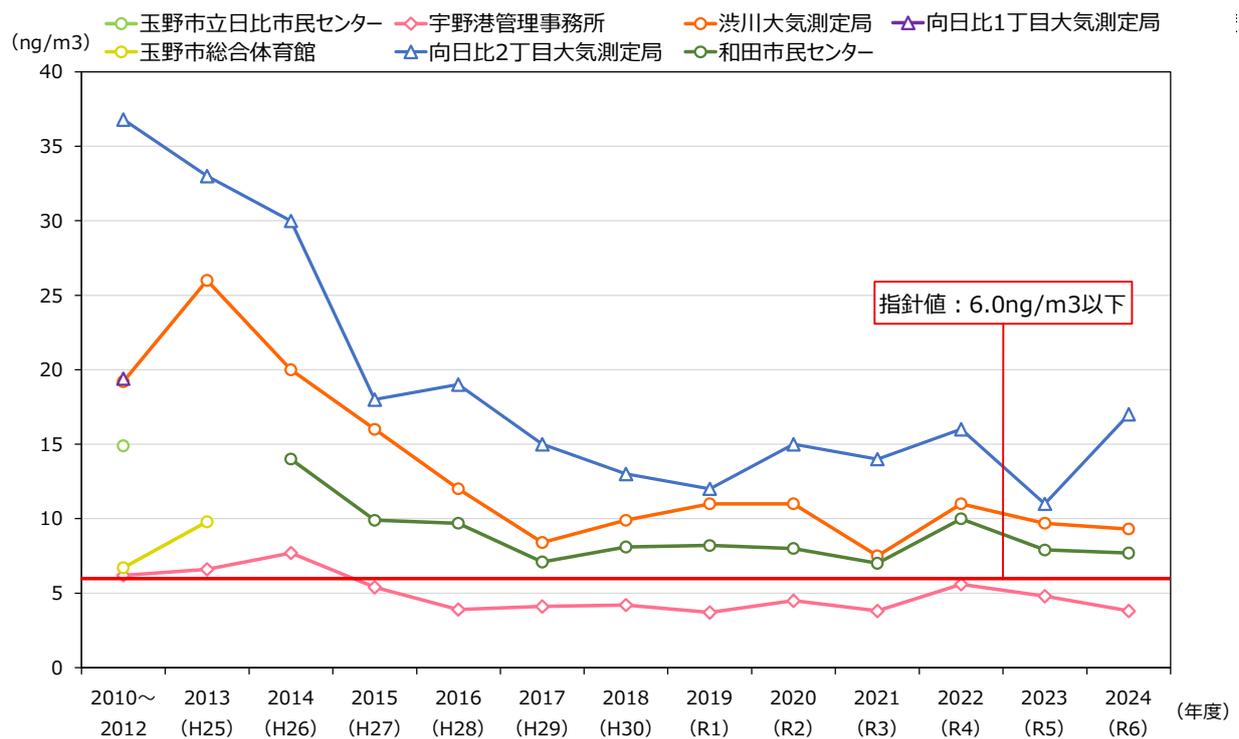
有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

ケ. ヒ素及びその化合物に関する対策

本市では、2000(平成12)年度からヒ素及びその化合物の測定を県が実施しており、2004(平成16)年から指針値を継続的に超過している状況となっています。

このため、県では詳細調査を実施し、ヒ素及びその化合物の実態把握に努めています。詳細調査結果の推移をみると、減少傾向で推移していますが、現在も指針値を超過している状況となっています。(図6-8参照)

このため、今後も、有害大気汚染物質等の環境中の濃度の実態把握に努めるとともに、指針値に適合するよう、指導などの排出抑制対策を実施する必要があります。



※詳細調査は年4回実施した調査(1週間試料採取)の平均値を採用しています。なお、2014(平成26)年以降は向日比二丁目大気測定局・宇野港管理事務所・渋川大気測定局・和田市民センターの4地点で実施しています。

図6-8 ヒ素及びその化合物の詳細調査結果(年平均値の濃度推移)

出典:「有害大気汚染物質等測定結果(岡山県)」

② 水質

本市では、公共用水域の水質汚濁状況の監視を目的として、市内の 12 河川及び 13 池沼において水質調査を行っており、水質汚濁に係る代表的な項目（BOD 及び COD など）の検査を行っています。

BOD 及び COD は、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定された「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」に該当しており、現況の水質や利水状況などを勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）が定められています。なお、水域ごとに環境基準の目標レベル（類型）を定めることを水域の類型指定と言い、政府（環境大臣）又は各都道府県知事が行います。

本市が水質調査を実施している公共用水域では、水域の類型指定がされていませんが、児島湖並びに児島湾、備讃瀬戸といった海域は類型指定されています。

●BODとは

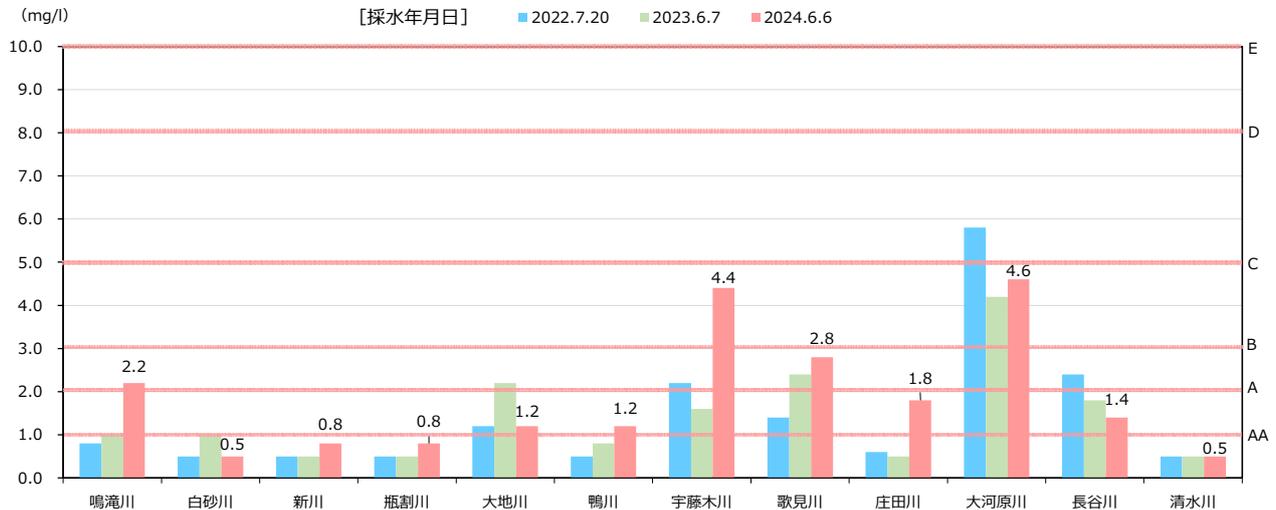
BODとは、「生物化学的酸素要求量」とも言い、川などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標です。水中の有機物が、水中に発生する細菌や微生物により酸化分解される際に生物化学的に消費される酸素量を数値で示したものです。数値が高いほど水中の有機物による汚染度が高いことを示します。

●CODとは

CODとは、「化学的酸素要求量」とも言い、海や湖などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標です。水中の有機物など、汚染源となる物質を「酸化剤」で酸化するときに消費される酸素量を化学的な方法で測定したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示します。

ア. 市内河川におけるBODの測定結果

河川における水質汚濁の代表的な指標であるBODの測定結果（2024（令和6）年度）は、0.5未満～4.6mg/lの範囲にあり、類型ごとの基準値を示すとAA類型～C類型の環境基準を達成している状況となっています。（図6-9参照）



※グラフ上の0.5mg/Lは0.5mg/L未満を意味しています。

図6-9 市内河川におけるBODの測定結果

●河川における類型指定とは

河川における類型指定は、以下に示す6類型に分類されています。

- 【AA】水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
- 【A】水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの
- 【B】水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
- 【C】水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
- 【D】工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
- 【E】工業用水3級、環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

// 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

// 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

// 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

// 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

// 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

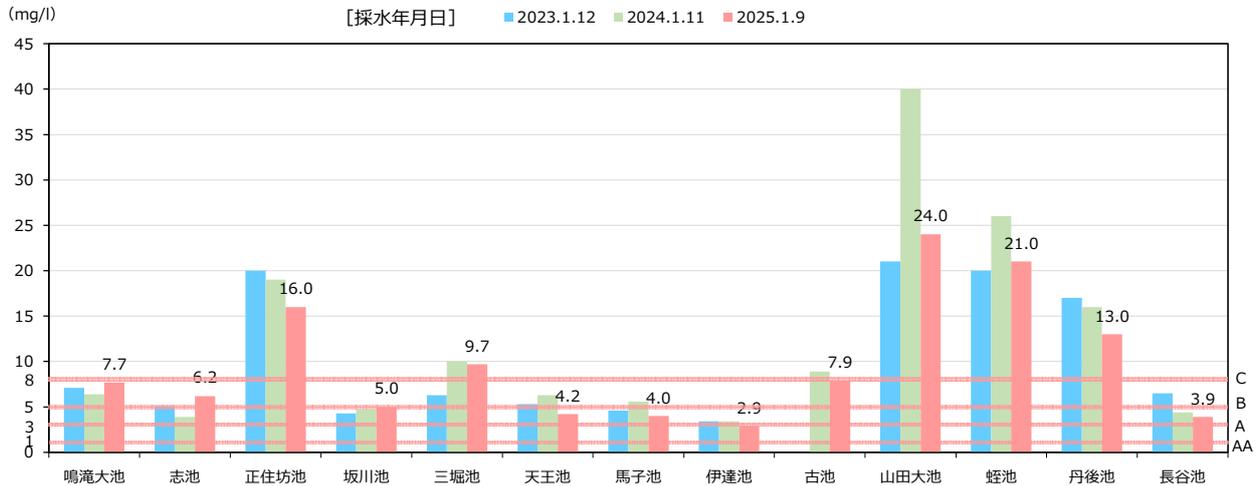
// 3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ. 市内池沼におけるCODの測定結果

海や湖における水質汚濁の代表的な指標であるCODの測定結果（2024（令和6）年度）は、2.9～24.0mg/lの範囲にあり、類型ごとの基準値を示すとC類型の環境基準を超過している池沼が一部ある状況となっています。（図6-10参照）

ただし、池沼に関しては閉鎖性水域であるため、富栄養化や汚濁が進行しやすい特性を持っており、CODの値が高くなる傾向にあります。



※2022（令和4）年度における古池での検査は工事中のため実施していません。

図6-10 市内池沼におけるCODの測定結果

●湖沼における類型指定とは

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）における類型指定は、以下に示す4類型に分類されています。

- 【AA】水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
- 【A】水道2、3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの
- 【B】水産3級及び工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの
- 【C】工業用水2級、環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

// 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

// 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

// 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

// 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ. 児島湖

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利（締め切り堤防）事業により、児島湾を締め切ってきた人造湖（1959（昭和 34）年 2 月完成）であり、B 類型に指定されています。児島湖には、笹ヶ瀬川、倉敷川、鴨川の 3 つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、早島町及び吉備中央町の 6 市町にわたっています。

児島湖は閉鎖性水域であるため、富栄養化や汚濁が進行しやすい特性を持っており、児島湖の水質（COD）は長期的にみると改善傾向でしたが、近年は横ばいとなっており、依然として環境基準を超過している状況です。（図 6-11 参照）



図 6-11 児島湖のCOD（75%値）の推移

出典：「令和 6 年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）」

Ⅰ. 海域におけるCODの測定結果

本市周辺の海域である児島湾（丙）及び備讃瀬戸は、ともにA類型に指定されており、県が水質測定を行っています。

海や湖における水質汚濁の代表的な指標であるCODの測定結果は、ともに大部分が環境基準を超過している状況です。（図6-12参照）

なお、県における海域の類型指定は図6-13に示すとおりであり、A類型に指定されている5海域（播磨灘北西部・牛窓地域海域・児島湾（丙）・備讃瀬戸・水島地先海域（乙））について、全て環境基準を超過している状況となっています。

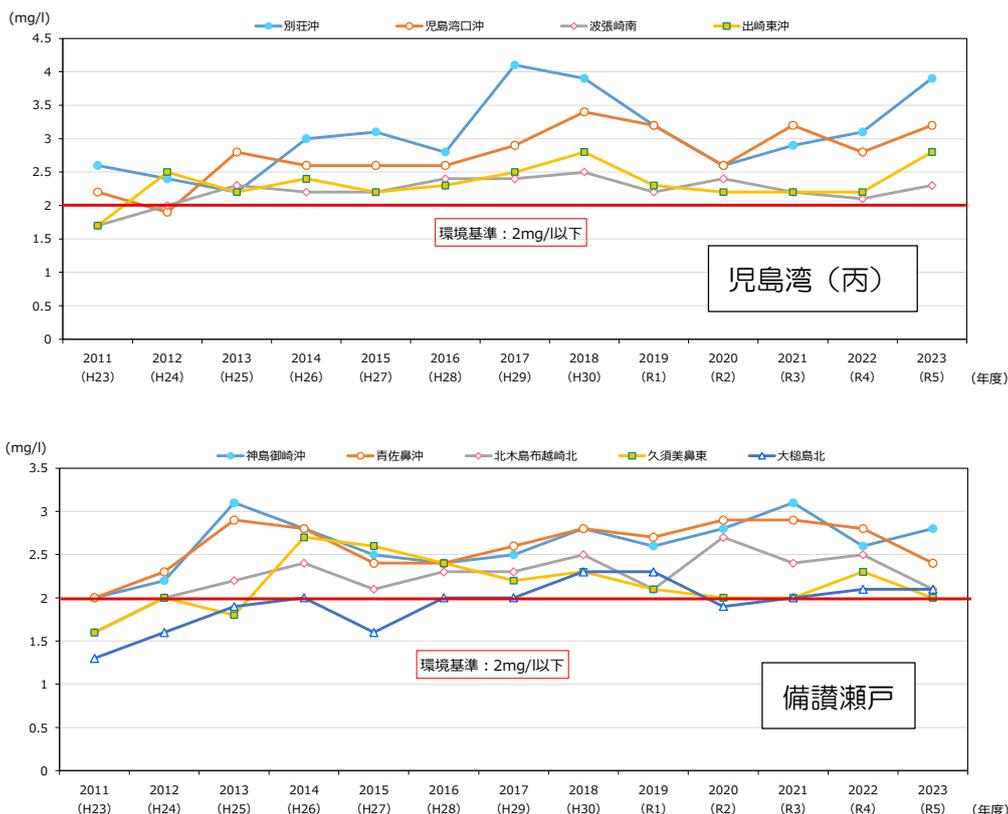


図6-12 周辺海域のCOD（75%値）の推移

出典：「令和6年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）」

●海域における類型指定とは

海域における類型指定は、以下に示す3類型に分類されています。

- 【A】水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの
- 【B】水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの
- 【C】環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

// 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

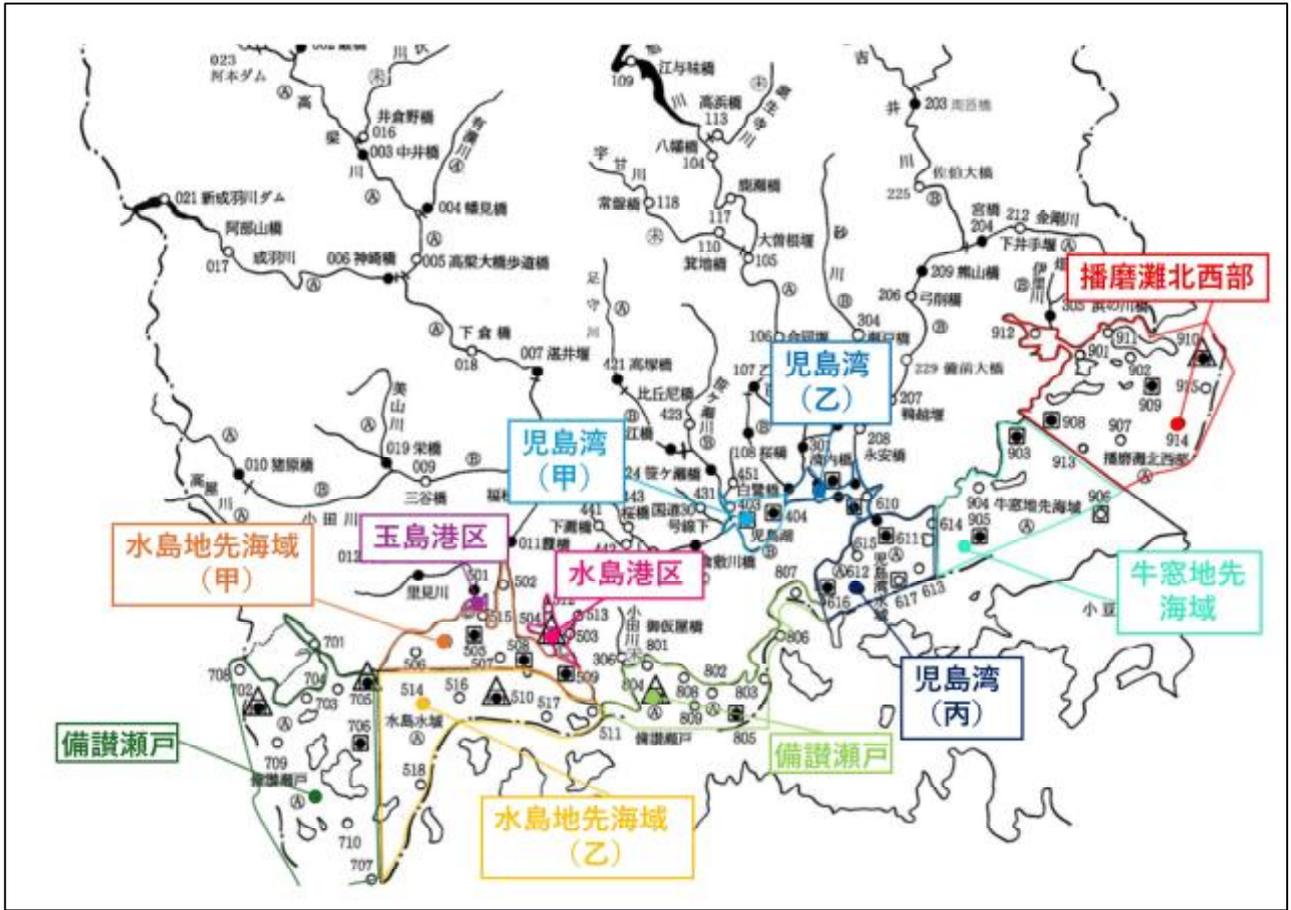


図 6-13 県における海域の類型指定

資料：「令和 6 年度大気及び水質等測定結果について（岡山県）」を参考に作成

③ 騒音・振動関係

工場・事業所、建設作業及び各種交通機関から発生する騒音・振動は、睡眠を妨げたり、会話を妨害したりするなど、生活環境を損なうことがあります。

こうした騒音・振動公害に対応するため、騒音規制法及び振動規制法が制定され、同法に基づき、本市では表 6-3 に示す騒音規制地域及び表 6-4 に示す振動規制地域を指定しています。

また、当該法令に基づき、本市では以下に示す工場・事業場や建設作業の騒音・振動に係る届出事務や必要に応じて改善勧告、改善命令を行うとともに、自動車騒音の測定や必要に応じて都道府県公安委員会へ交通規制の要請を行っています。

表 6-3 騒音規制地域

騒音規制地域	施行日	
旧東兎町を除く市街化区域 (工業専用地域を除く)	1974年6月1日	(昭和49年岡山県告示第595号)
旧東兎町市街化区域	1975年6月1日	(昭和50年岡山県告示第611号)
市街化調整区域	1981年10月1日	(昭和56年岡山県告示第359号)
用途地域以外の地域(島しょ部)	1986年4月1日	(昭和61年岡山県告示第349号)

表 6-4 振動規制地域

振動規制地域	施行日	
都市計画区域 (工業専用地域を除く)	1979年5月1日	(昭和54年岡山県告示第276号)
用途地域以外の地域(島しょ部)	1986年4月1日	(昭和61年岡山県告示第350号)

●騒音・振動の目安について

騒音及び振動の大きさの目安は以下に示すとおりです。

騒音の大きさの例	
120デシベル	飛行機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛(前方2m) リベット打ち、くい打ち ロックコンサート
100デシベル	電車が通るときのガードの下
90デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中 どなり声
80デシベル	地下鉄の車内 交通量の多い道路 電話が聞こえない
70デシベル	静かな乗用車 普通の会話
60デシベル	静かな事務所
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声
20デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(前方1m)

振動の大きさの例		
90デシベル	人体に生理的影響が生じ始める	震度4程度
80デシベル	産業職場で振動が気になる (8時間振動でさらされた場合) 深い睡眠にも影響がある	震度3程度
70デシベル	浅い睡眠にも影響がある	震度2程度
60デシベル	振動を感じ始める ほとんど睡眠影響はない	震度1程度
50デシベル	ほとんど睡眠影響はない	震度0
40デシベル	常時微動	

ア. 工場・事業場の騒音・振動

規制地域に立地する工場及び事業場などのうち、その敷地内に著しく騒音・振動を発生する施設として定められた「特定施設」が設置されている場合、本市に届出を提出することとなっています。（届出状況は表 6-5 及び表 6-6 参照）

特定施設を設置している「特定工場等」から発生する騒音・振動については、規制基準が定められており、特定工場等の敷地境界上において、規制基準を遵守する必要があります。規制基準を超え周辺的生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

表 6-5 騒音特定施設届出状況（2025（令和 7）年 3 月末現在）

特定施設の種類	特定施設総数	特定工場等総数				合計
		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域	
1. 金属加工機械	138		13	19	7	39
2. 空気圧縮機等	440		29	19	9	57
3. 土石用破碎機等	21		1		2	3
4. 織機	241		10	1		11
5. 建設用資材製造機械	6		3	2	1	6
6. 穀物用製粉機	12				2	2
7. 木材加工機械	75			17		17
8. 抄紙機	0					0
9. 印刷機械	31	1	5	3		9
10. 合成樹脂用射出成形機	8		1			1
11. 鋳型造型機	0					0
合計	972	1	62	61	21	145

表 6-6 振動特定施設届出状況（2025（令和 7）年 3 月末現在）

特定施設の種類	特定施設総数	特定工場等総数			合計
		第 1 種区域	第 2 種区域	合計	
1. 金属加工機械	137	13	25	38	
2. 圧縮機	163	17	19	36	
3. 破碎機等	23	1	2	3	
4. 織機	226	10	1	11	
5. コンクリートブロックマシン	5	3	2	5	
6. 木材加工機械	8	1	4	5	
7. 印刷機械	7	1		1	
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機					
9. 合成樹脂用射出成形機	10	2		2	
10. 鋳型造型機					
合計	579	48	53	101	

イ. 建設作業の騒音・振動

規制地域内において実施される著しく騒音・振動を発生させる建設作業は、「特定建設作業」に該当し、特定建設作業を実施する場合は、本市に届出を提出することとなっています。（届出状況は表 6-7 及び表 6-8 参照）

特定建設作業から発生する騒音・振動については、規制基準が定められており、特定建設作業の敷地境界上において規制基準を遵守する必要があります。規制基準を超え周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

表 6-7 騒音特定建設作業実施届出状況（2024（令和6）年度）

特定建設作業の種類		件数
1	くい打ち機、くい抜き機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業	2
2	びょう打ち機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	11
4	空気圧縮機を使用する作業	0
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
合 計		13

表 6-8 振動特定建設作業実施届出状況（2024（令和6）年度）

特定建設作業の種類		件数
1	くい打ち機等を使用する作業	2
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	6
合 計		8

ウ. 自動車騒音・道路交通振動調査

本市では、市内主要道路4か所（宇野、八浜町八浜、渋川、長尾）において自動車騒音・道路交通振動の調査を行っています。

自動車騒音・道路交通振動の調査結果は、全て要請限度以下となっています。（表 6-9～表 6-12 参照）

なお、自動車騒音・道路交通振動により、周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請することが定められています。

表 6-9 自動車騒音測定結果（昼間）

(単位: dB)

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	75	63.7	62.5	62.4	63.3	62.2	63.4	63.4	61.0	62.9	65.3	66.9	65.8	66.4	64.7
一般国道430号	2	75	68.6	67.8	67.6	67.7	67.8	66.8	66.4	64.4	66.0	68.7	68.5	68.0	66.9	66.3
岡山県道45号岡山玉野線	2	75	71.7	72.4	71.9	72.3	71.5	65.6	64.7	63.8	65.6	67.6	66.1	67.4	67.1	65.8
岡山県道427号堀ヶ原日比線	2	75	69.3	69.6	69.1	68.2	68.0	67.5	67.3	65.4	68.5	71.1	71.0	70.7	71.2	69.3

表 6-10 自動車騒音測定結果（夜間）

(単位: dB)

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	70	55.3	53.0	54.5	54.4	53.2	55.9	55.2	52.2	53.0	55.8	55.4	55.1	55.0	54.2
一般国道430号	2	70	61.4	61.0	60.4	59.5	59.7	60.4	59.2	57.4	58.9	61.0	61.5	60.0	58.2	58.2
岡山県道45号岡山玉野線	2	70	65.9	66.9	65.8	65.9	64.7	58.8	59.7	58.9	60.2	61.5	60.8	60.8	60.7	60.5
岡山県道427号堀ヶ原日比線	2	70	64.1	64.1	63.4	61.9	62.1	61.2	60.5	58.9	62.9	65.1	64.6	65.0	65.2	63.5

表 6-11 道路交通振動測定結果（昼間）

(単位: dB)

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	70	32.1	31.8	29.9	31.7	30.6	31.6	37.4	37.2	38.9	38.4	38.7	39.3	39.9	40.5
一般国道430号	2	70	43.6	42.8	43.5	39.7	42.5	39.5	40.1	40.1	41.0	40.4	42.4	42.1	42.0	43.4
岡山県道45号岡山玉野線	2	65	35.5	39.1	36.2	33.7	33.8	40.6	41.5	41.4	40.3	40.7	37.4	40.6	40.4	40.7
岡山県道427号堀ヶ原日比線	2	70	38.4	38.4	39.0	37.3	37.7	35.3	35.8	35.9	39.7	39.5	40.3	39.7	38.8	41.0

表 6-12 道路交通振動測定結果（夜間）

(単位: dB)

道路名	車線数	要請限度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
一般国道30号	4	65	23.1	22.9	21.0	22.8	21.7	23.0	27.4	28.1	27.9	28.0	25.8	27.3	26.3	25.8
一般国道430号	2	65	30.0	29.5	27.8	26.0	25.8	26.4	26.6	26.6	29.8	31.9	32.1	26.6	25.3	29.7
岡山県道45号岡山玉野線	2	60	26.3	29.5	24.8	23.9	25.6	28.6	32.3	29.6	27.7	26.6	24.9	27.6	25.0	25.2
岡山県道427号堀ヶ原日比線	2	65	26.8	26.8	27.5	27.1	26.9	26.2	24.7	25.8	28.8	29.0	27.8	27.5	26.8	29.8

●要請限度とは

要請限度とは、自動車騒音・道路交通振動の測定により、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動を防止するための舗装、維持又は修繕などの措置をとるよう要請したりする際の限度です。

④ 悪臭関係

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える「感覚公害」といわれ、大気汚染や水質汚濁などとともに、典型7公害の一つとして悪臭防止法（昭和46（1971）年法律第91号）により規制されており、不快なにおいの原因となり、生活環境をそこなう恐れのあるアンモニア、硫化水素等22の物質が特定悪臭物質として定められています。

本市では、悪臭防止法に基づき、表6-13に示す特定悪臭物質による規制地域を指定しています。また、毎年、市内の4～5箇所で特定悪臭物質の測定を実施しており、全て基準値を達成していることを確認しています。基準値を超え周辺的生活環境が著しく損なわれている場合は、改善勧告や改善命令の対象となります。

なお、悪臭の規制については、特定の悪臭物質の濃度により規制する「特定悪臭物質濃度規制」のほか、人間の嗅覚でにおいを測定し規制する「臭気指数規制」があります。

表 6-13 特定悪臭物質による規制地域

区域の区分	区域
第1種区域	用途地域
第2種区域	第1種区域以外の区域

●特定悪臭物質濃度規制とは

規制地域内に立地する工場・事業場について、事業活動に伴い発生する「特定悪臭物質」（22物質）について、その物質ごとに規制基準が設けられています。

規制の種類としては、敷地境界上（22物質）、気体排出口（13物質）及び排水（4物質）の3種類についてそれぞれ規制基準が定められており、事業者は、それぞれの規制基準を遵守しなければなりません。

なお、特定悪臭物質の臭いの特徴は以下に示すとおりです。

特定悪臭物質	臭いの特徴
アンモニア	し尿のような臭い
メチルメルカプタン	腐った玉ネギのような臭い
硫化水素	腐った卵のような臭い
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い
二硫化メチル	
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い
アセトアルデヒド	刺激的な青臭い臭い
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルパレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソパレールアルデヒド	
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン	
トルエン	ガソリンのような臭い
スチレン	都市ガスのような臭い
キシレン	ガソリンのような臭い
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸	汗くさい臭い
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い
イソ吉草酸	

●臭気指数規制とは

臭気指数規制とは、人の嗅覚を用いて「においの総体」を規制するもので、特定悪臭物以外の悪臭物質や複合臭等についても規制が可能です。

規制の種類については、①敷地境界上、②気体排出口、③排水の3箇所についてそれぞれ基準が定められており、臭気指数の測定方法についてもそれぞれ定められています。

なお、臭気指数の目安は以下に示すとおりです。

臭気指数	0	5	10	15	20	25	30	35
例	郊外の綺麗な空気	工場地域の空気	梅の花	デパートの化粧品売り場	花火、トイレの芳香剤	線香、醤油	ガソリンの給油時	コーヒー

(7) 温室効果ガス排出量

① 市の事務事業に係る温室効果ガス排出量

本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移は、表 7-1 及び図 7-1 に示すとおりです。

本市では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 60% 削減することを目標として掲げており、2024（令和 6）年度には 34.6%の削減が進んでいます。

表 7-1 本市の事務事業に係る温室効果ガスの発生源別排出量推移

(単位：t-CO₂)

年度 項目	2013 (H25) 【基準年】	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
電気	12,918	12,304	11,611	10,479	10,096	11,270	9,870	8,432	7,119	7,655	3,730	7,091
廃棄物の焼却	4,413	5,536	6,807	4,726	7,289	7,329	5,842	5,740	5,867	5,208	4,189	5,039
A重油	1,489	1,433	1,323	1,372	1,338	1,332	1,271	1,285	371	194	96	98
CO ₂ 以外	702	696	686	683	698	699	608	600	605	557	514	508
灯油	461	515	464	447	419	381	352	338	314	305	294	324
ガソリン	175	166	176	189	186	196	208	158	158	177	165	160
LPG	146	143	90	92	92	90	66	73	72	57	48	48
軽油	94	79	74	133	124	112	126	105	66	92	62	64
計	20,397	20,874	21,231	18,121	20,243	21,408	18,343	16,732	14,571	14,246	9,097	13,333



図 7-1 本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量推移

② 区域の温室効果ガス排出量

本市の区域から排出される温室効果ガス量は、表 7-2 及び図 7-2 に示すとおりです。

本市では、2030(令和 12)年度の温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 41.8%削減することを目標として掲げています。2021(令和 3)年度時点では、機器の省エネ化や電力の使用に伴い排出される温室効果ガス量の低減が進んだことにより、2013(平成 25)年度比で 28.4%の削減が進んでいます。

表 7-2 市域における温室効果ガスの排出量

(単位：千t-CO₂)

部門・分野	2013 (H25) 【基準年度】	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
産業部門	623	584	590	584	546	557	496	489	476
製造業	615	576	580	576	538	549	489	484	471
建設業・鉱業	5	4	4	4	4	4	3	3	3
農林水産業	3	4	6	4	4	4	4	2	2
業務その他部門	105	93	84	84	80	74	67	54	61
家庭部門	133	122	128	111	111	89	77	85	86
運輸部門	251	229	234	221	211	208	202	169	170
自動車	111	107	105	104	102	100	97	87	85
旅客	70	66	66	65	64	63	60	53	51
貨物	41	40	39	39	38	38	36	34	35
鉄道	5	5	5	4	4	4	4	3	3
船舶	135	118	124	113	105	104	102	79	81
廃棄物分野（一般廃棄物）	6	7	8	6	8	6	9	8	7
合 計	1,117	1,035	1,044	1,006	956	933	851	805	800

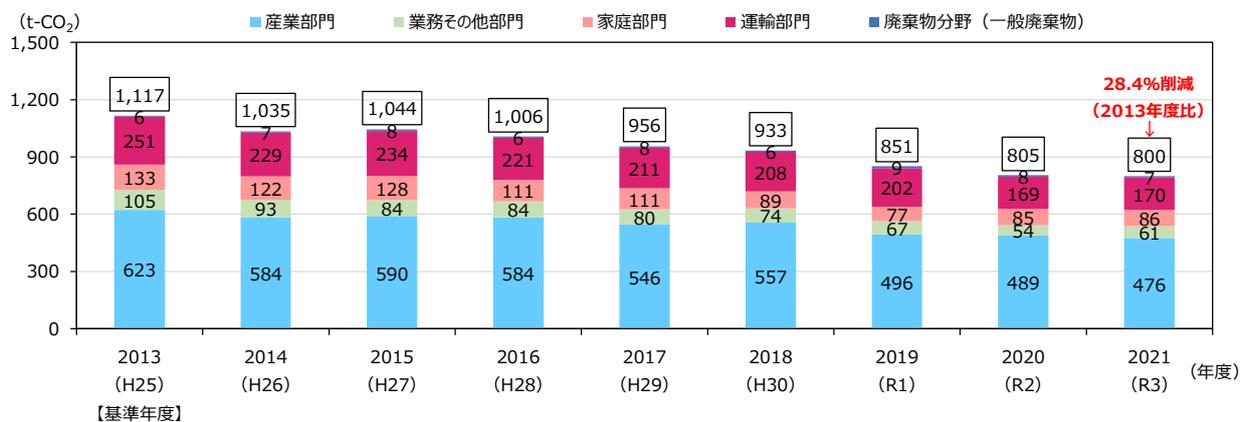


図 7-2 市域における温室効果ガスの排出量

(8) 再生可能エネルギー設備の導入状況

本市の再生可能エネルギー設備の導入状況は図 8-1、県の再生可能エネルギー設備の導入状況は図 8-2 に示すとおりです。

本市では、2030（令和 12）年度における太陽光発電設備の導入目標を 127.3 千 kW とし、掲げており、2023（令和 5）年度時点で 70.2 千 kW の導入（県全体に対して 2.78% を占める。）が進んでいます。

なお、本市の再生可能エネルギー設備は全て太陽光発電となっており、10kW 未満が 9.9 千 kW、10kW 以上が 60.3 千 kW 導入されています。



図 8-1 本市の再生可能エネルギーの導入状況

出典：「固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト（経済産業省）」

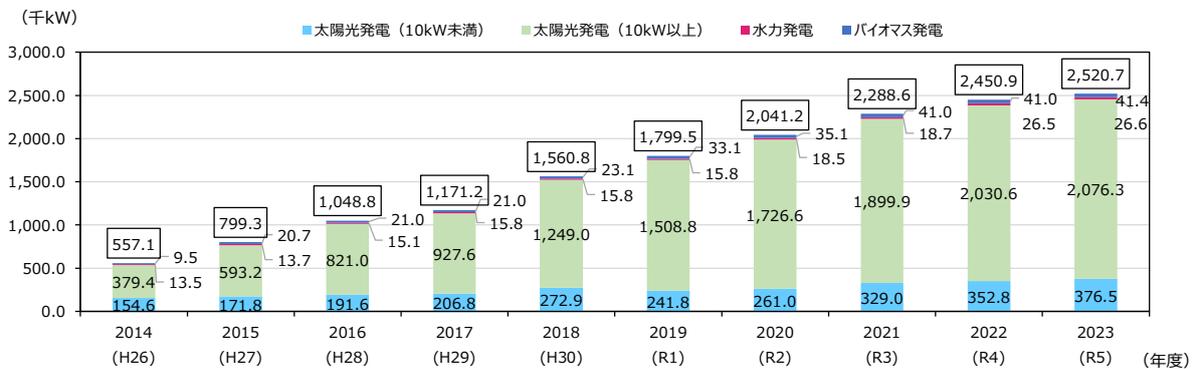


図 8-2 県の再生可能エネルギーの導入状況

出典：「固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト（経済産業省）」

(9) 廃棄物

① ごみ排出量

本市のごみ排出量は図 9-1 に示すとおりです。

本市のごみ排出量は減少傾向で推移していますが、2022（令和 4）年度から家庭系ごみの有料化制度が導入されたため、急激に減少しており、2023（令和 5）年度には 18,525t まで減少しています。

このうち生活系ごみ排出量が 11,954t、事業系ごみ排出量が 6,571t となっており、生活系ごみ排出量が全体の 65.7%を占めています。

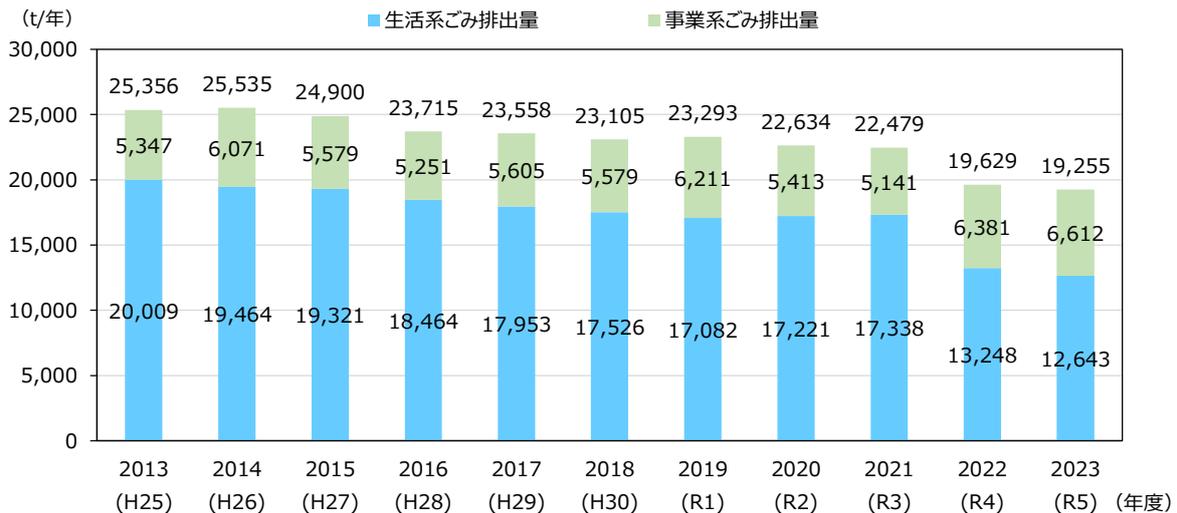


図 9-1 ごみ排出量

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

② 1人1日あたりのごみ排出量

本市、県、全国の1人1日あたりのごみ排出量は図 9-2 に示すとおりです。

本市における2023（令和 5）年度の1人1日あたりのごみ排出量は 955g となっており、県の 923g、全国の 851g と比較して多くなっています。

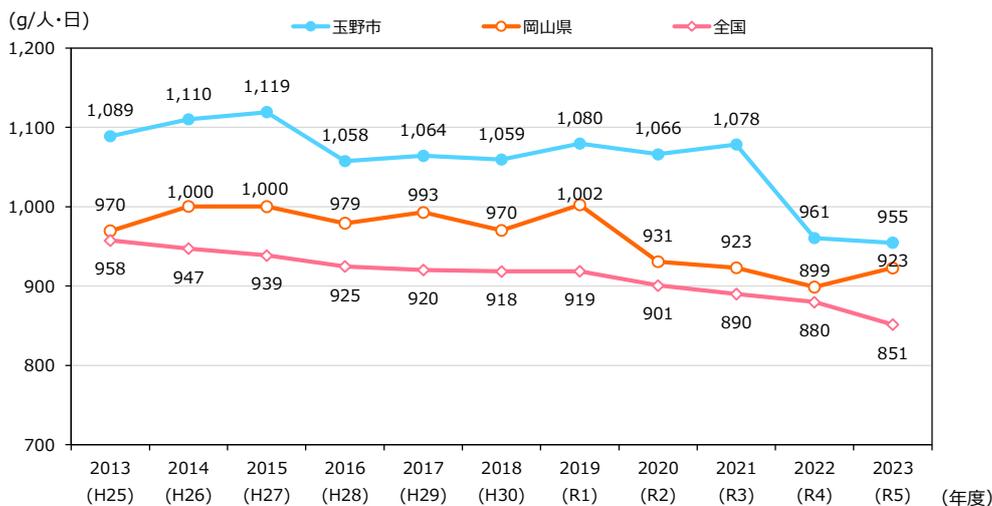


図 9-2 1人1日あたりのごみ排出量

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

③ リサイクル率

本市、県、全国のリサイクル率は図 9-3 に示すとおりです。

本市における 2023（令和 5）年度のリサイクル率は 12.6%となっており、県の 29.0%、全国の 19.5%と比較して低くなっています。

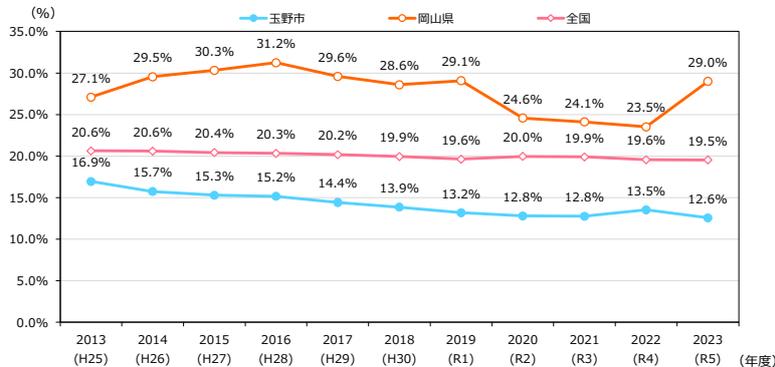


図 9-3 リサイクル率

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」

④ 汚水処理

本市の生活排水処理形態別人口の推移は表 9-1 及び図 9-4 に示すとおりであり、2024（令和 6）年度時点で生活雑排水処理率が 94.7%となっています。

また、本市の汚水処理人口普及率及び下水道普及率は図 9-5 に示すとおりです。

本市では下水道の整備が進んでおり、下水道普及率が県・全国と比較しても高くなっています。

表 9-1 処理形態別人口の推移

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
計画処理区域内人口 [人]		63,246	62,474	61,681	60,930	60,079	59,328	58,558	57,579	56,485	55,486	54,626	53,732
生活雑排水未処理人口 [人]		6,737	5,920	5,381	5,042	4,646	4,279	3,952	3,749	3,400	3,184	3,075	2,839
し尿くみ取り人口 [人]		4,848	4,310	3,806	3,596	3,216	2,925	2,696	2,600	2,401	2,275	2,184	2,024
単独処理浄化槽人口 [人]		1,889	1,610	1,575	1,446	1,430	1,354	1,256	1,149	999	909	891	815
生活雑排水処理人口 [人]		56,509	56,554	56,300	55,888	55,433	55,049	54,606	53,830	53,085	52,302	51,551	50,893
公共下水道人口 [人]		53,019	53,553	53,424	53,218	52,877	52,627	52,361	51,775	51,297	50,741	50,096	49,531
合併処理浄化槽人口 [人]		3,490	3,001	2,876	2,670	2,556	2,422	2,245	2,055	1,788	1,561	1,455	1,362
生活雑排水処理率 [%]		89.3%	90.5%	91.3%	91.7%	92.3%	92.8%	93.3%	93.5%	94.0%	94.3%	94.4%	94.7%

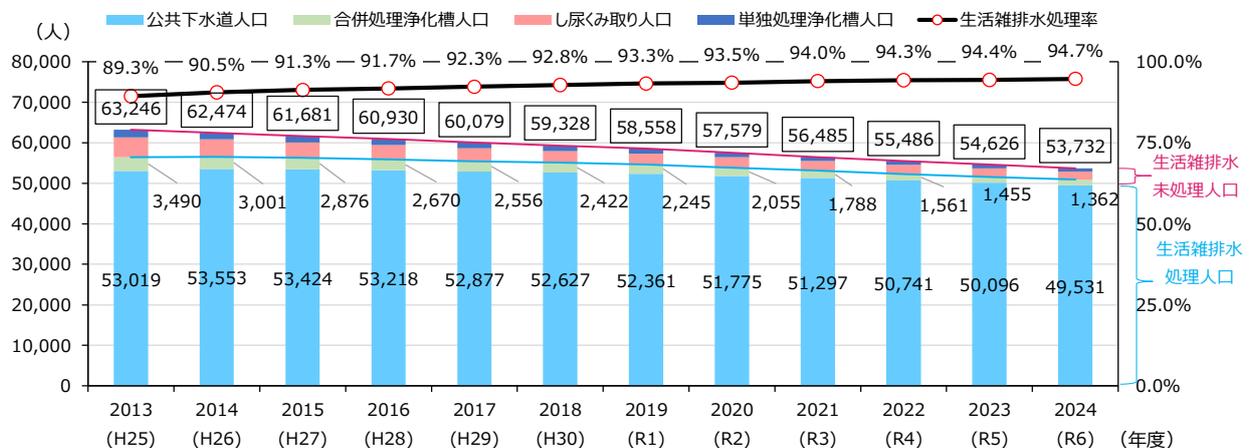


図 9-4 処理形態別人口の推移

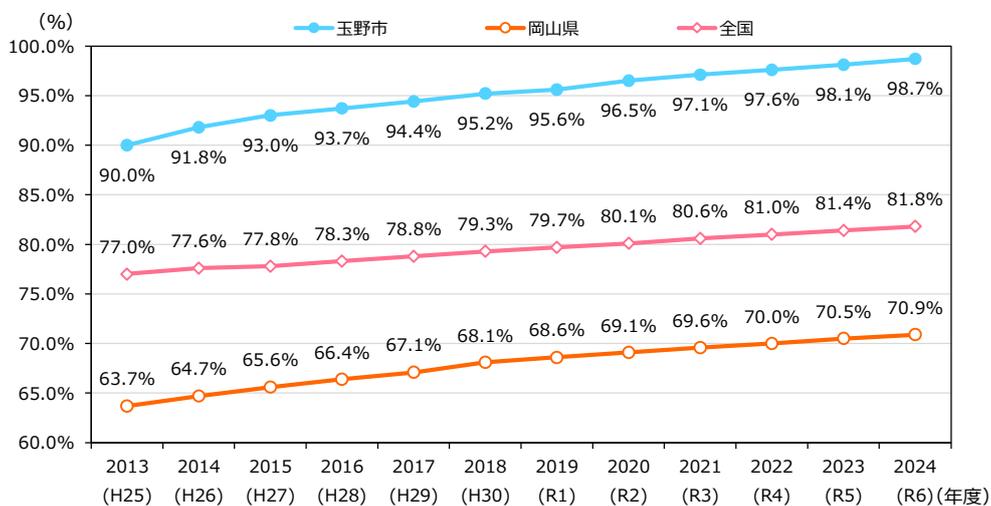
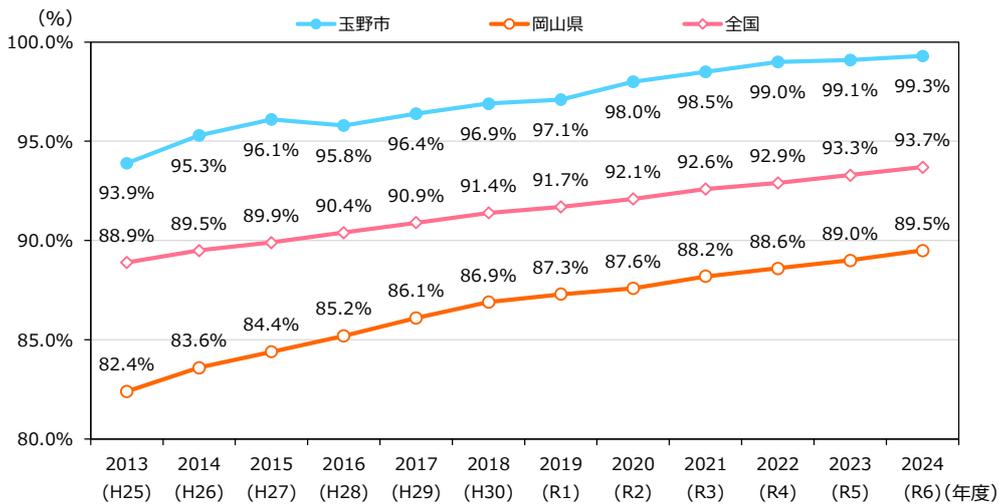


図 9-5 污水处理人口普及率（上段）及び下水道普及率（下段）

出典：「污水处理人口普及状况（国土交通省）」

(10) 公園区域

① 国立公園

本市は図 10-1 に示すとおり、自然公園法に基づいた瀬戸内海国立公園に指定され、大槌島、蛭子島、筏島が第1種特別地域に指定されています。

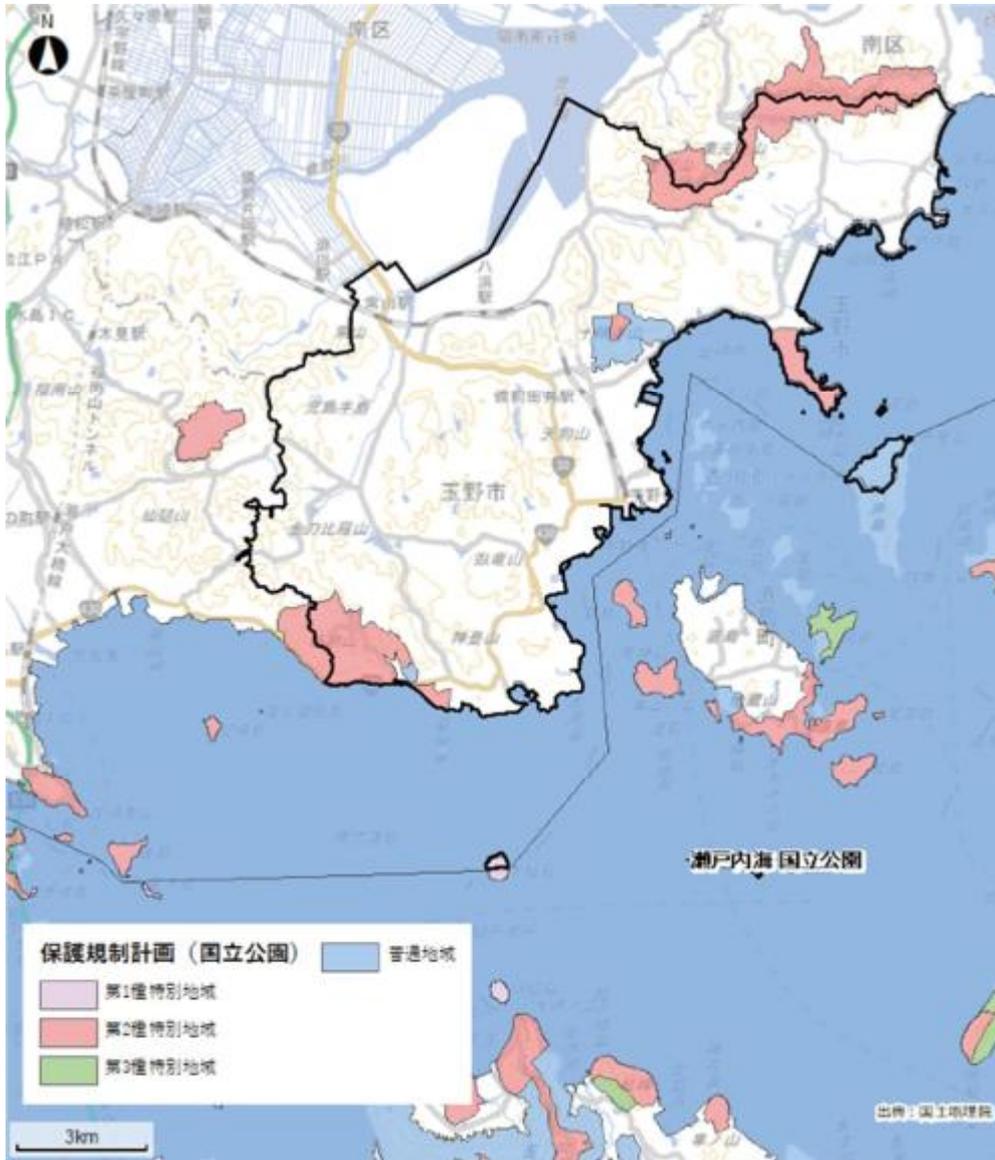


図 10-1 自然公園区域 (国立公園)

資料: 「環境アセスメントデータベース [EADAS] (環境省)」を参考に作成

② 都市公園

本市には、丘陵地の自然を活かした深山公園をはじめ、外遊びに適した様々な公園が 200 か所あります。

(11) 森林面積

本市の森林面積は表 11-1 に示すとおり、全てが民有林となっています。

表 11-1 森林面積

(単位：ha)

	総数	国有林	民有林
2013年	5,929	-	5,929
2014年	5,928	-	5,928
2015年	5,928	-	5,928
2016年	5,928	-	5,928
2017年	5,838	-	5,838
2018年	5,838	-	5,838
2019年	5,838	-	5,838
2020年	5,838	-	5,838
2021年	5,838	-	5,838
2022年	5,838	-	5,838
2023年	5,838	-	5,838
2024年	5,824	-	5,824

出典：「地域森林計画（参考資料）（農林水産課）」

(12) 動植物の生息状況

ア. 動物

既存資料調査による玉野市内の動物の記録は表 12-1 に示すとおりであり、5 綱 16 目 31 科 40 種の動物の記録が確認されています。このうち、環境省レッドリストや岡山県レッドデータブックに記載のある希少な動物として、ハイタカやナゴヤダルマガエルなど 25 種が記録されています。

表 12-1 既存資料調査による動物の記録

区分	目名	科名	種名	環境省 レッドリスト2020	岡山県版 レッドリスト2025
哺乳綱	哺乳目	ウサギ科	ニホンウサギ		
	初目	イノシシ科	イノシシ		
		クサビ科	クサビ		
	ウツク目	イノコブ科	ニホンイノコブ		
鳥綱	ツグ目	ツグ科	ツグ		情報不足
	カモ目	カモ科	カモ	情報不足 (DD)	準絶滅危惧
	カモ目	カモ科	カモ	絶滅危惧II類 (VU)	情報不足
			カモ	絶滅危惧II類 (VU)	
			カモ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類
			カモ		準絶滅危惧
	コウモリ目	コウモリ科	コウモリ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類
	双翼目	双翼科	双翼	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧II類
			双翼		
			双翼		
			双翼		
			双翼		準絶滅危惧
			双翼		準絶滅危惧
両生綱	両生目	両生科	両生	絶滅危惧II類 (VU)	
	カエル目	カエル科	カエル	絶滅危惧IB類 (EN)	絶滅危惧II類
昆虫綱	トンボ目	トンボ科	トンボ	準絶滅危惧 (NT)	
		トンボ科	トンボ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		トンボ科	トンボ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
		トンボ科	トンボ	絶滅危惧II類 (VU)	準絶滅危惧
		トンボ科	トンボ	絶滅危惧II類 (VU)	準絶滅危惧
	カメムシ目	カメムシ科	カメムシ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
	コウチュウ目	コウチュウ科	コウチュウ		
	ハチ目	ハチ科	ハチ		絶滅危惧II類
	チョウ目	チョウ科	チョウ	絶滅危惧IB類 (EN)	留意
		チョウ科	チョウ		準絶滅危惧
チョウ科		チョウ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
チョウ科		チョウ			
チョウ科		チョウ	絶滅危惧IB類 (EN)	留意	
クワ目	クワ科	クワ		絶滅危惧II類	
	クワ科	クワ		準絶滅危惧	
	クワ科	クワ		準絶滅危惧	
5綱	16目	31科	40種	18種	25種

出典：「レッドリスト・レッドデータブック（環境省）」
「岡山県版レッドリスト 2025（岡山県 自然環境課）」

イ. 植物

既存資料調査による玉野市内の植物の記録は表 12-2 に示すとおりであり、4 類 31 科 49 種の植物の記録が確認されています。このうち、環境省レッドリストや岡山県レッドデータブックに記載のある希少な植物として、ハマヒサカキやトキソウなど 47 種が記録されています。

表 12-2 既存資料調査による植物の記録

分類名	科名	種名	環境省 第5次レッドリスト (RL)	岡山県版 レッドリスト2025	
シダ植物	ホウライダ科	ミスウレビ			
	ツバキ科	オオカグマ		絶滅危惧類	
	メダ科	ハラダ		準絶滅危惧	
	サツヨウ科	サツヨウ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧類	
	アカキク科	アカキク	絶滅危惧 I B 類 (EN)	絶滅危惧類	
被子植物 双子葉類 離弁花群	タデ科	ヒメタデ	情報不足 (DD)	絶滅危惧II類	
	タデ科	ヌカホタデ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
	ナド科	ヒメフシロ		準絶滅危惧	
	アカガ科	マルハアカガ			準絶滅危惧
		イソホトギ			準絶滅危惧
		マツ			絶滅危惧II類
		ハママツ			準絶滅危惧
	スイロ科	オニス	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
	ツバキ科	ハマヒサカキ		絶滅危惧類	
	モウセンゴケ科	イモモウ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
	クサ科	キク		準絶滅危惧	
	ハラ科	ハクチキ		絶滅危惧類	
トウダイクサ科	カコノキ				
グミ科	ナツアドリ		留意		
セリ科	ハマホウフウ		準絶滅危惧		
被子植物 双子葉類 合弁花群	イマツ科	ハマサギ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
	ミツバ科	ヒメミツバ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
		ガガブタ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
	クマツヅラ科	ハマコウ		準絶滅危惧	
	シリ科	ナミキリ		準絶滅危惧	
	ゴマノハグサ科	ユキ	絶滅危惧 II 類 (VU)	準絶滅危惧	
		ヒキヨギ		準絶滅危惧	
	ヌナギサ科	ヒメヌナギサ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
	キ科	ウラギク	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
		アザハカ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
		ハマニガナ		絶滅危惧II類	
ネノナタ(ハマゲルマ)			絶滅危惧II類		
被子植物 単子葉類	トチカグミ科	マルミアタ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
		スダ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
		トチカグミ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
		ミズオハコ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
	ヒルムシロ科	コバヒルムシロ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧II類	
	イバラモ科	イトリガモ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類	
	ホソバ科	オホソバ		準絶滅危惧	
	イネ科	クマノハ		絶滅危惧II類	
		カクミノコ		準絶滅危惧	
	ミドリ科	カクミ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧	
ヤブツバキ科	ウマツ		絶滅危惧II類		
	オムギ		留意		
	ミカツキ		絶滅危惧II類		
	ヒメ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類		
	サキ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類		
ツバキ科	ミズトク	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧		
	トキソウ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類		
	トキソウ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧II類		
4類	31科	49種	24種	47種	

出典：「レッドリスト・レッドデータブック（環境省）」
 「岡山県版レッドリスト 2025（岡山県 自然環境課）」

(13) 鳥獣被害

本市の鳥獣捕獲数及び捕獲計画数は表 13-1 に示すとおりです。

表 13-1 鳥獣捕獲数及び捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲数			捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	686頭	396頭	682頭	750頭	1,250頭	1,250頭
ヌートリア				30頭	30頭	30頭
ニホンジカ				5頭	5頭	5頭
ニホンザル				5頭	5頭	5頭
タヌキ				10頭	10頭	10頭
ハクビシン				5頭	5頭	5頭
アライグマ				5頭	5頭	5頭
ハシブトガラス ハシボソガラス				10羽	10羽	10羽
ニューナイスズメ スズメ				10羽	10羽	10羽
ヒヨドリ				5羽	5羽	5羽
ドバト				100羽	100羽	100羽
カワウ				5羽	5羽	5羽
ヒドリガモ				5羽	5羽	5羽

出典：「玉野市鳥獣被害防止計画（令和5年度（令和6年度一部変更）」

(14) 文化財

本市の文化財の位置図は図 14-1、文化財の種類・種別は表 14-1 に示すとおりであり、51 箇所の文化財を有しています。

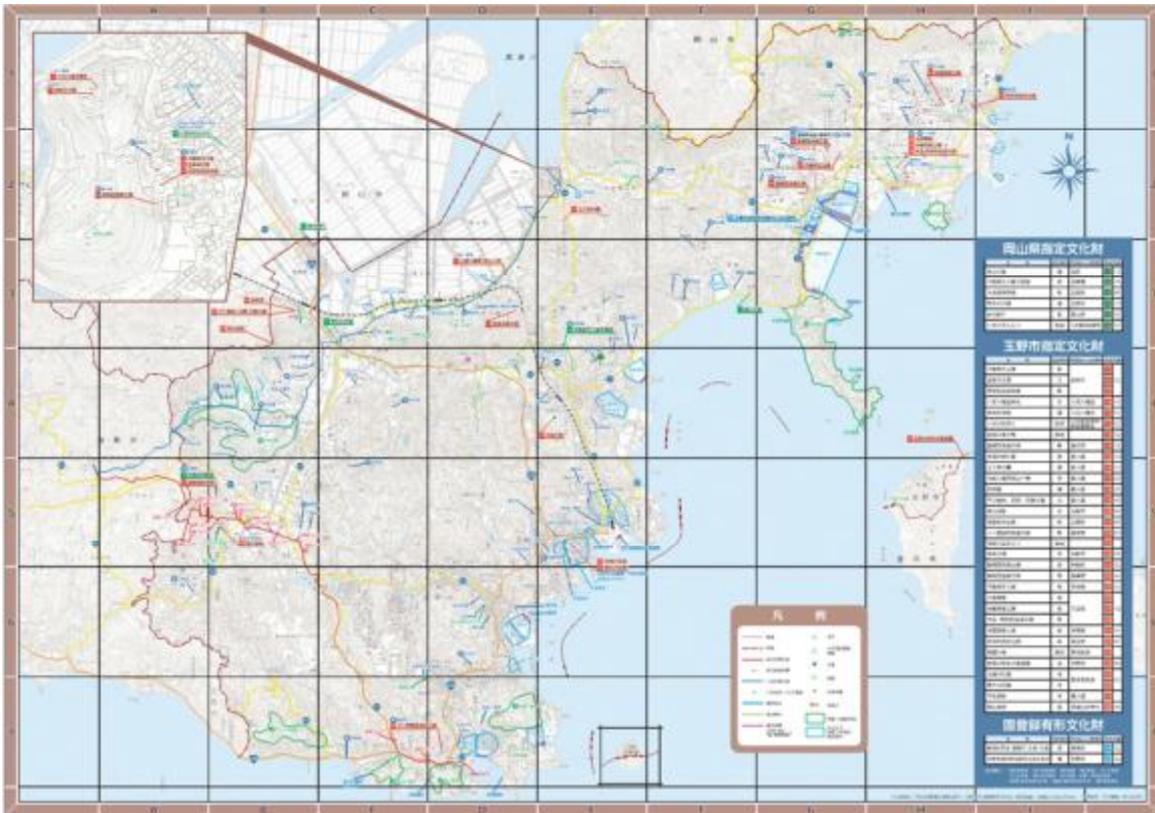


図 14-1 本市の文化財の位置図

出典：「玉野市ホームページ」

表 14-1 本市の文化財の種類・種別

(2024 (令和6) 年4月1日現在)

種類・種別	総数	市指定	県指定	国指定	国登録
有形文化財	41	28	6	5	2
建造物	8	4	2	0	2
美術工芸品	0	0	0	0	0
絵画	2	1	1	0	0
彫刻	13	12	1	0	0
工芸品	12	5	2	5	0
書跡・典籍	0	0	0	0	0
古文書	2	2	0	0	0
考古資料	3	3	0	0	0
歴史資料	1	1	0	0	0
無形文化財	0	0	0	0	0
演劇、音楽、工芸技術等	0	0	0	0	0
民俗文化財	5	4	1	0	0
有形民俗文化財	1	0	1	0	0
無形民俗文化財	4	4	0	0	0
記念物	5	5	0	0	0
史跡	5	5	0	0	0
名勝	0	0	0	0	0
天然記念物	0	0	0	0	0

出典：「玉野市社会教育課」

(15) 観光

本市の観光入込客数は図 15-1 に示すとおりであり、2024（令和6）年の観光入込客数は1,624 千人となっています。本市の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、2023（令和5）年には過去最大となり増加傾向で推移しています。



図 15-1 観光入込客数

出典：「令和6年岡山県観光客動態調査報告書（岡山県産業労働部観光課）」
「令和6年玉野市観光入込客数（商工観光課）」

(16) 公共交通

本市の公共交通状況は図 16-1 に示すとおりです。

鉄道（JR 宇野みなと線）、路線バス（両備バス）、コミュニティバス（シーバス）が運行しており、これらを補完する交通としてデマンド型乗合タクシー（シータク）が運行しています。

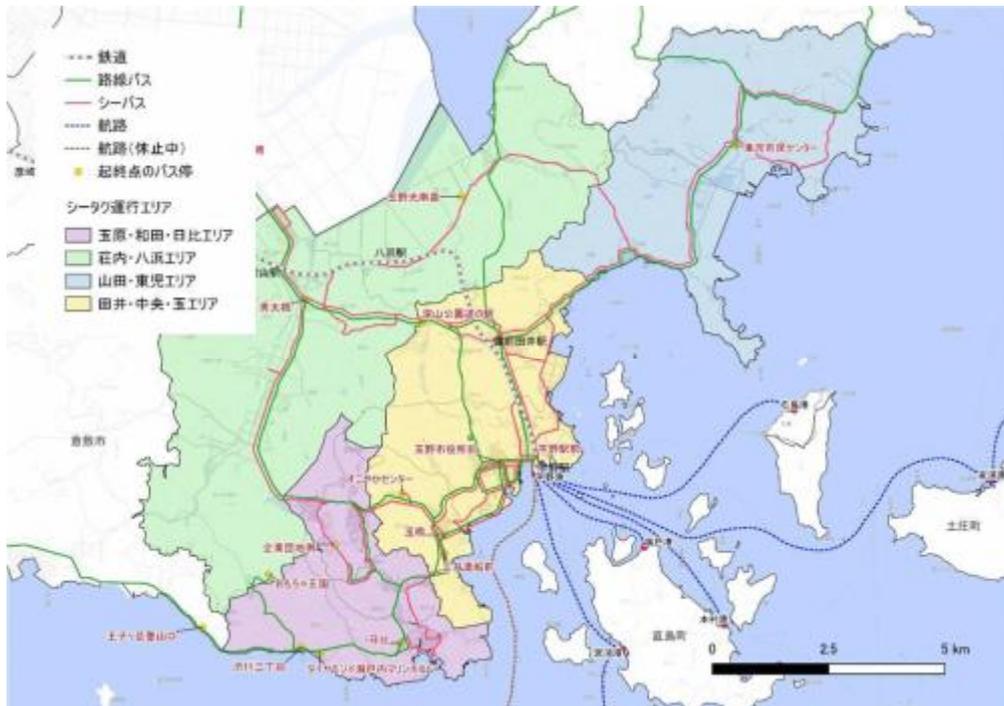


図 16-1 公共交通網

出典：「玉野市地域公共交通計画（2022年6月）」
（2023年10月「地域公共交通計画と国補助金の連動化制度」に伴う一部改定）」

① 鉄道

本市の鉄道乗車人員数は、図 16-2 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは各駅ともに横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で一時は利用者数が減少しましたが、その後は回復傾向にあります。

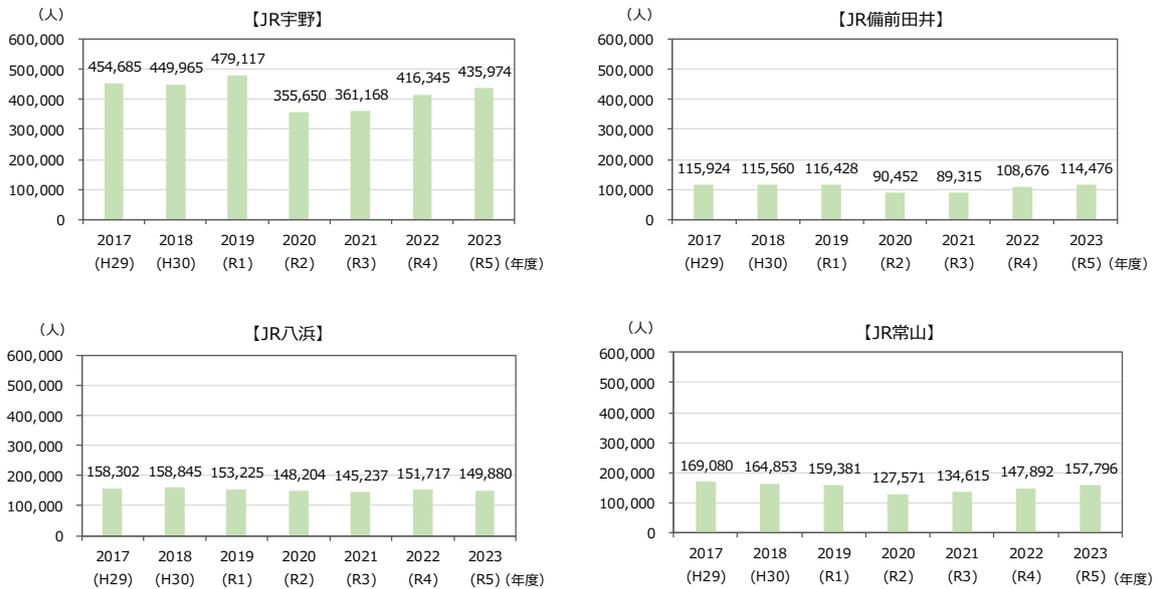


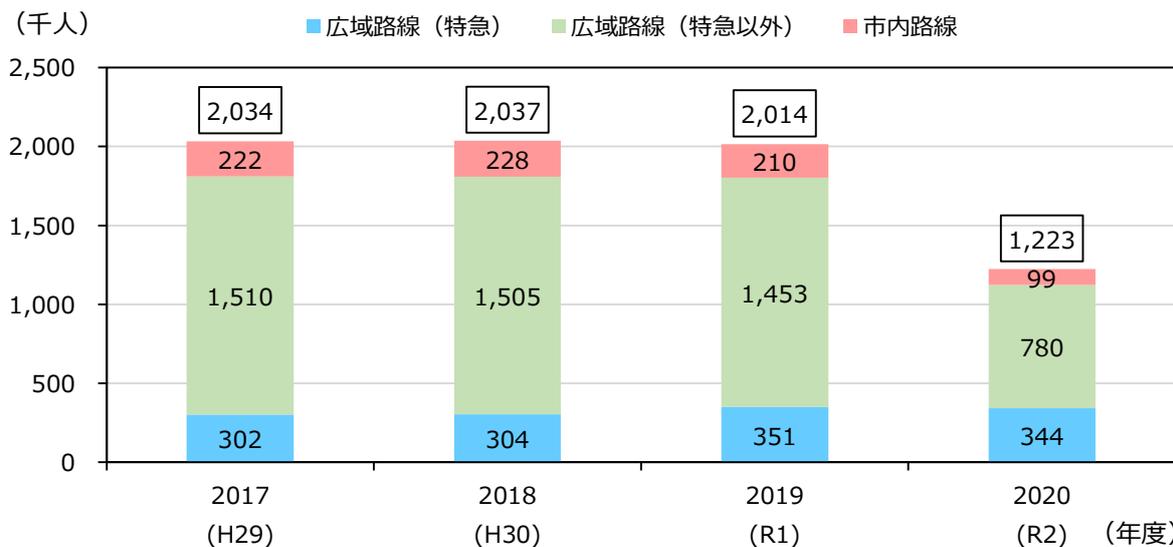
図 16-2 鉄道の乗車人員数

出典：「西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社企画課」

② 路線バス

本市の路線バス輸送人員数は、図 16-3 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは横ばい傾向にありましたが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少しています。



※広域路線は玉野市外の輸送人員を含みます。

図 16-3 路線バスの輸送人員数

出典：「両備バス」

③ シーバス

本市のシーバス輸送人員数は図 16-4 に示すとおりです。

2019（令和元）年度までは横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員数は減少しましたが、その後は2019（令和元）年度以上の輸送人員数となっています。

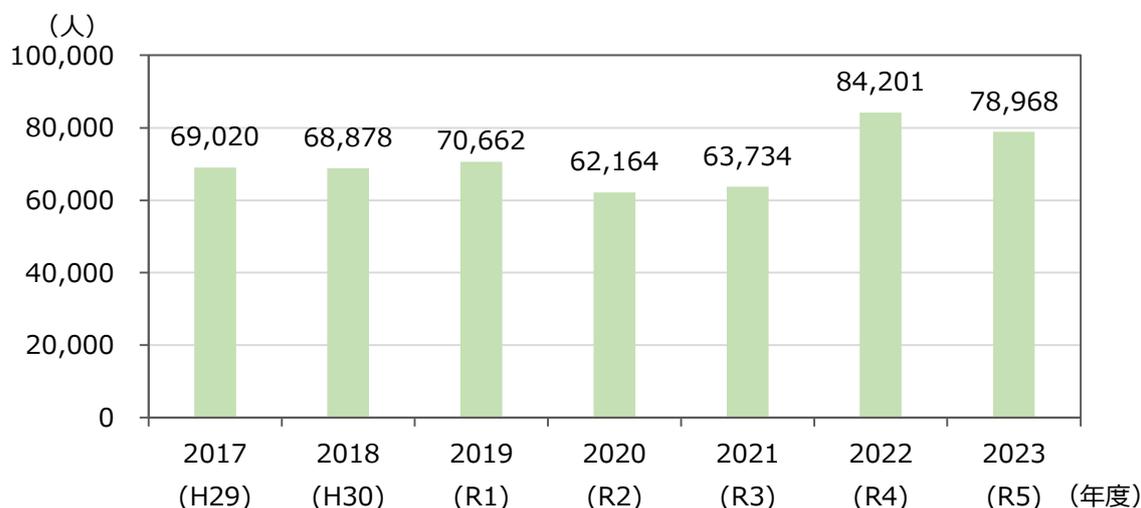


図 16-4 シーバスの輸送人員数

出典：「公共施設交通政策課」

④ シータク

本市のシートタク輸送人員数は図 16-5 に示すとおりです。

2018（平成30）年度までは横ばい傾向にあり、2020（令和2）年度からは新型コロナウイルス感染症の影響で輸送人員数は減少しましたが、その後は回復傾向にあります。

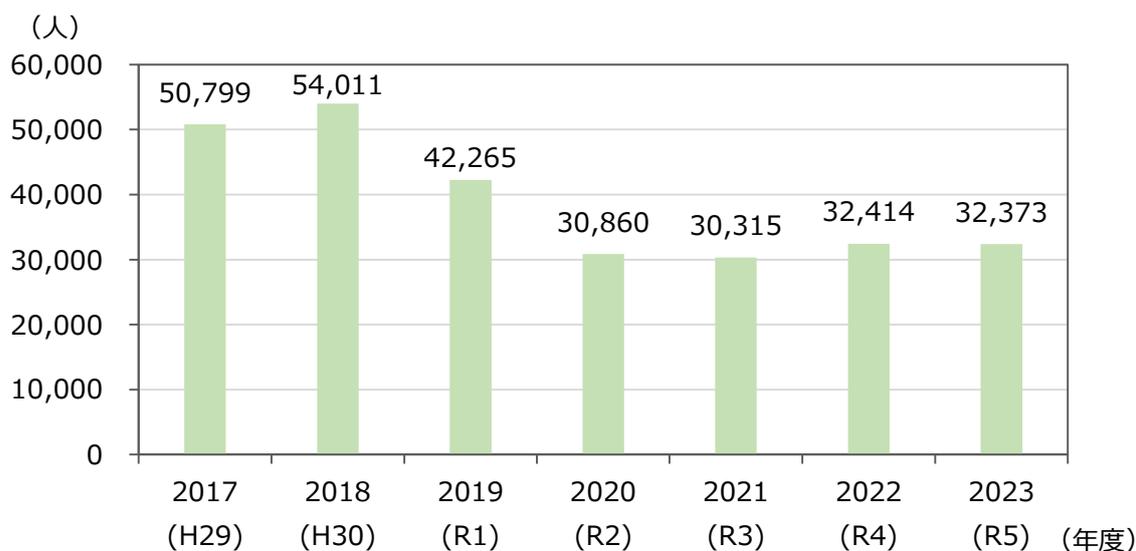


図 16-5 シータクの輸送人員数

出典：「公共施設交通政策課」

(17) 自動車保有台数

本市の自動車保有台数は、図 17-1 に示すとおりです。

本市における 2022（令和 4）年度の旅客自動車の保有台数は 36,774 台で、貨物自動車の保有台数は 7,472 台となっています。本市の自動車保有台数は、旅客自動車、貨物自動車ともに、減少傾向となっています。



図 17-1 自動車保有台数

出典：「市区町村別 自動車保有車両数（一般財団法人自動車検査登録情報協会）」
 「市区町村別 軽自動車車両数（一般社団法人全国軽自動車協会連合会）」

(18) 空き家率

本市の空き家率は図 18-1 に示すとおりです。

2023（令和 5）年の本市の空き家率は 18.6%となっており、県内の他自治体や県平均、全国平均と比較しても、高い数値となっています。



図 18-1 空き家率

出典：「令和 5 年住宅・土地統計調査（住宅及び世帯に関する基本集計）結果の概要（岡山県分 令和 6 年 9 月 25 日公表）」

(19) 景観

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として県が指定しており、「渋川・王子が岳地区」がモデル地区として指定されています。

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそれのある建築行為などについて届出を受け、指導、助言、要請を通じ、優れた景観づくりを進めています。(図 19-1 参照)

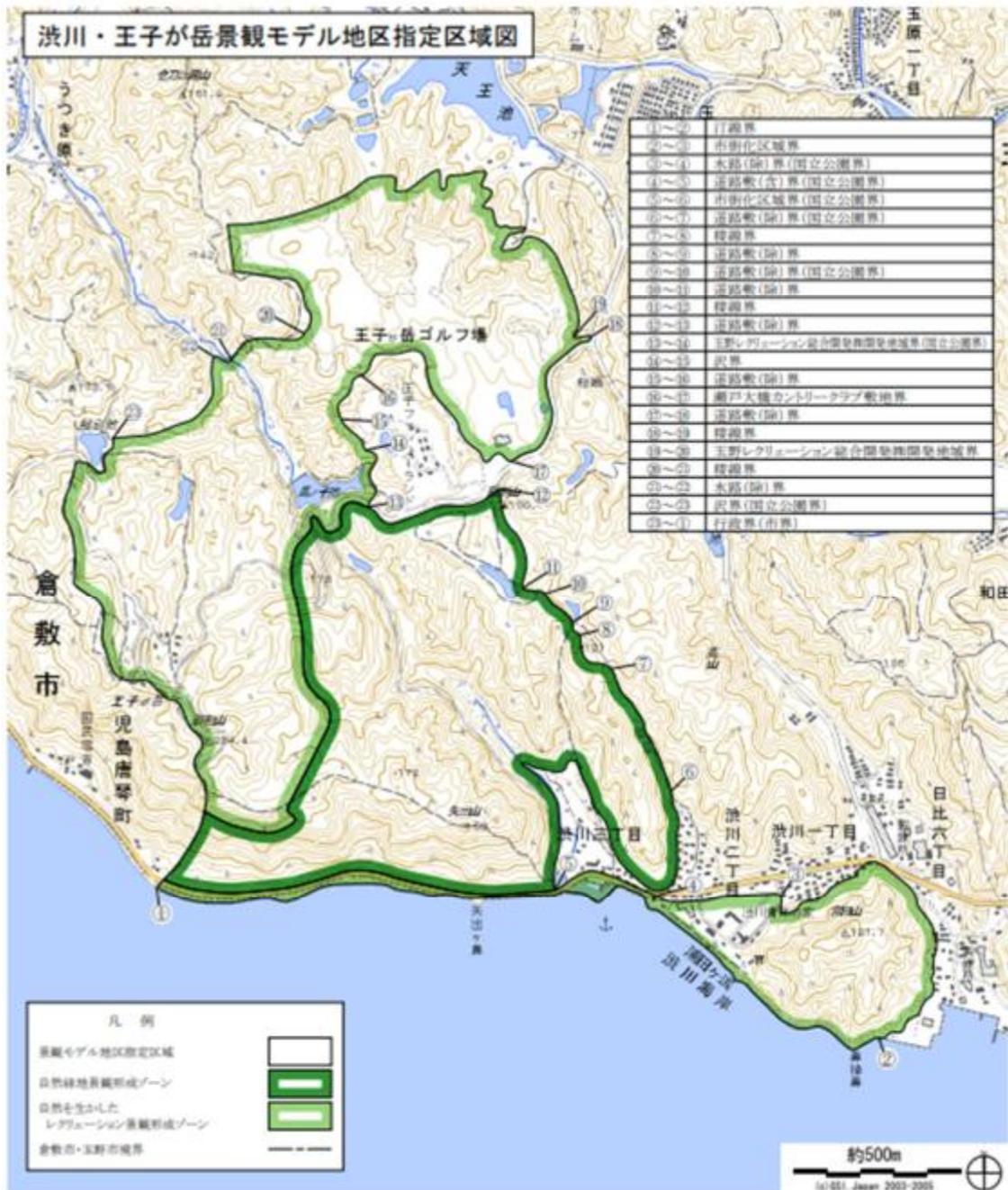


図 19-1 渋川・王子が岳景観モデル地区の指定区域図

出典：「岡山県ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-82638.html>)」

(20) 各種公害等相談状況

① 公害などに関する相談状況

本市の公害などに関する相談状況は表 20-1 及び図 20-1 に示すとおりです。

2024（令和6）年度は 26 件の相談があり、「大気汚染」に関する相談が 17 件と最も多く、次いで「騒音」に関する相談が 5 件と多くなっています。

表 20-1 公害などに関する年度別相談状況

種類	年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
		(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)
大気汚染	ばい煙に関するもの	5	4	9	18	18	13	10	5	11	15	33	16	17
	粉じんに関するもの	1		1		2			1					
	その他													
	小計	6	4	10	18	20	13	10	6	11	15	33	16	17
水質汚濁	工場排水に関するもの								2			1		
	畜産等に関するもの													
	その他	2	2	3	3	7	3	3	2	1	2		2	
	小計	2	2	3	3	7	3	3	4	1	2	1	2	
騒音	工場騒音に関するもの	3	4	1			1	2	2	3	1	1	3	
	建設騒音に関するもの	1		1	3	2	2	1		1		3		4
	交通騒音に関するもの												3	
	その他		1	3	2		2	1	1	1		3	1	1
	小計	4	5	5	5	2	5	4	3	5	1	7	7	5
振動	工場等に関するもの													
	その他		1				1							
	小計		1				1							
悪臭	工場等に関するもの	2		2	2						1		1	2
	畜産等に関するもの													
	その他	1	3	2	2	1	2		2	2		1	2	2
	小計	3	3	4	4	1	2		2	2	1	1	3	4
その他		1	2	5	1	2		2				3		
合計		16	17	27	31	32	24	19	15	19	19	45	28	26

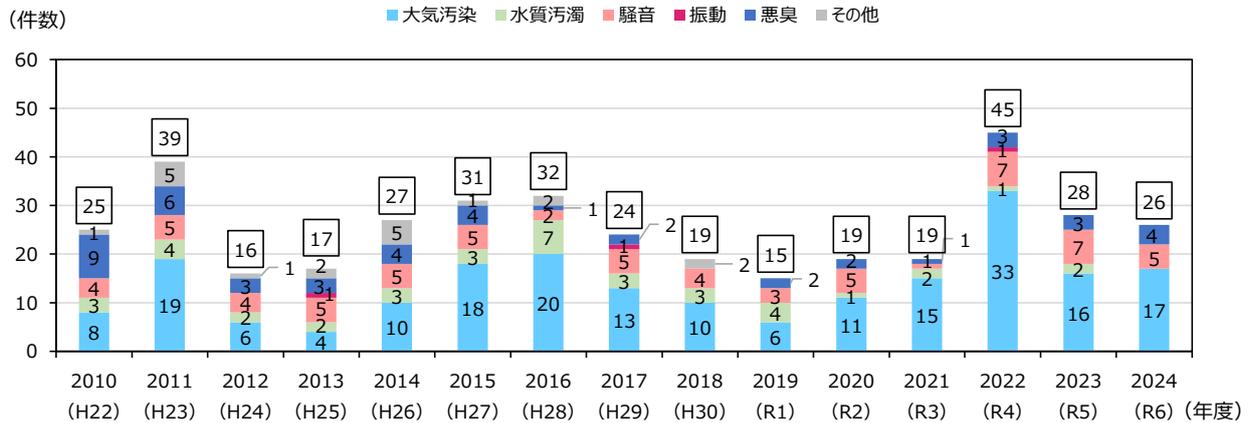


図 20-1 公害などに関する年度別相談状況

② 生活環境に関する相談状況

本市の生活環境に関する相談状況は表 20-2 及び図 20-2 に示すとおりです。

2024（令和6）年度は43件の相談があり、「動物（犬・猫）に関するもの」の相談が22件と最も多く、次いで「不法投棄」に関する相談が17件と多くなっています。

表 20-2 生活環境に関する年度別相談状況

種類	年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
犬に関連する相談 (ペットの管理や野良犬の多さ、えさやりの防止の要望など)		12	14	12	5	7	6	3	1	4	5
猫に関連する相談 (ペットの管理や野良猫の多さ、えさやりの防止の要望など)		5	22	10	10	14	15	2	16	14	17
不法投棄に関連する相談		27	15	10	8	2	7	10	2	3	17
ごみの管理に関連する相談 (ごみステーションに関するものを除く)		7	4	5	1	6	3	1	1	2	3
浄化槽の管理に関連する相談		0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
合計		51	55	37	24	29	31	16	22	24	43

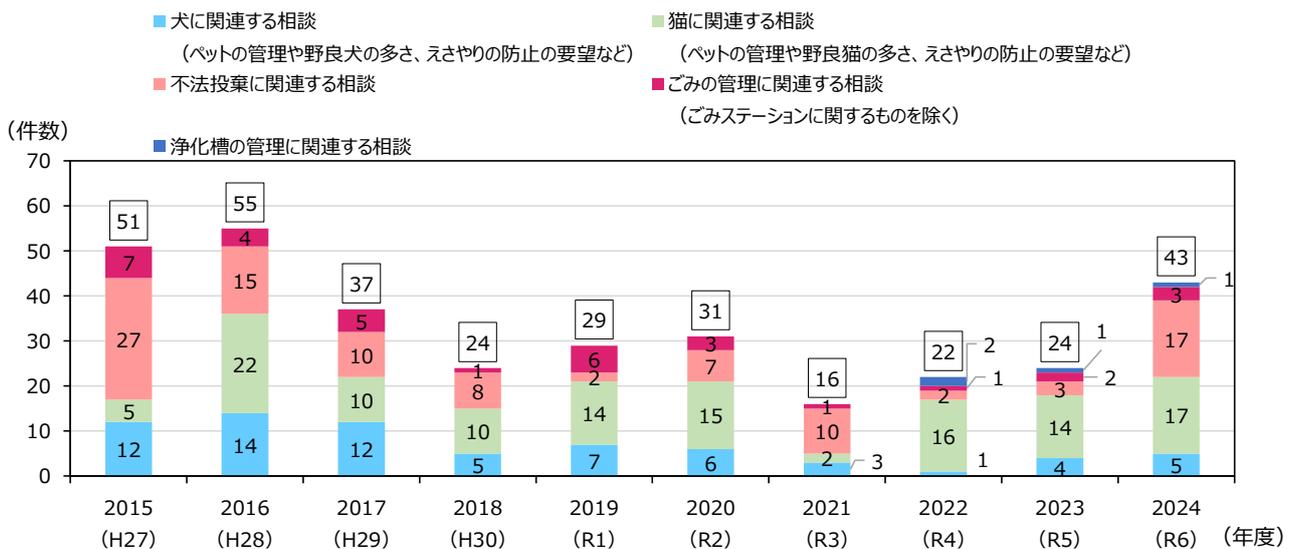


図 20-2 生活環境に関する年度別相談状況

3.計画の策定経過

2025（令和7）年度	
2025年8月7日（木）	令和7年度 第1回玉野市環境審議会
11月20日（木）	令和7年度 第2回玉野市環境審議会
2026年1月5日（月）～ 1月26日（月）	本計画に対するパブリックコメント
2月4日（水）	令和7年度 第3回玉野市環境審議会

4.諮問・答申

(1) 諮問

玉環 第177号
令和7年8月7日

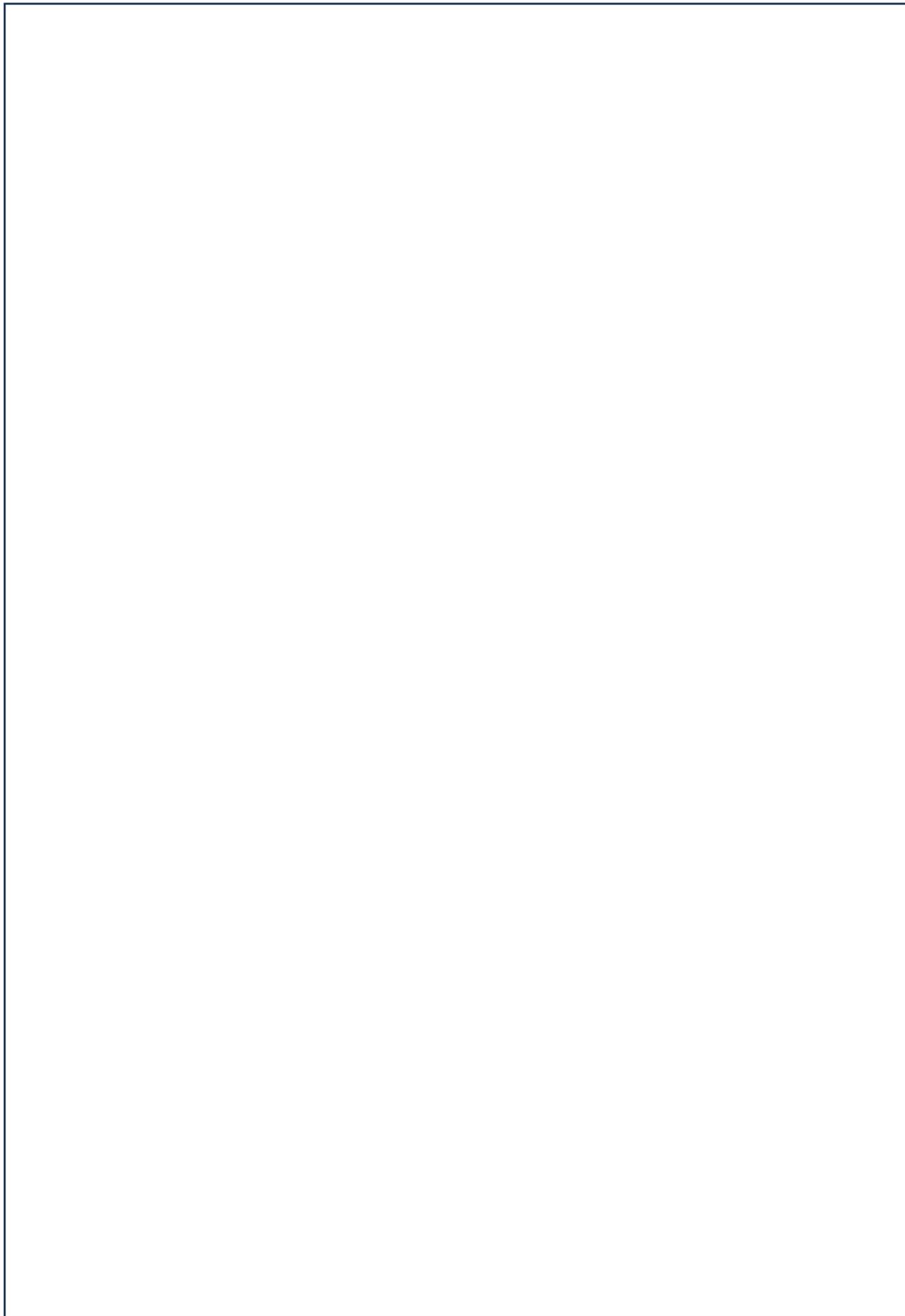
玉野市環境審議会会長 様

玉野市長 柴田 義朗

玉野市環境基本計画の策定について（諮問）

玉野市環境基本計画の策定にあたり、玉野市環境基本条例（平成14年玉野市条例第12号）第8条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申



5.パブリックコメント

(1) 周知の方法

広報たまの、市ホームページ

(2) 実施期間

2026（令和8）年1月5日（月） ～ 1月26日（月）

(3) 閲覧場所

市ホームページ、市役所2階情報公開室、行政情報コーナー（各市民センター、すこやかセンター、ミネルバ、図書館）、環境保全課窓口

(4) 意見提出件数

0人（0件）

6.用語集

英数字	
2050年カーボンニュートラル宣言 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言	政府や地方公共団体などが「2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）にする」と表明する宣言のこと。近年では、2025（令和7）年9月30日時点で、1,188自治体（46都道府県、660市、22特別区、399町、61村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明している。
3010（サンマルイチマル）運動	宴会時の食品ロスを減らすための取組のこと。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼びかけることから名付けられた。
30by30（サーティバイサーティ）目標	2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。2023（令和5）年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030（令和12）年までのネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けている。
4R（フォーアール又はヨンアール）	「Refuse（リフューズ）」「Reduce（リデュース）」「Reuse（リユース）」「Recycle（リサイクル）」の頭文字をとった、ごみの減量につながる取組のこと。
BOD（ビー・オー・ディー）	「生物化学的酸素要求量」とも言い、川などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標のこと。水中の有機物が、水中に発生する細菌や微生物により酸化分解される際に生物化学的に消費される酸素量を数値で示したものであり、数値が高いほど水中の有機物による汚染度が高いことを示す。
COD（シー・オー・ディー）	「化学的酸素要求量」とも言い、海や湖などの水の汚れの度合いを示す代表的な指標のこと。水中の有機物など、汚染源となる物質を「酸化剤」で酸化するときに消費される酸素量を化学的な方法で測定したものであり、数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示す。
HEMS（ヘムス）	ホームエネルギーマネジメントシステム（Home Energy Management System）の略称であり、家庭における省エネを支援するために、家庭でのエネルギー使用状況を専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示させるシステムのこと。
Recycle（リサイクル） ：再生利用	ごみなどの廃棄物や不用品を資源として再利用する取組のこと。
Reduce（リデュース） ：発生抑制	ものをつくる時に使う資源の量や廃棄物の発生を減らすことで、廃棄するもの自体を減らす取組のこと。
Refuse（リフューズ） ：発生回避	不要なものやごみになるものを受け取らない・使用しないことで、廃棄となるもの自体を発生させない取組のこと。
Reuse（リユース） ：再使用	使用した製品やその部品などを廃棄せずに繰り返し使うことで、廃棄するものを減らす取組のこと。
V2H（ブイツーエイチ）充電設備	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電及びこれらの自動車から施設へ給電ができる装置のこと。給電機能は、災害による停電時のレジリエンス（災害対応力）の向上にもつながる。
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

あ行	
空き家率	「総住宅数」のうち、「空き家」がどれくらいの割合かを示した数値のこと。
一酸化炭素 (CO)	燃料の不完全燃焼により生成される物質のこと。無色・無臭でその存在を感知しにくく、強い毒性を有する気体のため、気づかないうちに頭痛・吐き気・耳鳴りなどの中毒症状を起し、重症になると死に至る場合もある。
一般環境大気測定局	住宅地などの一般的な生活空間における大気の汚染状況を把握するため設置された測定局のこと。二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素などの測定を実施している。
一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外の廃棄物（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）のこと。
ウェルビーイング	well（よい）と being（状態）からなる言葉であり、人々が身体的・精神的・社会的に満たされた状態のこと。環境保全の基本的な計画である「第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）」において、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上の向上」を最上位の目的としている。
エコキュート	熱をくみ上げるシステム（ヒートポンプ）によって自然の空気中にある“熱”をかき集め、その熱を利用してお湯を沸かす給湯器のこと。
エコドライブ	燃料消費量と温室効果ガス排出量を減らすための”運転技術”や”心がけ”のこと。実施することで、地球温暖化防止につながる。
エネファーム	都市ガス・LPガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、かつ発電時に発生する熱でお湯を沸かす家庭用燃料電池のこと。家庭での省エネや温室効果ガスの排出抑制につながる。
大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	2019（令和元）年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、日本が提唱し、各国が共有した国際的な目標・ビジョンのこと。“2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す”ことを提案している。
温室効果ガス	大気中に含まれる気体のうち、地球表面から放出された熱を吸収し、熱を逃がしにくくする「温室効果」の性質を持つ気体の総称。主な温室効果ガスには、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。

か行	
海岸漂着物処理推進法	海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的に2009（平成21）年7月に施行された法律のこと。2018（平成30）年6月の改正では、喫緊の課題となっていたマイクロプラスチックの使用を抑制すること及び廃プラスチック類の排出抑制等に努めることが明記された。正式名称は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」。
海洋プラスチックごみ	ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊したりするプラスチックごみのこと。このうち、5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」という。
海洋プラスチックごみ対策アクションプラン	海洋プラスチックごみの発生・流出を抑え、回収・適正処理を徹底するための包括的な行動計画のこと。政府が2019（令和元）年5月31日に「海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議」において策定した。
外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物法では、“海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）”を外来生物として定義している。

か行	
化石燃料	太古の植物や動物の死骸が経年変化してできた燃料のこと。石炭、石油、天然ガスといった燃料を指す。これらを燃焼させると二酸化炭素が発生するため、地球温暖化の主要な原因となっている。
合併処理浄化槽	トイレからでる「し尿」と、台所・風呂場・洗面所からでる「生活雑排水」を併せて処理する浄化槽のこと。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけるが、「し尿」と「生活雑排水」を併せて処理することができるため、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」の転換が求められている。
環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計し、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のこと。二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
環境基準	環境基本法に規定されている、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つかを定めた基準のこと。
環境基本法	1993（平成5）年に制定された、環境保全についての基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにすること、環境の保全に関する施策の基本となる事項などを定めた法律のこと。
環境基本計画	環境基本法に基づき、政府の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、基本方針、重点分野、数値目標、進捗管理の方法を定め、関係府省庁・地方公共団体・事業者・国民の取組を示した、環境保全に関する基本的な計画のこと。2024（令和6）年5月21日に「第六次環境基本計画」が閣議決定された。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。
環境負荷	事業活動や製品の使用といった人間の活動が環境にもたらす影響のこと。
環境保全協定	玉野市環境基本条例に規定している、環境保全上の支障を防止するために必要がある場合に、環境保全に関して事業者等と協議し締結する協定のこと。
緩和策	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減又は吸収源を確保し、大気中の温室効果ガス濃度を安定させ、気候変動の進行を抑制する対策のこと。
気候変動	気温及び気象パターンの長期的な変化のこと。主な変化としては気温が上昇しており、人間活動による温室効果ガスの排出が1850年から1900年以降、約1.1℃の温暖化を引き起こしており、今後、地球の平均気温は1.5℃に達するか、それを超えると予測している。気温の上昇に伴い、氷河の融解による海面上昇や干ばつ・熱波の増加が挙げられる。
気候変動適応法	2018（平成30）年に制定された、気候変動に対し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進する法律のこと。日本における適応策の法的に位置づけている。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）によって1988（昭和63）年に設立された政府間組織のこと。人間活動が起因とする気候変動とその影響、適応及び緩和策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として設立された。
気候変動対策	気候変動による気温の上昇に伴い、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、干ばつ・熱波の増加、海面水位の上昇などが起こり、地球規模で自然生態系や人間社会への深刻な影響が危惧されていることから、気候変動の影響を抑制しつつ、すでに生じている影響に適応するための取組のこと。主に「緩和策」と「適応策」の2つの対策がある。

か行	
希少野生動植物	国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物のうち、人間活動の影響により存続に支障をきたす事情が生じていると判断される種(又は亜種・変種)のこと。
クーリングシェルター (指定暑熱避難施設)	熱中症による人の健康に係る重大な被害の発生を防止するため、気候変動適応法に基づき市町村長が指定する、冷房設備を有する等の要件を満たした施設のこと。熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)発表期間中には、危険な暑さから避難できる場所として、クーリングシェルターを利用できるように開放する。
昆明・モンリオール 生物多様性枠組	2030(令和12)年までの生物多様性保全に関する国際目標のこと。2022(令和4)年12月にカナダ・モンリオールで開催された生物多様性条約の最高意思決定機関である「国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」で採択された。
景観モデル地区	岡山県における景観計画区域のうち、“県民に親しまれ、県民の誇りとなる景観を有する地域・新たに優れた景観を創造すべき地域”のこと。景観法に基づいて策定した、良好な景観づくりを推進するための指針となる「晴れの国おかやま景観計画」の中で指定した地域であり、「吉備高原都市景観モデル地区(吉備中央町)」と「渋川・王子が岳景観モデル地区(玉野市)」の2地区が指定されている。
下水道管渠	家庭や工場などから出た汚水や雨水を、下水処理場(終末処理場)へ運ぶための地下に埋設された水路(円筒形の管)の総称。
光化学オキシダント (Ox)	大気中の炭化水素や窒素酸化物が、太陽などの紫外線により光化学反応して生成された酸化性物質の総称。大部分がオゾンであり、光化学スモッグの原因となる。濃度が高くなると、粘膜への刺激、呼吸への悪影響など、人の健康に影響する他、農作物など植物に対しても悪影響を与える。
公共下水道	市街地における下水を排除又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。終末処理場を有する又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものを指す。
公共用水域	水質汚濁防止法において定義されている、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路、その他公共の用に供される水路のこと。河川、湖沼、海域などが公共用水域であるが、下水道、工場・事業場内の排水路(公共用水域に接続していないもの)、個人宅や会社の庭にある池などは含まれない。
国営児島湾沿岸農業 水利(締め切り堤防)事業	児島湾周辺の干拓によって発生した慢性的な水不足や深刻な塩害、高潮による甚大な浸水被害の問題を解決するため、1950(昭和25)～1962(昭和37)年に実施された、児島湾の締め切り堤防工事事業のこと。この事業によって、「児島湖」が誕生した。
国連サミット	各国の首脳が一堂に会し、地球規模の課題について議論し、国際的な合意や行動計画をまとめる、国連が主催する最高レベルの国際会議の総称のこと。
国連気候変動枠組条約 締約国会議(COP)	1992(平成4)年に採択された気候変動問題に関する条約「国連気候変動枠組条約(UNFCCC)」により、気候変動問題を解決すべく、197か国・地域が締結・参加している締約国会議のこと。1995(平成7)年より、毎年開催されている。2020(令和2)年までの枠組みを定めた「京都議定書」や2020(令和2)年以降の枠組みを定めた「パリ協定」は、国連気候変動枠組条約の目的を達成するための具体的な枠組みとして定めたもの。
児島湖	岡山県南部にある児島湾の西側を堤防で締め切って造られた人工の淡水湖のこと。児島湾を締め切り淡水化する事業として、「国営児島湾沿岸農業水利事業」が(1950(昭和25)年～1962(昭和37)年)に実施され、締め切り堤防工事は1951(昭和26)年に着工、1959(昭和34)年2月に完工し、児島湖が誕生した。

か行	
コンパクト・コンテナ方式	集めたごみを「コンパクト」という圧縮機で大きなコンテナに圧縮して積み込む、ごみ中継施設で主流となっている方式のこと。
コンポスト	生ごみのような有機物を微生物の力を利用して堆肥へと変えること（あるいはその容器）のこと。

さ行	
サーキュラーエコノミー（循環経済）	資源を可能な限り循環させて使い続けることで、環境負荷を最小限に抑えつつ、持続可能な形で資源を利用する経済活動のこと。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする一方通行型の「線形経済」では、資源や環境に大きな負荷がかかり、将来的に資源の枯渇などのリスクがあることから、持続可能な形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を目指すことが世界の潮流となっている。
再生可能エネルギー	石油・石炭などの化石燃料のように枯渇する可能性がなく、太陽光、風力、水力、太陽熱、地熱といった自然の活動などによって絶えず再生・供給されているエネルギーの総称。
シータク	玉野市が運行する乗り合いタクシーのこと。
シーバス	玉野市が運行するコミュニティバスのこと。
事業系一般廃棄物ガイドブック	事業所から排出される一般廃棄物の適正処理・分別の手引きを示したもののこと。地方公共団体ごとに作成・公表している。
事業系ごみ排出量	一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じる廃棄物のこと。事務所・オフィスビル等からの紙くず、飲食店からの調理くず等が該当する。
指針値	有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される値のこと。
次世代自動車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）といった大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない環境にやさしい自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などが該当する。
持続可能な開発目標（＝SDGs： Sustainable Development Goals）	2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
自動車排出ガス測定局	大気汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、道路を走行する自動車から排出される大気汚染物質（自動車排出ガス）を測定するために道路周辺に配置された測定局のこと。二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素などの測定を実施している。
し尿処理施設	水洗化されていない便所からくみ取り収集された「し尿」や「浄化槽汚泥」などを衛生的に処理する施設のこと。し尿処理施設で集中処理をした後、河川・海域の公共用水域に放流される他、下水道へ放流される場合もある。水質汚濁防止法に基づき、BOD、COD、窒素、リン、その他の規制基準が適用されている。

さ行	
臭気指数規制	悪臭防止法に基づき、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定し数値化した「臭気指数」をもとに、「においの総体」を規制する方法のこと。特定悪臭物質以外の悪臭物質や複合臭等についても規制が可能である。
終末処理場	家庭や工場から出た汚水を、浄化してきれいな水にしてから河川や海に放流する施設のこと。下水道法では「終末処理場」という用語を用いているが、一般的には「下水処理場」ともいわれている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物などの発生抑制、資源の循環的な利用及び適正に処分することによる天然資源の消費を抑制した、環境負荷が低減される社会のこと。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画のこと。おおむね5年ごとに見直しを行うものとされており、2024（令和6）年8月2日に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。
省エネ行動	エネルギーを効率的に使って無駄を減らす行動のこと。
食品ロス	まだ食べられるのに生産、製造、販売、消費等の各段階で廃棄されてしまう食品のこと。
食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）	食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律のこと。国内ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄されていること、持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及されていることから多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するために制定された。
新潟山県ごみ処理広域化計画	市町村が行うごみ処理をダイオキシン類の削減、マテリアル・サーマルリサイクルの促進などを目的としていくつかのブロックに分け広域的な施設整備を図るために岡山県が2007（平成19）年3月に策定した計画のこと。効率的なごみ処理体制の構築と環境負荷の低減を目指した計画となっている。
振動規制地域	振動規制法に規定する、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められた地域のこと。
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律のこと。
振動特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定める作業のこと。
振動特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であり政令で定める施設のこと。
水源涵養	大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能のこと。
生活系ごみ排出量	一般廃棄物のうち、家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物のこと。調理くずなどの生ごみ、瓶、缶、ペットボトル、トレイなどの容器、新聞・雑誌等が該当する。
生活雑排水処理率	「地域の総人口」のうち、「生活雑排水が合併処理浄化槽等の生活排水処理施設によって処理されている人口」がどれくらいの割合かを示した数値のこと。
生態系サービス	暮らしを支える食料や水の供給、気候の安定など、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みのこと。

さ行	
生物多様性	種のレベル、個体レベル及び遺伝子のレベルで広がりのあるさまざまな生物が共存している状態をいう。地球温暖化により生物多様性の破壊が進むと危惧されている。
生物多様性国家戦略 2023-2030	「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応した、2030（令和12）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性、自然資本を守り活用するための戦略のことであり、2023（令和5）年3月31日に閣議決定された。
生物多様性条約 締約国会議	1992（平成4）年に採択された生物多様性の保存を世界全体で取り組むための国際条約である「生物多様性条約」を締結した各国の政府代表、専門家、NGOが参加し、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する国際的な取組を議論する会議のこと。
瀬戸内海国立公園	1934（昭和9）年に雲仙、霧島とともに日本で最初に指定された国立公園であり、備讃瀬戸を中心に紀淡・鳴門・関門・豊予の4つの海峡に囲まれた地域のうち、広い海域とそこに点在する島々、それを望む陸地の展望地が公園区域として指定されている。その範囲は1府10県にまたがり、海域を含めると90万haを超え、国内で最も広い国立公園である。
騒音規制地域	騒音規制法に規定する、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域のこと。
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律のこと。
騒音特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であり政令で定められた作業のこと。
騒音特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であり政令で定められた施設のこと。
組成調査	ごみを種類ごとに分け、構成する種類とその割合を調べる調査のこと。

た行	
ダイオキシン類	ものが燃える過程で非意図的に生じる物質で、自動車の排出ガス、たばこの煙などにも含まれるほか、森林火災や火山活動など自然界でも生成されるため、環境中に広く存在している。動物実験によって発がん性や催奇形性、さらには環境ホルモンとしての作用である生殖毒性や免疫毒性など、様々な毒性があるといわれている。
代替エネルギー	石油や石炭などの化石燃料に代わる、二酸化炭素排出量が少ない、又はゼロのエネルギー源の総称。太陽光、風力、地熱、バイオマス、バイオディーゼル燃料（BDF）を指す。
太陽光発電	太陽の光エネルギーを電気に変換する発電方法のこと。日射があるかぎり発電ができ、発電に伴う温室効果ガスは発生しない。
太陽熱利用	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのこと。ガスや電気の節約になるとともに、温室効果ガスが発生しない。
脱炭素社会	温室効果ガス排出量が実質ゼロの社会のこと。
玉野市総合計画	玉野市のまちづくりの基本方針や将来像、分野別の施策の方向性を示す、市政運営の総合的な計画であり、最上位の計画のこと。

た行	
玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物の処理とリサイクルを促進するため、市民や事業者が廃棄物（ごみ）の発生を抑制し、分別を徹底した上で適正に処理することを定めた本市の条例のことであり、2013（平成25）年4月1日施行された。資源循環型の社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として制定された。
炭化水素	炭素原子（C）と水素原子（H）、あるいはこれらと他の原子から成り立っている化合物の総称。塗料やプラスチック製品などの原料として使用されている。炭化水素類の中でも、メタン（CH ₄ ）を除いた非メタン系炭化水素は、光化学オキシダントの原因となる可能性がある。
単独処理浄化槽	生活排水の処理において、し尿処理だけに対応している浄化槽のこと。この浄化槽を設置している家庭では、生活雑排水（台所、お風呂、洗濯等の排水）は未処理のまま、河川に放流される。くみ取り便所が不衛生で悪臭の原因になることから、日本独自の排水処理装置として1970年代より急速に普及した。生活の質の向上のため水洗便所の導入が図られ、ピーク時には約900万基が設置された。この結果、し尿以外の台所排水や洗濯排水などの雑排水が河川などにたれ流しの状態を引き起こし、水質汚濁の原因となった。現在、「単独処理浄化槽」の新規設置は原則認められていない。
地域循環共生圏	地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方のこと。
地球温暖化	人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
蓄電池・蓄電システム	充電を行うことで電気を蓄え、1回限りではなく、繰り返し使用することができる電池のこと。
地産地消	国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に、他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。食料自給率の向上、地域内で消費されることで経済が循環し地域が活性化、農産物を輸送する距離が短くなることによる温室効果ガス排出量の削減につながる。
窒素酸化物	高温でものが燃えるときに発生する窒素の酸化物の総称で、大気中ではNO、NO ₂ 、N ₂ O、N ₂ O ₃ などが存在する。大気環境分野で、NO _x （ノックス）という場合、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）をまとめて指す場合が多い。燃料に含まれる窒素化合物や空気中の窒素が高温燃焼時に酸化されることにより発生する。発生当初は一酸化窒素で存在する機会が多いが、大気中の酸素によって徐々に二酸化窒素に酸化され、環境大気中ではほとんどが二酸化窒素の状態であるとされている。また一酸化二窒素（N ₂ O）は温室効果ガスの一種である。
適応策	既に進行している気温・海面の上昇といった気候変動の影響に対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減させる、気候変動対策のこと。「緩和策」が再生可能エネルギーの活用や吸収源を確保するための森林整備といった、原因物質である温室効果ガスの排出抑制と吸収し気候変動を“緩和”させる根本的な解決に向けた対策であることに対し、「適応策」は熱中症対策や農作物の品質・収量低下を防ぐために高温耐性品種への変更や日やけ防止対策といった、気候変動へ“適応”する対策である。

た行	
デコ活	二酸化炭素を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた“デコ”な活動、生活を意味する言葉であり、2050年カーボンニュートラルと2030年度の国の削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイルの転換を強力的に後押しすることを目的とした国民運動のこと。
電気自動車 (EV: Electric Vehicle)	電気モーターを動力源として走行する自動車のこと。バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る。走行中に排気ガスを排出しないため、温室効果ガスの排出を抑制する。
特定悪臭物質濃度規制	特定の悪臭物質の濃度により規制する方法のこと。悪臭防止法に基づき、規制地域内に立地する工場・事業場では、事業活動に伴い発生する「特定悪臭物質」（22物質）について、その物質ごとに規制基準が設けられている。規制の種類としては、敷地境界上（22物質）、気体排出口（13物質）及び排出水（4物質）の3種類についてそれぞれ規制基準が定められており、事業者は、それぞれの規制基準を遵守しなければならない。

な行	
二酸化硫黄（SO ₂ ）	工場や火力発電所等で、石炭、石油や重油等を燃焼する際、その原料中に存在する硫黄分が燃えて発生する物質のこと。酸性雨の原因物質の一つである。汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こすといわれている。また、浮遊粒子状物質と共存することで、人体への影響を強め、咳、喘息、気管支炎等の原因となる。
二酸化炭素（CO ₂ ）	炭酸ガスともいい、色もにおいもない気体である。成分には炭素（C）が含まれており、燃焼によって、炭素と空気中の酸素（O）が結合することで発生する。二酸化炭素は「温室効果ガス」のひとつであり、化石燃料（石炭、石油、天然ガスなど）の大量消費によって大気中の二酸化炭素の濃度が増加している。植物は光合成によって二酸化炭素を吸収する力を持っている。
二酸化窒素（NO ₂ ）	物質が高温で燃えるときに発生する一酸化窒素が、大気中で酸化されて生成される気体。高濃度では、呼吸器に好ましくない影響を与える。
ネイチャーポジティブ (自然再興)	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。2030（令和12）年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することが、2050（令和32）年ビジョンの達成に向けた短期目標としている。
熱中症警戒アラート	熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として気象庁と環境省が共同で発表する情報のこと。翌日・当日の日最高暑さ指数（人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、WBGTともいう）が33（予測値）に達する場合に発表される。
熱中症特別警戒アラート	広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表される情報のこと。都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数が35（予測値）に達する場合に発表される。
ネット・ゼロ	正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉のこと。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取組で吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。国内では、「カーボンニュートラル」がよく知られているが、日本の地球温暖化対策においては、化石燃料の燃焼等から生じる二酸化炭素だけではなく、農地や埋立廃棄物から生じるメタン及びエアコンの冷媒等として使われているフロン類等の温室効果ガスも削減対象としていることから「ネット・ゼロ」という言葉も用いられている。

な行	
野焼き	屋外で焼却する行為のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において原則禁止とされている。ただし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、火災予防訓練といった災害の予防・応急対策などは禁止の例外となっている。

は行	
ばい煙	物の燃焼等に伴い発生する硫酸化物、ばいじん（いわゆる煤（すす））、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）のこと。大気汚染防止法や地方公共団体の条例等で、“工場や事業場に設置され、大気の汚染の原因となるばい煙（硫酸化物、ばいじん、窒素酸化物等）を排出する一定規模以上の施設”として「ばい煙発生施設」として定められている。
バイオディーゼル燃料（BDF）	植物性油や動物性油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料のこと。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた、1970（昭和45）年に制定された法律のこと。「廃棄物処理法」や「廃掃法」とも略称される。
排出事業者処理責任の原則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律における基本原則であり、産業廃棄物の排出事業者は、事業活動から出る産業廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない、という原則のこと。
パリ協定	2015（平成27）年11月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際的な枠組みのこと。「京都議定書」の後継となるもので、「京都議定書」が一部の先進国に温室効果ガス排出削減が限られていたのに対し、全ての国が温室効果ガス排出削減等の取組に参加する枠組みとなった。
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径2.5 μ m（マイクロメートル、1 μ mは1mmの千分の1）以下の粒子のこと。PM2.5は、非常に小さいために呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。
ヒ素及びその化合物	自然界に広く存在している物質である化学元素の「ヒ素」と、その他の元素が結びついた化学物質の総称。環境や健康に影響を与える重要な物質として規制されており、環境保全や公衆衛生の観点から重要な管理対象物質とされている。
不法投棄	廃棄物を適正に処理せず、みだりに山林や道路、空き地などに捨てる犯罪行為のこと。自然環境や生活環境へ悪影響を及ぼし、そのまま放置しておくとならば不法投棄常習場所になる可能性があり、投棄物が増えたり、火を点けられたりと、新たな犯罪を誘発する要因にもなり得る。
不法投棄防止パトロール	道路や山林、河川敷などの私有地や公共の場所に不法投棄されたごみをなくすために、地域住民、警察、行政などが連携して行う巡回活動のこと。
浮遊粒子状物質（SPM）	大気中の粒子状物質のうち、粒径が10マイクロメートル（=0.01mm）以下の物質のこと。工場等の事業活動や自動車の走行に伴う人為的な発生のほか、風による砂や埃の巻き上げ等、自然現象によっても発生する。人体への一般的な影響としては、吸い込むと、気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。

は行	
プラグインハイブリッド自動車 (PHEV: Plug-in Hybrid Electric Vehicle)	外部電源から充電できる大容量バッテリーと、ガソリンエンジンの両方を搭載したハイブリッド自動車のこと。搭載したバッテリー（蓄電池）に外部から給電でき、バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させる又はガソリンでエンジンを動かして走ることができる。
プラスチック・スマート	世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・地方公共団体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするため、2018（平成30）年10月に環境省が立ち上げたキャンペーンのこと。2019（令和元）年7月29日時点で585団体から810件の取組が登録している。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環促進法)	プラスチックを使用した製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関係するステークホルダーにプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を講じる法律のこと。資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることを目指している。
プラネタリー・バウンダリー	地球の環境容量を代表する9つのプラネタリーシステム（気候変動、海洋酸性化、成層圏オゾンの破壊、窒素とリンの循環、グローバルな淡水利用、土地利用変化、生物多様性の損失、大気エアロゾルの負荷、化学物質による汚染）を対象に、そのバウンダリー（臨界点）の具体的な評価のこと。
粉じん	物の破碎やたい積等により発生又は飛散する物質のこと。ダストともいう。大気汚染防止法では、「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分される。特定粉じんとしては、石綿（アスベスト）が指定されている。特定粉じんに対しては、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度が定められ、規制されている。一般粉じんは、特定粉じんを除く粉じんであり、構造・使用・管理基準が定められている。
ふんわりアクセル	おだやかにアクセルを踏み込む運転技術のこと。急発進や急な加速はエンジンに高い負荷がかかり、燃焼温度も上がるため、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素の排出量が増加する。ふんわりアクセルを実施することで、エンジンの負荷を軽減して窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素の排出量を低減する。
閉鎖性水域	湖沼・内湾、内海など水の出入りが少ない水域のこと。一般的に水質汚濁が進行しやすい。
ペーパーレス化	環境保護の観点から紙の使用量を減らすことを目的とし、紙で存在する文書や書類、資料を電子化することや既にデータ化されたものを紙に印刷せずに活用・管理する取組のこと。
ポンプ場	下水道管は通常、高低差を利用して汚水が自然に流れるように設置されているが、深くなりすぎると下水道管の設置や維持管理が困難である。このため、下水道管の途中に設置し、汚水を低いところから高いところへ運び、次のポンプ場又は終末処理場に送る設備のこと。

ま行	
マイバッグ	買い物をした時にレジ袋の代わりに持参する自分専用の袋やカゴのこと。環境保護を目的とし、レジ袋の使用削減やごみ減量につながる。
藻場	沿岸の浅い海に海藻や海草が群生している場所のこと。 ブルーカーボン（沿岸・海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと）の主要な吸収源のひとつである。

や行	
有害大気汚染物質	低濃度でも、長期曝露（ばくろ）によって人の健康を損なうおそれのある物質のこと。
有害鳥獣	農林水産業や生活環境に被害を与える野生鳥獣のこと。
有形文化財	建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの形のあるもので、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものをいう。
要請限度	自動車騒音・道路交通振動の測定により、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動を防止するための舗装、維持又は修繕等の措置をとるよう要請したりする際の限度のこと。

ら行	
リサイクル商品	ごみを資源に戻して作りかえた製品のことで、再生紙を使ったノートやトイレットペーパー、プラスチックをリサイクルした家具や文房具などを指す。
リサイクルプラザ	本市でごみの減量及び再資源化を啓発・促進するための本市に所在している施設のこと。1階は、可燃ごみとして焼却処分していたその他プラスチック製容器包装と古紙類を資源として排出するための選別・圧縮・一時保管施設などを整備している「リサイクル部門」、2階は、市民へ廃棄物・環境問題について研修・情報提供などを行うための研修室、情報コーナー、工房室を配置している「プラザ部門」となっており、さらに屋根部分には、クリーンエネルギーの利用として16kWの太陽光発電設備を設置している。
リサイクル率	「ごみの総排出量」のうち、「リサイクル（再資源化）されたごみの量」がどれくらいの割合かを示した数値のこと。
リターナブル容器	使い終わったガラス瓶を回収・洗浄後、中身を詰めて再び商品として販売される、繰り返し使用されるガラス瓶のこと。ビールびん、一升びん、清涼飲料用びん等で実施されている。
レッドデータブック (Red Data Book)	日本に生息又は生育する野生生物を対象に、「レッドリスト（生物学的観点から種の絶滅の危険度を客観的に評価してまとめたリスト）」をもとに、種の生息状況等を取りまとめ、編纂したデータブックのこと。
連携中枢都市圏	連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法）を締結することにより、形成される圏域のこと。相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。本市は、岡山市を中心とする、本市を含む8市5町による「岡山連携中枢都市圏」を形成している。

玉野市環境基本計画（第3次）

令和8年3月

発行：玉野市

編集：市民生活部環境保全課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野 1-27-1

TEL：0863-32-5520 FAX：0863-32-5513

URL：<https://www.city.tamano.lg.jp>
